

碧南市都市計画マスタープランの改定について（報告）

1 計画改定の趣旨

碧南市都市計画マスタープラン（以下「計画」という。）は、市のまちづくりの根幹となる都市計画に関する基本的な方針であり、愛知県が定める西三河都市計画区域マスタープラン、市の総合的な指針である碧南市総合計画等に即し、おおむね10年後を想定した市の将来像を示すとともに、土地利用の方針、道路及び公園といった都市施設の整備方針等を明らかにするものである。

現計画策定時の平成22年3月以降、人口動向、超高齢社会の到来等の都市計画を取り巻く環境が変化しており、これらに的確に対応するため計画の改定を行う。

2 計画の期間

平成31年から平成42年までのおおむね10年間

3 計画の改定体制

(1) 策定委員会等における審議

ア 策定委員会等の概要

策定委員会は、学識経験を有する者を始め各団体の代表者の委員25人及び愛知県を始め行政機関の職員10人のオブザーバーで組織し、計画の改定内容の審議を行う。また、その下部組織として、策定産業部会及び策定行政部会を組織し、計画の改定内容の検討を行う。

イ 開催経過

(ア) 策定委員会

- a 第1回 平成30年2月 5日 現況整理について
- b 第2回 平成30年3月28日 全体構想（骨子）（案）について
- c 第3回 平成30年8月20日 全体構想（案）について

(イ) 策定産業部会

- a 第1回 平成30年1月22日 現況整理について
- b 第2回 平成30年3月12日 全体構想（骨子）（案）について
- c 第3回 平成30年7月17日 全体構想（案）について

(ウ) 策定行政部会

- a 第1回 平成30年1月23日 現況整理について
- b 第2回 平成30年3月16日 全体構想（骨子）（案）について

c 第3回 平成30年7月18日 全体構想（案）について

(2) アンケート調査の実施

ア 市民アンケート調査

(ア) 対象者 住民基本台帳から20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出

(イ) 実施期間 平成29年12月

イ 18歳、19歳アンケート調査

(ア) 対象者 住民基本台帳から18及び19歳の市民500人を無作為に抽出

(イ) 実施期間 平成29年12月

ウ 企業アンケート調査

(ア) 対象者 碧南商工会議所会員企業

(イ) 実施期間 平成30年1月

(3) 地区別懇談会（第1回）の開催

ア 地区別懇談会の概要

市民ワークショップを通して、地域の現状、将来等について話し合い、地域別構想（案）を検討する。

イ 開催期間等

平成30年6月下旬から7月上旬までの期間において、市内6地区で開催した。

4 計画（案）の概要

4ページ及び5ページの碧南市都市計画マスタープラン（案）の概要並びに参考資料2のとおり。

5 今後の予定

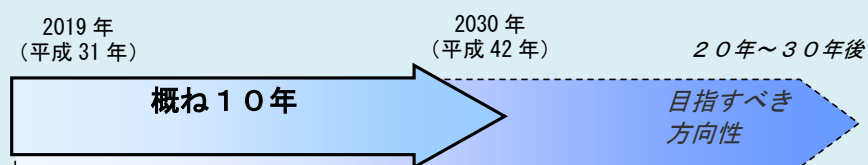
- (1) 平成30年10月 都市計画審議会（中間報告）
- (2) 平成30年10月 地域別懇談会（2回目）
- (3) 平成30年11月 第4回策定産業部会及び策定行政部会
- (4) 平成30年12月 第4回策定委員会
- (5) 平成31年 3月 市議会への報告
- (6) 平成31年 3月 都市計画審議会
- (7) 平成31年 3月 パブリックコメント
- (8) 平成31年 7月 第5回策定産業部会、策定行政部会及び策定委員会
- (9) 平成31年 9月 計画策定及び公表

【基本的事項】（第1章）

都市計画マスタープラン策定の趣旨

- ※ 都市計画マスタープランの法的位置づけ等を整理。
- ※ 計画改定の趣旨（現行計画の目標年次の到来、社会・経済情勢の変化への対応等）を整理。

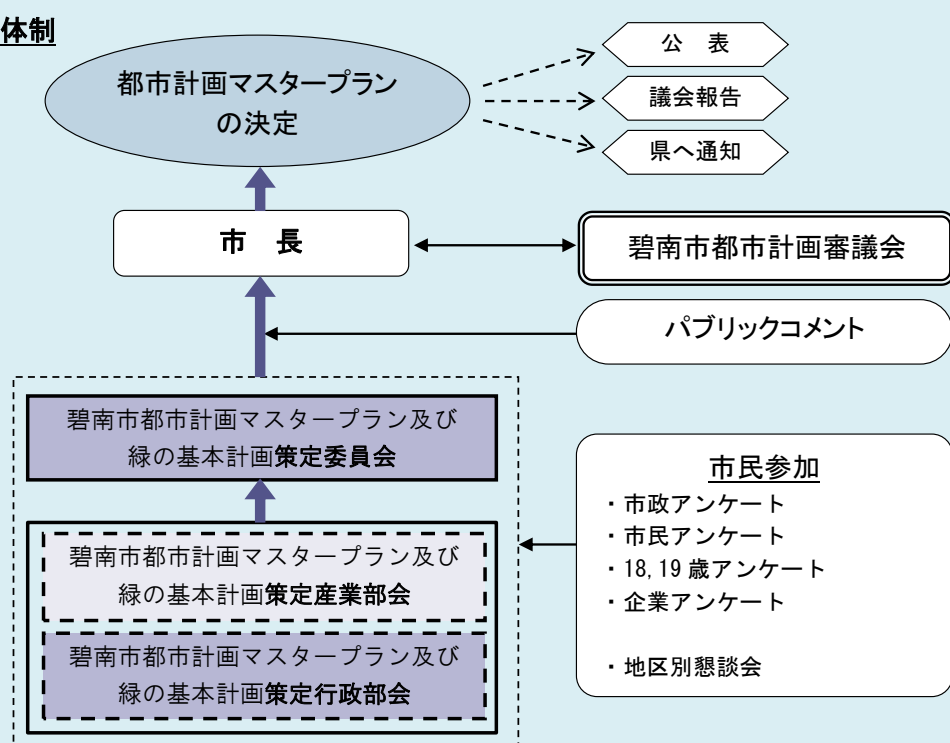
計画の目標年次



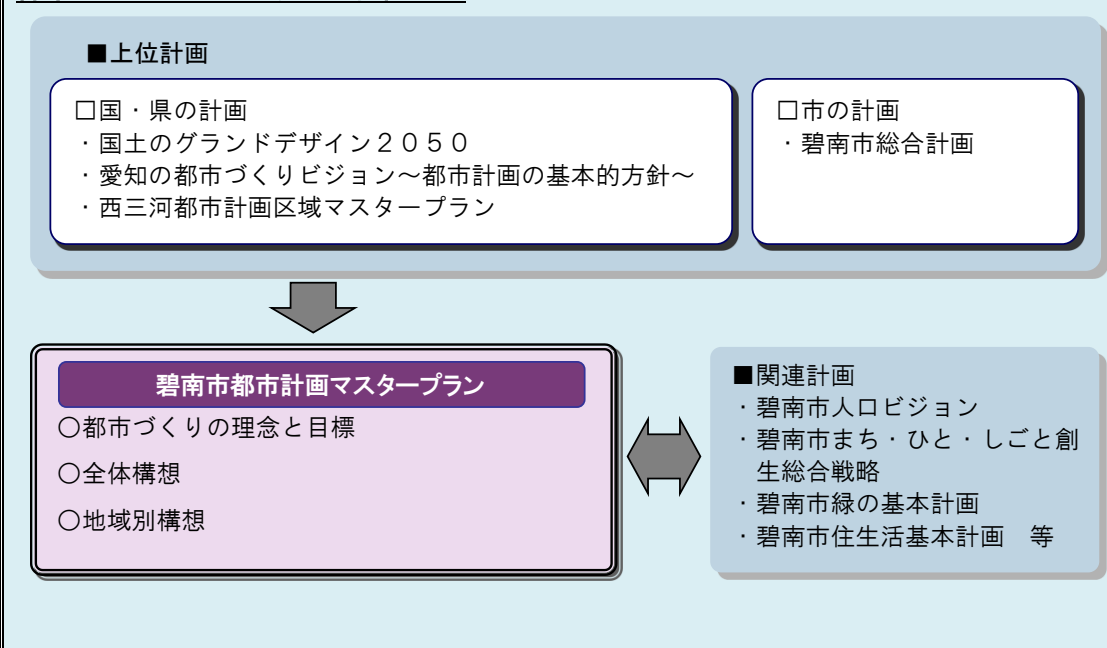
計画の対象区域

市全域（面積 3,586ha）

計画の策定体制



都市計画マスタープランの位置づけ



【都市の現状と課題】（第2章）

社会経済動向の変化・法制度の動き

碧南市の現状と課題

近年の社会経済動向

- 人口減少、少子高齢社会の進行
- 厳しさを増す財政状況とインフラ施設の老朽化への対応
- 巨大地震等の災害への対応

近年の法制度改正等の動き

- ※ 現行計画策定以後の法制度改正等の主な事項（まち・ひと・しごと創生法施行、空家等対策の推進に関する特別措置法施行等）を整理。

人口動向からの課題

- 近年の人口増加傾向を維持し、活力ある都市づくりに向けた施策の展開
- 高齢化の進行に対応し、だれもが便利で快適に暮らし続けられる環境づくり

産業構造からの課題

- 都市の活力維持等のため、需要に応じた産業用地の供給促進
- 食料品スーパー等日常の生活利便を支える身近な商業施設の維持
- 県下有数の農産地として、農業振興による農地の適正な保全

土地・建物利用からの課題

- 都市や地域の玄関口となる駅周辺の魅力向上
- 住宅と工場の混在する地区の適切な土地利用誘導
- 市街地内農地のあり方の検討

市街化動向からの課題

- 環境改善に向けた総合的な施策の展開

交通体系からの課題

- 幹線道路網の整備推進
- 地域高規格道路及び矢作川堤防リフレッシュ道路の早期整備
- 生活道路の拡幅整備
- 公共交通サービスの維持・向上に向けた鉄道・バス利用の促進

都市基盤整備状況からの課題

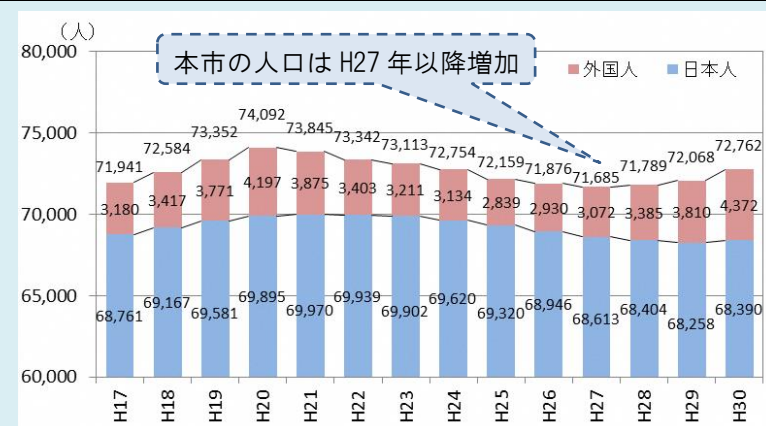
- 旧市街地等、身近な公園が不足する地区における適切な公園・緑地整備
- 水害防止や環境保全に向けた河川・下水道の整備推進
- 衣浦港における港湾施設の再編等による港湾機能の高度化

防災からの課題

- 津波浸水や洪水・高潮の被害が想定される低地部における総合的な防災対策の推進
- 地震による甚大な被害が想定される地域における防災対策の推進

地域資源からの課題

- 地域資源としての文化財や景観資源の活用
- 伝統的産業と住宅等との共存



出典：住民基本台帳（各年4/1現在）

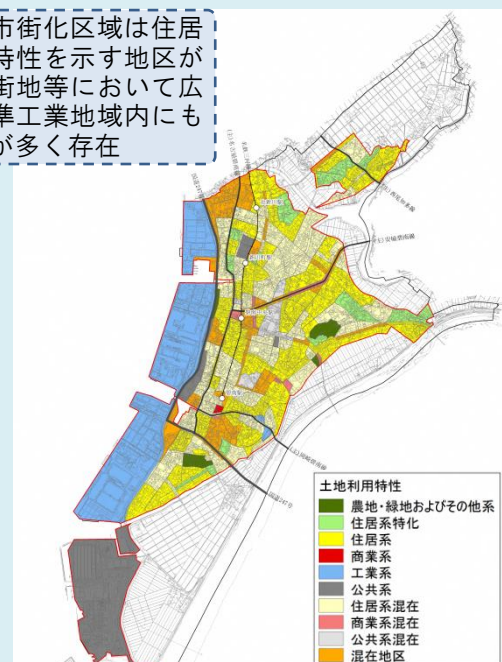
【人口の推移】



出典：工業統計調査

【製造品出荷額等の推移（従業者30人以上の事業所）】

臨海部を除く市街化区域は住居系の土地利用特性を示す地区が大半で、旧市街地等において広く指定される準工業地域内にもこうした地区が多く存在



出典：H25年度都市計画基礎調査

【土地利用特性】

【都市づくりの理念と目標】（第3章）

都市づくりの理念

- 都市の活力を維持するための、移住・定住の促進と産業活動の活性化
- 衣浦港の魅力を活かした、生産、物流、賑わい拠点の形成
- 恵まれた自然環境や景観を保全する都市づくりの推進
- 自然・文化と調和し、だれもが便利で快適に暮らせる都市づくりの推進
- 超高齢社会や障害者に配慮した安全で快適な都市づくりの推進
- 若者世代の定住促進による多世代交流の推進と活気あるまちづくりの推進
- 大規模災害に備え、だれもが安全に安心して暮らせる都市づくりの推進
- 市民・事業者等が協働し、いきいきと暮らせるまちづくりの推進

将来都市像

水と緑に恵まれ 暮らしと産業が調和した 活力ある港湾都市・碧南

目 標

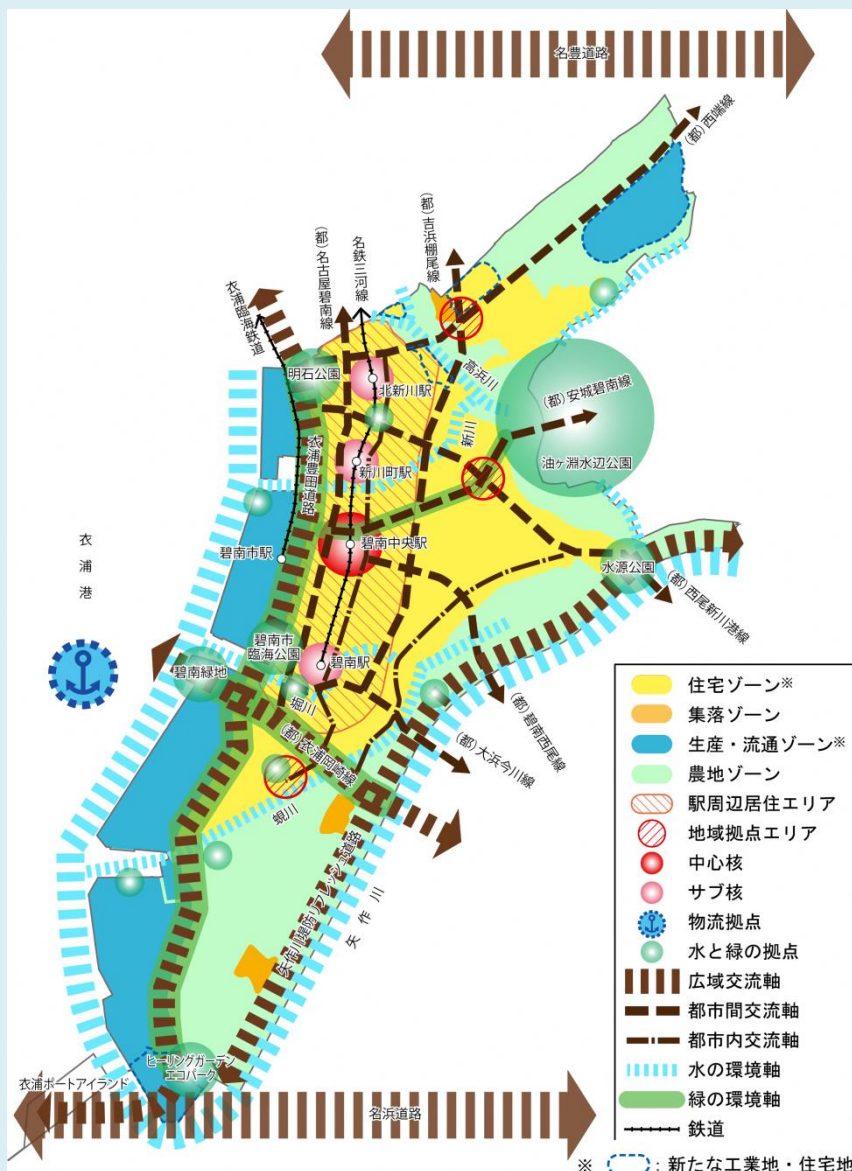
〈誰もが暮らしやすい居住環境を備えた都市づくり〉
〈広域交流を促進する都市づくり〉 〈自然と文化を活かした都市づくり〉
〈産業活性を促進する都市づくり〉 〈安心・安全で人にやさしい都市づくり〉

将来フレーム（平成42年）

- 人口 75,000人（H30 72,762人）
- 製造品出荷額等 9,100億円（H27 6,953億円）
- 年間商品販売額 1,200億円（H26 1,038億円）

将来の都市構造

- 広域的な交流軸の形成
… 広域交流軸、都市間交流軸
- 集約型の市街地の形成
… 中心核、サブ核、都市内交流軸
- 良好な居住環境の形成
… 住宅ゾーン（駅周辺居住エリア、地域拠点エリア、その他エリア）、集落ゾーン
- 産業拠点の形成
… 生産・流通ゾーン、農地ゾーン、物流拠点
- 市の特性を活かした都市環境の形成
… 水と緑の拠点、水の環境軸、緑の環境軸



※ 新たな工業地・住宅地

【全体構想】（第4章）

① 土地利用の方針

- 鉄道駅や地域コミュニティを中心としたまちなか居住を誘導し、便利で快適に暮らせる土地利用を進めます。
- 自然環境・文化・歴史等の地域資源を活かした土地利用を進めます。
- 新たな工業地・住宅地の拡大に際しては、災害防止に十分配慮するとともに地区計画等により周辺環境との調和がとれた土地利用を進めます。
- 移住・定住を促進し都市の活力が持続できるよう、適切な住宅地の確保を進めます。
- 市民の日常生活を支えるとともに地域の活性化が図られるよう、適切な商業地の確保を進めます。
- 産業活動を活性化し都市の活力が高められるよう、適切な工業地の確保を進めます。

② 都市施設等整備の方針

共通	●市民の暮らしや都市の活力を支える都市施設等の整備を進めます。 ●すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した都市施設等の整備を進めます。 ●都市施設等の長寿命化を図る等、持続可能な都市づくりを進めます。 ●都市施設等の耐震化を促進し、安全に安心して暮らせる都市づくりを進めます。
交通施設	●社会経済活動や人・モノの対流を支える広域幹線道路の整備を進めます。 ●まちの活性化を促進する都市施設として幹線道路の整備を進めます。 ●暮らしの安全・安心の確保のため、区画道路の整備を進めます。 ●未整備となっている都市計画道路は、必要に応じて見直しを進めます。 ●公共交通と自動車交通の連携を強化するため、交通結節点となる駅前広場の機能強化を進めます。 ●鉄道、バス等の公共交通の利便性の向上に取組みます。 ●鉄道駅や拠点施設の周辺において、駐車施設の確保に取組みます。
公園・緑地	●豊かな自然を守り、市民生活と調和した環境を維持します。 ●地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます。 ●身近な緑を増やし、快適な市街地環境を造ります。 ●多様な主体が、緑の維持・管理活動への参画を進めます。
河川	●河川整備計画に基づき、計画的な河川整備を進めます。
下水道	●公共下水道の整備を進め、公共水域の水質保全と浸水被害の低減に取組みます。
港湾	●衣浦港における物流、交流機能を高め、活力あるまちづくりを進めます。
その他	●多くの市民が利用する公共施設等は、安全性や快適性を確保し、だれもが利用しやすい整備を進めます。

③ 住宅・居住環境の整備の方針

- 防災性、防犯性を高め、安心・安全な住まいづくりを進めます。
- 高齢者、障害者等が快適に生活できるよう、支えあう住まいづくりを進めます。
- だれもが住み続けたいと感じられる住まいづくりを進めます。
- 既存の住宅ストックを活用しつつ、質の高い住まいづくりを進めます。
- 地域特性を活かし環境に配慮した住まいづくりを進めます。

④ 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

- 自然環境を保全し自然と市民がふれあえる都市づくりを進めます。
- 自然環境に配慮し環境負荷の小さな都市づくりを進めます。
- 環境に優しく快適に暮らせる都市づくりを進めます。

⑤ 都市景観形成の方針

- 市民と風土に育まれてきた景観の保全・活用による持続可能な景色づくりを進めます。
- 市民・事業者・行政が協働して、都市景観の保全・創造に取組みます。
- 景観資源、産業資源を活用した観光づくりを進めます。

⑥ 防災施設整備の方針

- 地震災害等に備え、災害時の被害の低減に取組みます。
- 津波や高潮等の災害に備え、浸水区域の低減に取組みます。
- 大規模災害に備え、災害に強い都市づくりを進めます。
- 地域コミュニティと連携した事前復興まちづくり等の大規模災害への備えを進めます。

碧南市都市計画マスタープラン

(案)

平成30年 9 月

碧 南 市

目次

第1章 基本的事項	1
1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨	1
2. 計画の目標年次	1
3. 計画の対象区域	2
4. 計画の策定体制	2
5. 都市計画マスタープランの位置づけ	3
第2章 都市の現状と課題	5
1. 社会経済動向の変化・法制度の動き	5
(1) 近年の社会経済動向	5
(2) 近年の法制度改正等の動き	7
2. 碧南市の現状と課題	8
(1) 人口動向からの課題	8
(2) 産業構造からの課題	10
(3) 土地・建物利用からの課題	12
(4) 市街化動向からの課題	15
(5) 交通体系からの課題	16
(6) 都市基盤整備状況からの課題	19
(7) 防災からの課題	22
(8) 地域資源からの課題	24
第3章 都市づくりの理念と目標	27
1. 都市づくりの理念	27
2. 都市づくりの目標	28
3. 将来フレームの設定	29
(1) 人口フレーム	29
(2) 産業フレーム	30
4. 将来の都市構造	31
(1) 広域的な交流軸の形成	31
(2) 集約型の市街地の形成	31
(3) 良好な居住環境の形成	31
(4) 産業拠点の形成	32
(5) 市の特性を活かした都市環境の形成	33

第4章 全体構想	35
1. 土地利用の方針	35
2. 都市施設等の整備の方針	37
(1) 都市施設等（共通）の方針	37
(2) 交通施設の整備方針	38
(3) 公園・緑地の整備方針	41
(4) 河川の整備方針	43
(5) 下水道の整備方針	43
(6) 港湾の整備方針	44
(7) その他の都市施設等の整備方針	44
3. 住宅・居住環境の整備の方針	45
4. 自然環境の保全及び都市環境の形成の方針	46
5. 都市景観の形成の方針	47
6. 防災施設の整備の方針	48

第1章 基本的事項

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨

都市計画マスタープランとは

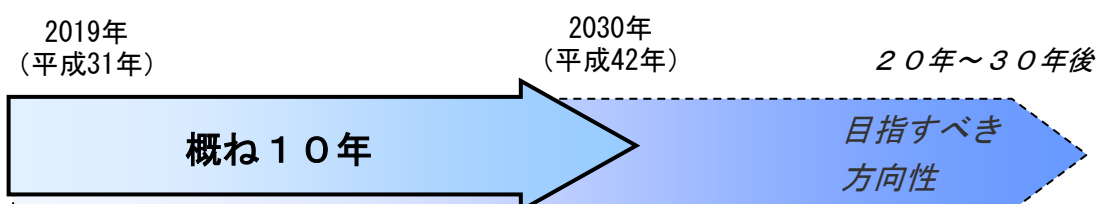
- 都市計画法（第18条の2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。
- 市町村が、その創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。
- 都市計画では、土地利用の規制・誘導や道路・公園等の都市施設の整備等を進めますが、これらは都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

計画改定の趣旨

- 現行の都市計画マスタープランは、平成32年を目標年次として、平成22年3月に策定されました。
- 目標年次を迎えるにあたり、将来の人口や社会・経済情勢の見通しに的確に対応し進化と発展を続ける、持続可能な都市づくりを目指し、計画の見直しを行うものです。

2. 計画の目標年次

- 計画改定から概ね10年後の **2030年（平成42年）** を目標年次とします。
- 目指すべき方向性（将来都市構造等）については、20～30年後の長期を見据えて設定します。
- 計画期間内であっても、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図ります。



3. 計画の対象区域

- 本市は、全域が都市計画区域に指定されていることから、都市計画マスタープランの対象区域は市全域（面積 3,586ha）とします。

4. 計画の策定体制

- 都市計画マスタープランは、緑の基本計画の改定と合わせて、以下の体制により策定しました。

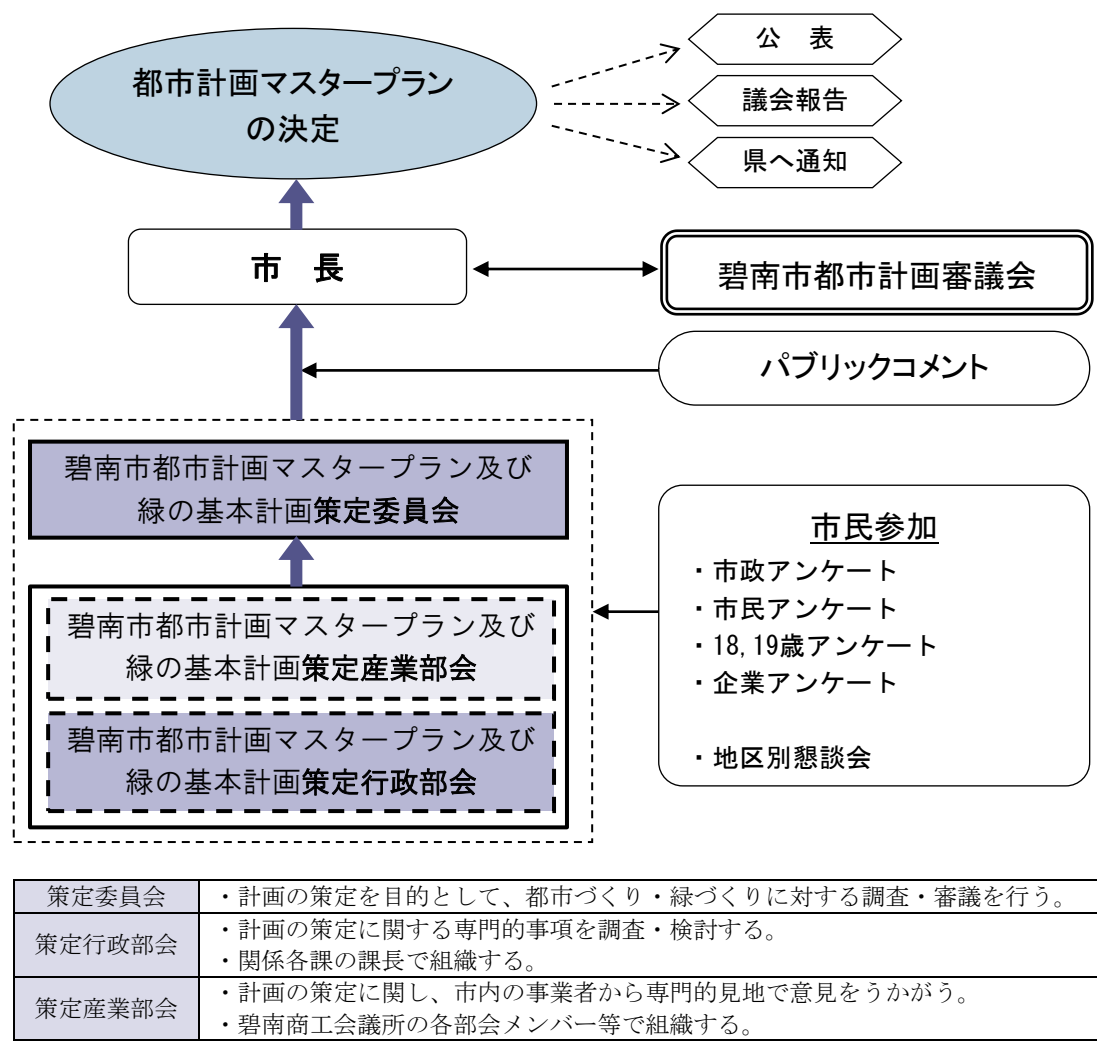


図1-1 計画の策定体制

5. 都市計画マスタープランの位置づけ

- 都市計画マスタープランは、愛知県が策定する「西三河都市計画区域マスタープラン」や本市が策定する「碧南市総合計画」等の上位計画に即すほか、各種の関連計画と整合を図ります。
- 都市計画マスタープランは、都市全体のまちづくりの方針を定める「全体構想」と、地域別のまちづくりの方針を定める「地域別構想」により構成します。

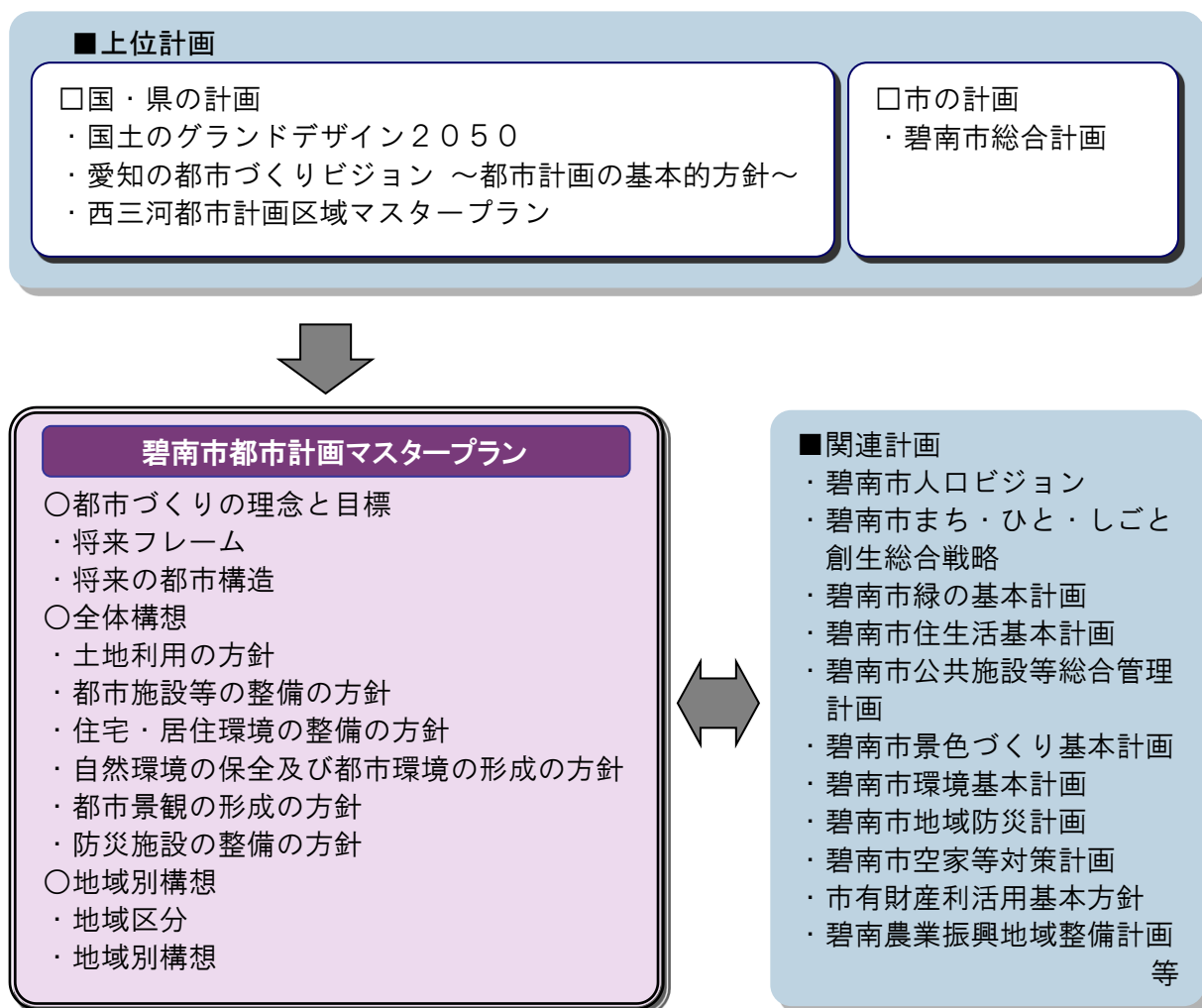


図1-2 都市計画マスタープランと上位計画、関連計画等との関係

第2章 都市の現状と課題

1. 社会経済動向の変化・法制度の動き

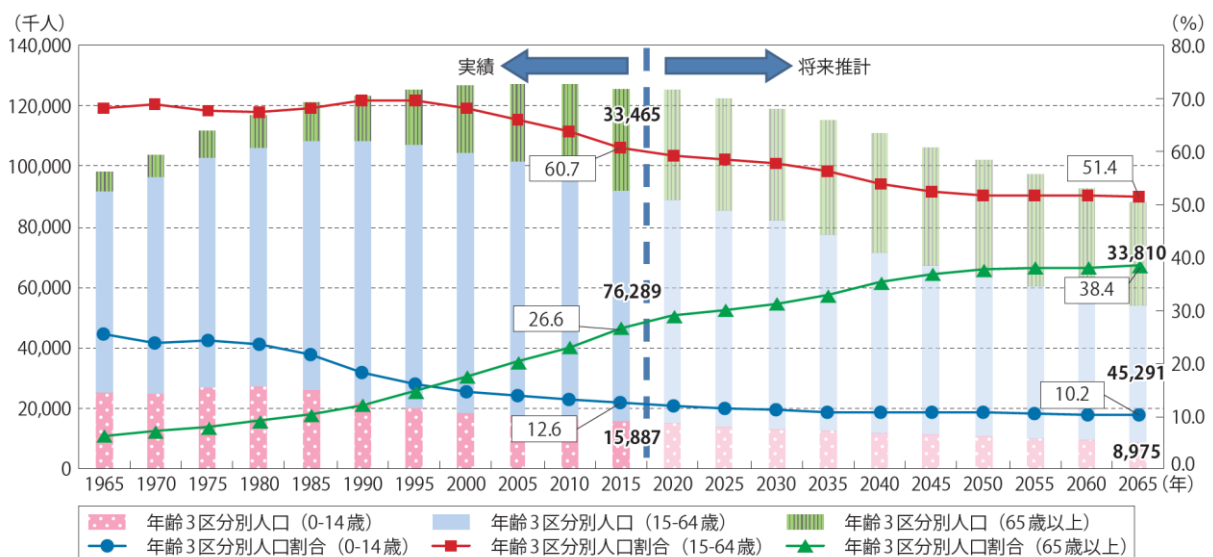
ここでは都市づくりに関し、近年における社会経済動向の変化や関連法制度の改正等の内容について整理します。

(1) 近年の社会経済動向

① 人口減少、少子高齢社会の進行

少子高齢化の進行により、我が国の総人口は2008 年をピークに減少に転じており、生産年齢人口も1995 年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（2017年推計：出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は、2015 年の12,709万人から2065 年には8,808 万人にまで減少すると見込まれています。生産年齢人口（15～64 歳）は、2015年の7,629万人から2065 年には4,529 万人にまで減少すると見込まれています。

特に生産年齢人口の減少は、地域経済の縮小につながる恐れがあるとともに、人口総数の減少に伴い、これまでの拡大型の都市づくりから、将来の人口規模を見据えた持続可能な都市づくりが重要となります。



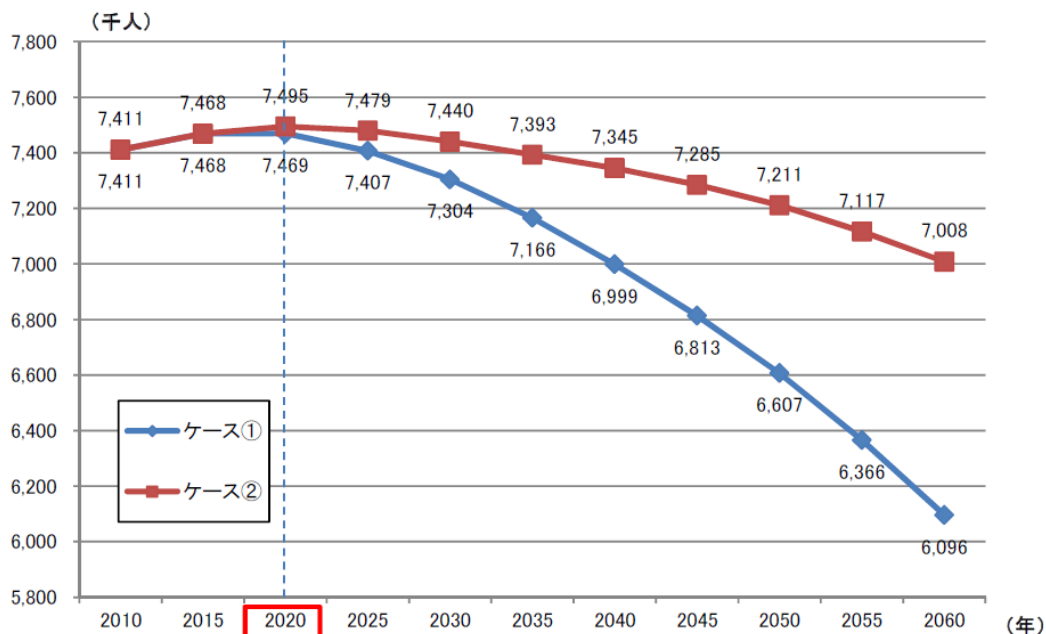
(注) 1970年以前は沖縄県を含まない。

資料) 2010年までは総務省統計局『国勢調査報告』、2015年は総務省統計局『平成27年国勢調査 人口等基本集計』、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年推計)の出生中位（死亡中位）推計より国土交通省作成

出典：平成28年度国土交通白書

図2-1 日本の総人口の推移・推計

一方、愛知県の人口はこれまで増加を続けてきましたが、2020年頃をピークに減少に転じる見込みとなっています。ただし、県内でも名古屋市東部や西三河中央部等の市町村では、今後当面の間人口の増加が見込まれ、こうした地域特性を踏まえた市街地の形成・再構築が求められます。



※ケース①：出生率が現状程度で推移する場合の将来人口推計

※ケース②：出生率が上昇する場合の将来人口推計

出典：愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27)

図2-2 愛知県の人口の長期的な見通し

② 厳しさを増す財政状況とインフラ施設の老朽化への対応

全国的な傾向として、今後人口の減少に伴う税収減や、高齢化に伴う扶助費の増加等により、自治体の財政運営は一層厳しさを増すことが避けられない状況にあります。一方で、高度経済成長期に多く整備された公共施設や道路等のインフラが老朽化し、いっせいに更新時期を迎えることが想定されています。こうした状況下において、限られた財源を効率よく配分し、効果的な都市づくりを進めていく必要があります。

③ 巨大地震等の災害への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、我が国全体として津波等の自然災害に対する意識が高まっています。さらに、平成30年7月豪雨をはじめ、近年ではゲリラ豪雨等による土砂災害や河川の氾濫等が頻発し、家屋の倒壊や浸水による被害や人的被害も多く発生しています。こうした災害に対し、ハード整備のみでの対応は困難であり、住民による避難体制の強化や災害の危険度が高い区域での居住の制限等、ソフト施策を組み合わせながら、総合的に防災対策を推進する必要があります。

(2) 近年の法制度改正等の動き

都市づくりに関する近年の法制度改正等の主だった事項は以下のとおりです。これらはいずれも前述した近年の社会経済動向を反映したものであり、都市計画マスタープランの改定にあたり配慮する必要があります。

年月	法改正等
平成23年12月	「津波防災地域づくりに関する法律」施行
平成26年4月	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務省要請）
平成26年8月	「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」施行 ⇒ 『立地適正化計画制度』創設
平成26年11月	「まち・ひと・しごと創生法」施行
平成26年11月	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行
平成27年2月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行
平成27年4月	「都市農業振興基本法」施行
平成29年6月	「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行（一部は平成30年4月施行）

2. 碧南市の現状と課題

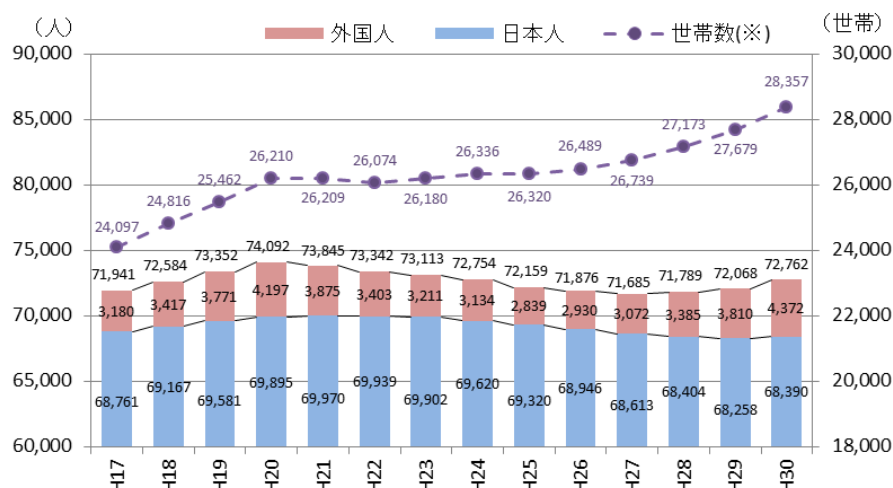
(1) 人口動向からの課題

- 近年の人口増加傾向を維持し、活力ある都市づくりに向けた施策の展開
- 高齢化の進行に対応し、だれもが便利で快適に暮らし続けられる環境づくり

- ・本市の人口は、2008（平成20）年をピークに減少傾向が続きましたが、**2015（平成27）**

年以降、増加に転

じています。この傾向を維持し、活力ある都市づくりを目指した施策展開が求められます。



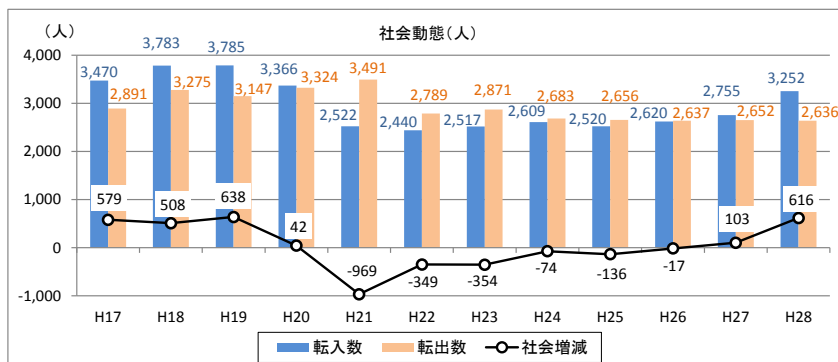
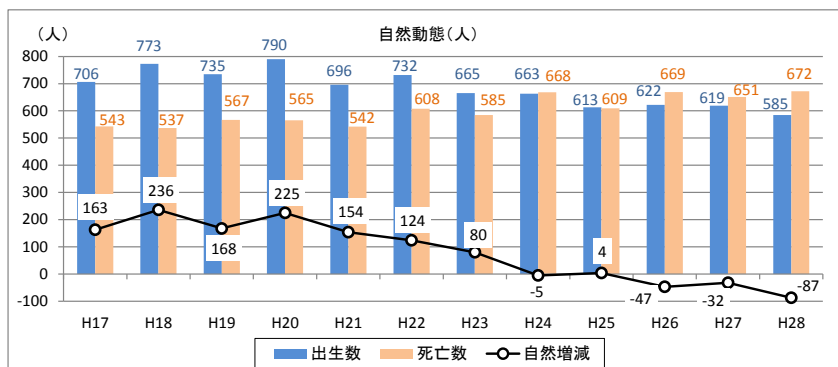
※世帯数は日本人・外国人の合計

出典：住民基本台帳（各年3/31現在）

図2-3 人口・世帯数の推移

- ・近年の人口増加の要因を人口動態からみると、自然動態は2012（平成24）年以降、死

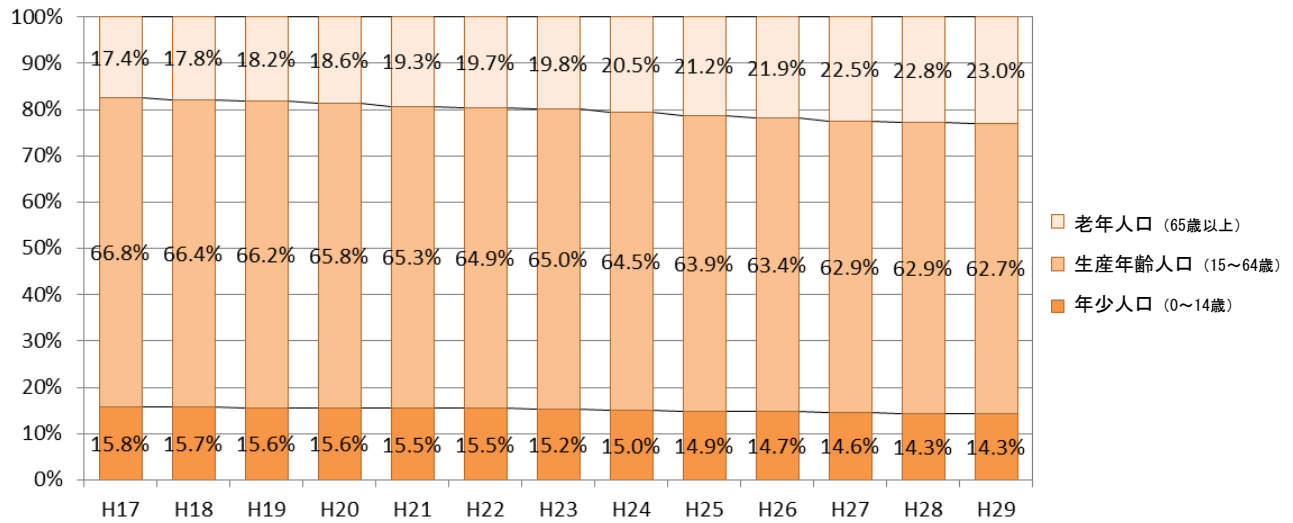
亡数が出生数を上回り自然減が続く一方、社会動態はリーマンショックの影響から、2009（平成21）年に転出数が転入数を上回り社会減に転じましたが、**2015（平成27）年以降は再び社会増**を示しています。



出典：碧南市の統計

図2-4 人口動態の推移

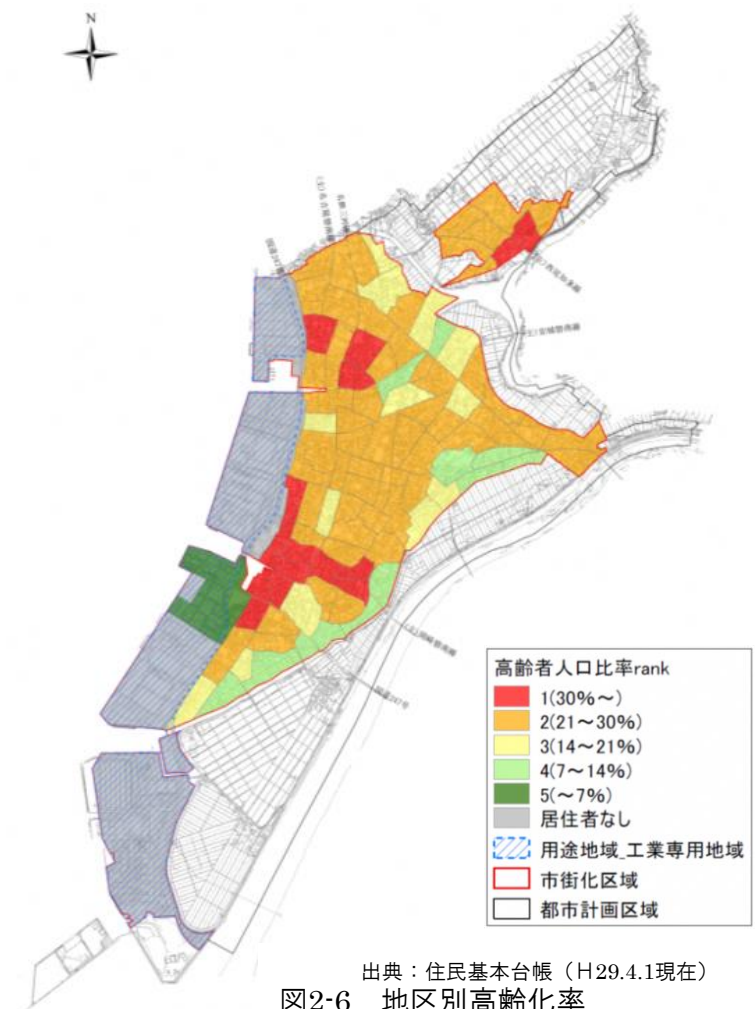
- ・本市の高齢化率（65歳以上の割合）は、2017（平成29）年に23.0%で、年々増加する傾向にあります。今後も高齢化の進行が想定されることから、**高齢者を含めだれもが便利で快適に暮らし続けられる環境づくり**が課題です。



出典：住民基本台帳（H29は4/1現在、その他の年は9/30現在）

図2-5 年齢3区分別人口割合の推移

- ・地区別の高齢化率をみると、大浜地区や新川地区等の**旧市街地で、高齢化率30%を超える地域が多く分布**しています。



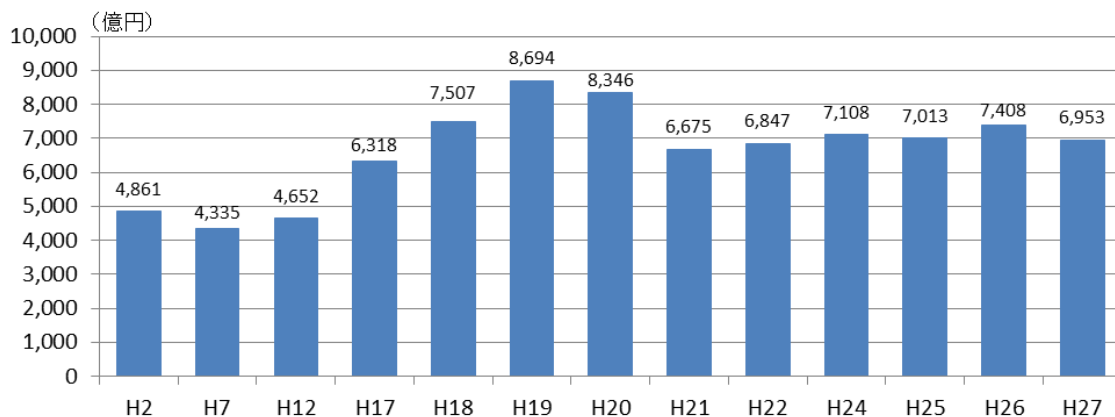
出典：住民基本台帳（H29.4.1現在）

図2-6 地区別高齢化率

(2) 産業構造からの課題

- 都市の活力維持等のため、需要に応じた産業用地の供給促進
- 食料品スーパー等日常の生活利便を支える身近な商業施設の維持
- 県下有数の農産地として、農業振興による農地の適正な保全

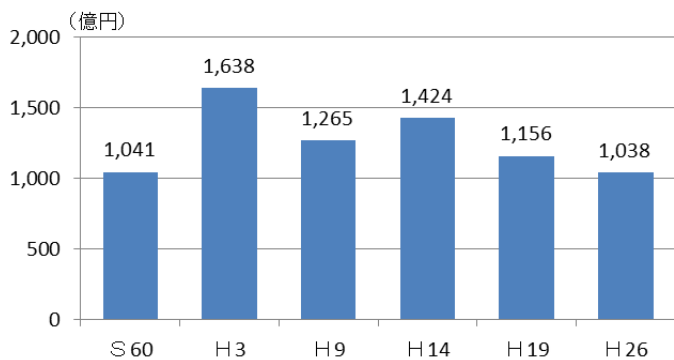
・製造品出荷額等はリーマンショック後の2009（平成21）年以降増加傾向にあり、これに伴い近年では人口も増加しています。都市の活力の維持や、市民に対する就業の場の確保といった観点から、**需要に応じた産業用地の供給が課題**です。



出典：工業統計調査

図2-7 製造品出荷額等の推移（従業者30人以上の事業所）

・市街地内には比較的規模の大きな食料品スーパーがバランスよく立地していますが、商業販売額は概ね減少傾向にあります。**販売額の減少が続いた場合には店舗の撤退等により、現在の生活利便性が維持できなくなる恐れ**があります。

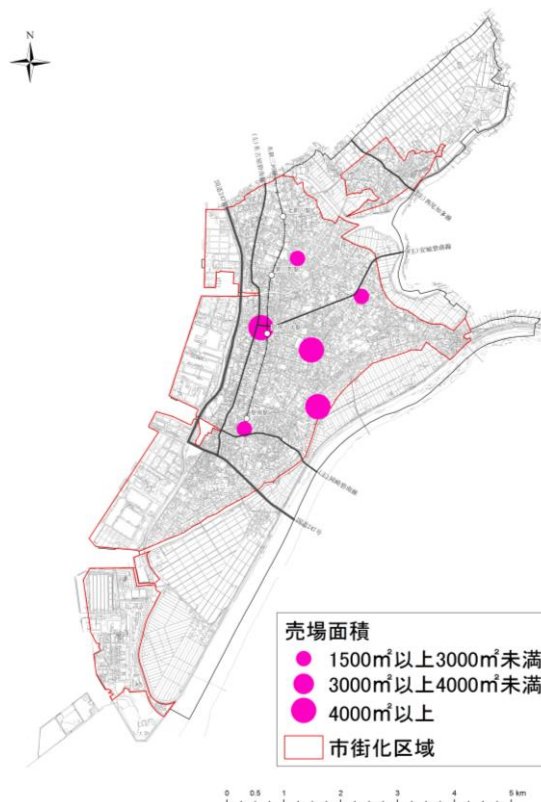


出典：商業統計調査

注）・H26年商業統計調査は、総務省所管の「経済センサス・基礎調査」と同時実施。

・H26年調査は日本標準産業分類の改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施のH19年調査の数値とは接続していない。

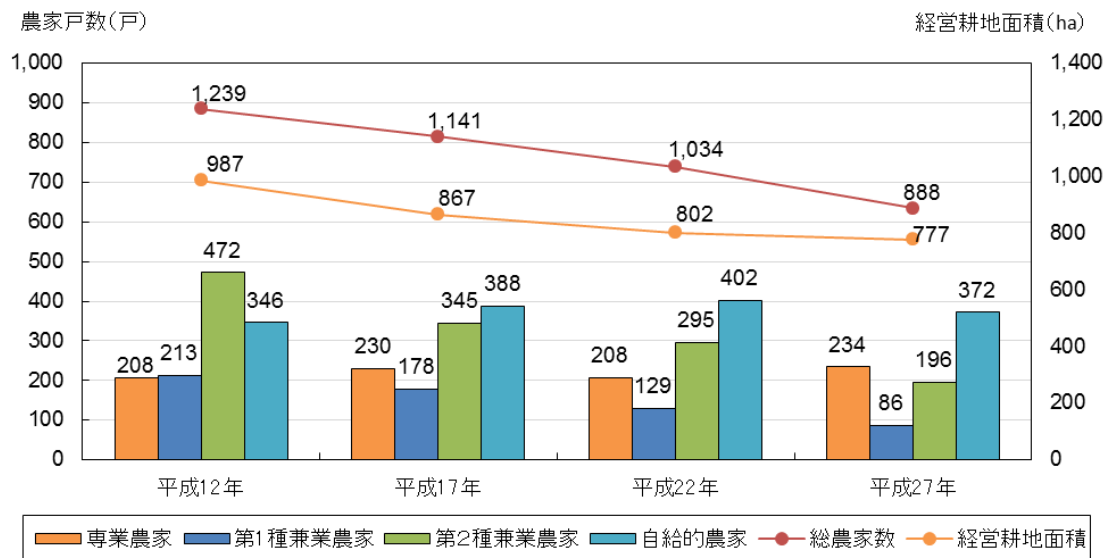
図2-8 年間商品販売額の推移



出典：愛知県産業労働部商業流通課 HP

図2-9 主な食料品スーパー分布図

- ・農業については、農家数、経営耕地面積とも減少傾向にありますが、本市はにんじん、たまねぎ等の野菜指定産地の指定を受け、県下でも有数の産地となっています。農地は、農産品の生産基盤としての機能だけでなく、ゆとりある田園風景を形成し、水害等に対する防災機能を有する等多様な役割があり、**農業振興による農地の適正な保全**が望まれます。



出典：農林業センサス

図2-10 農家戸数及び経営耕地面積の推移

(3) 土地・建物利用からの課題

- 都市や地域の玄関口となる駅周辺の魅力向上
- 住宅と工場の混在する地区の適切な土地利用誘導
- 市街地内農地のあり方の検討

- ・地価公示による2012（平成24）年と2017（平成29）年との比較では、**駅周辺等で地価が低下**しています。
- ・一方、市民アンケートによる「土地利用に関して特に力を入れて欲しいこと」として、「**駅周辺への商業施設の集積**」が**突出して多い**結果となっています。
- ・駅周辺は都市や地域の玄関口となる場所でもあり、市街地環境の改善・整備や土地利用の高度化等により、魅力の向上が望まれます。

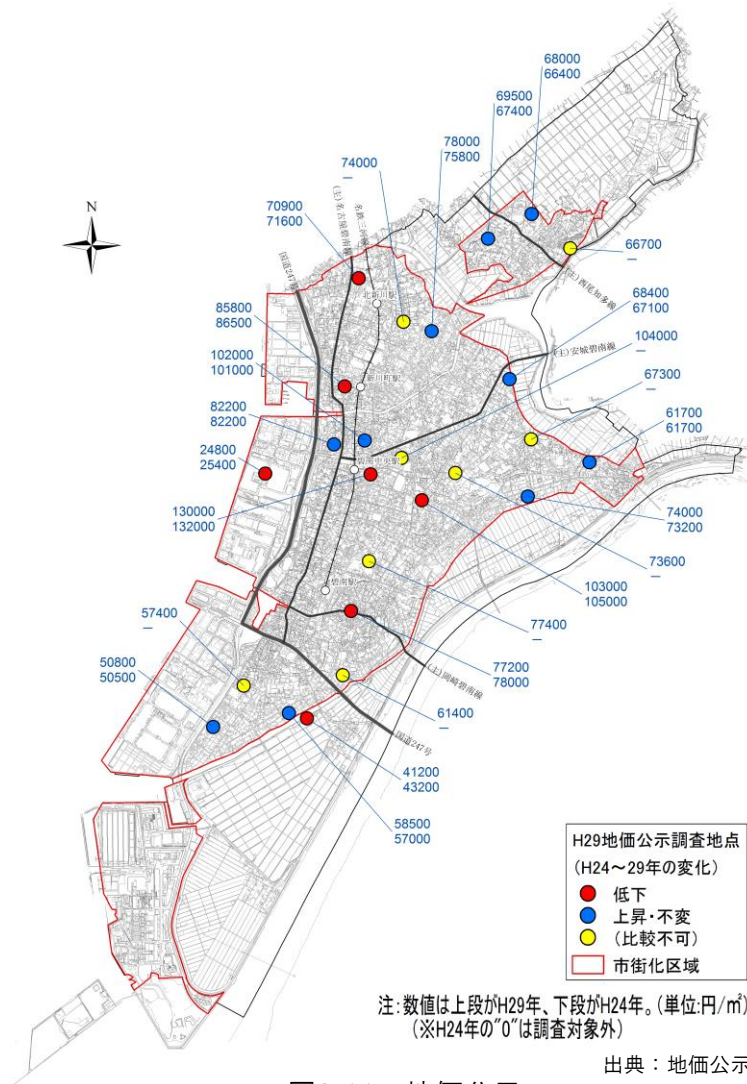
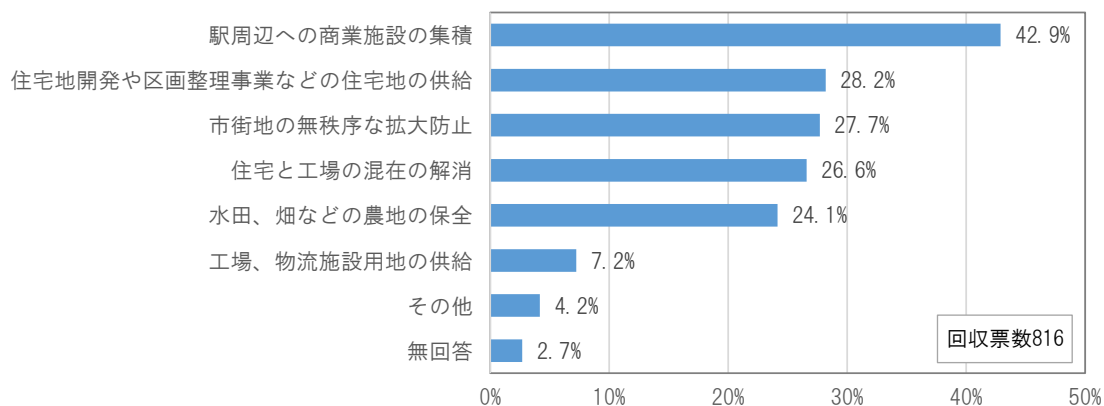


図2-11 地価公示



出典: H29年市民アンケート

図2-12 土地利用に関して特に力を入れて欲しいこと

- ・旧市街地等では、図2-13に示すように、住宅と工場の共生を図るための用途地域として「準工業地域」が広く指定されています。
- ・一方、図2-14をみると、準工業地域内において混在地区の分布もありますが、住居系の土地利用特性を示す地区も多く存在しており、こうした**住居主体となっている地区を中心に十分な検討をする中で、用途地域の見直し等による適切な土地利用誘導**が望まれます。

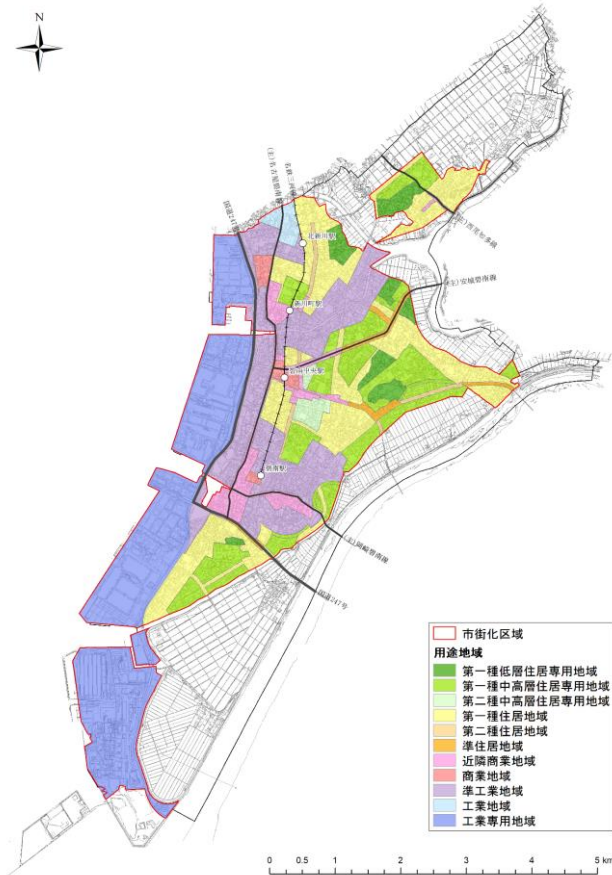


図2-13 用途地域図 (H30.3.20)


出典：H25 年度都市計画基礎調査
図2-14 土地利用特性

〔参考〕 土地利用特性判定表

	区 分	土地利用特性
農地・緑地およびその他60%以上	「農地・緑地およびその他系」の面積が60%以上の地区	農地・緑地およびその他系
1位の比率が70%以上	「住居系」の面積が90%以上の地区	住居系特化
	「住居系」の面積が70%以上、90%未満の地区	住居系
	「商業系」の面積が70%以上の地区	商業系
	「工業系」の面積が70%以上の地区	工業系
	「公共系」の面積が70%以上の地区	公共系
1位の比率が50%以上70%未満	「住居系」の面積が50%以上、70%未満の地区	住居系混在
	「商業系」の面積が50%以上、70%未満の地区	商業系混在
	「工業系」の面積が50%以上、70%未満の地区	工業系混在
	「公共系」の面積が50%以上、70%未満の地区	公共系混在
1位の比率が50%未満	上記以外の地区	混在地区

- 土地区画整理事業実施区域内をはじめ、市街化区域の外縁部に多くの農地が分布しています。
- 都市農業振興基本法の制定等、近年の社会動向も踏まえつつ、市街化区域内農地のあり方についての方針を検討する必要があります。



出典：H25年度都市計画基礎調査

図2-15 市街化区域内農地の分布状況

- ・人口集中地区（ＤＩＤ）は、土地区画整理事業の施行に伴い、主に市街地東部及び南部に拡大しています。
- ・今後、人口の大幅な増加が見込まれにくい状況下において、人口集中地区（ＤＩＤ）の外縁部への拡大は人口の低密度化を招き、都市経営の不効率化につながる恐れもあります。
- ・このため、人口流出や高齢化が進む**旧市街地では移住・定住化の促進に向けて、狭あい道路の拡幅や空き家・空き地の活用等の総合的な環境改善施策を実施していくことが重要**です。

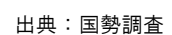


図2-16 人口集中地区（DID）の状況図

(5) 交通体系からの課題

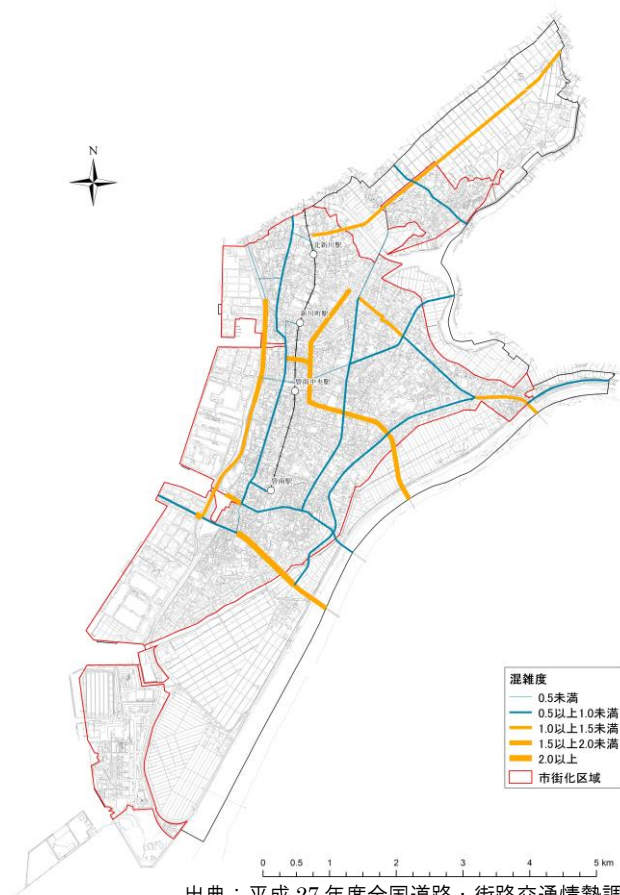
- 幹線道路網の整備推進
- 地域高規格道路及び矢作川堤防リフレッシュ道路の早期整備
- 生活道路の拡幅整備
- 公共交通サービスの維持・向上に向けた鉄道・バス利用の促進

- ・市内の幹線道路網を構成する国道・県道の整備率は高く、都市計画道路も8割以上が整備済となっていますが、混雑度が1.0以上の地点が国道247号等にみられ、**引き続き幹線道路網の整備が必要です。**

表 2-1 都市計画道路整備の進捗状況

	平成21年	平成28年
都市計画道路整備率	82.3%	83.7%

※ 整備率＝（改良済延長 / 計画延長）×100
 ※ 各年4月1日現在



出典：平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査

図2-17 混雑度状況図

- ・本市は、3 方向を河川・海岸で囲まれていることから、近接市町へのアクセス道路が不十分となっており、**衣浦豊田道路及び名浜道路の地域高規格道路の早期整備**が望まれます。
- ・**矢作川**においては、堤防の防災機能と南北交通の円滑化を兼ねた**矢作川堤防リフレッシュ道路の整備**が進められており、本市の幹線道路網の一翼として早期完成が望まれます。



路線表示区分	表示方法	備考
地域高規格道路		計画路線
		候補路線

出典：愛知県HP

図2-18 地域高規格幹線道路網

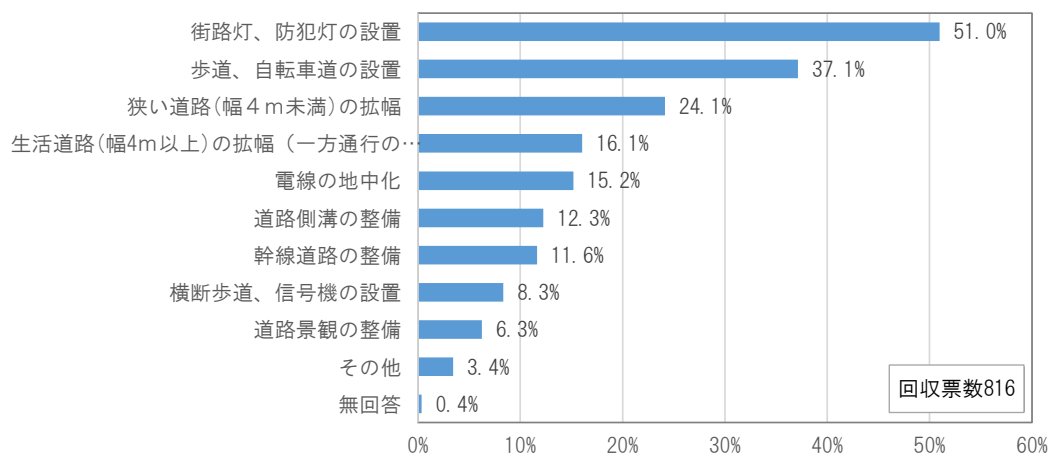
- ・ **旧市街地を中心に、幅員4m未満の道が多く分布**しており、交通安全性や防災安全性の確保に向けた生活道路の拡幅整備が必要です。
- ・ 駅前広場や駅前線について、観光面の強化の観点からも整備が必要です。



出典：H26 年度都市計画基礎調査

図2-19 道路幅員別状況図

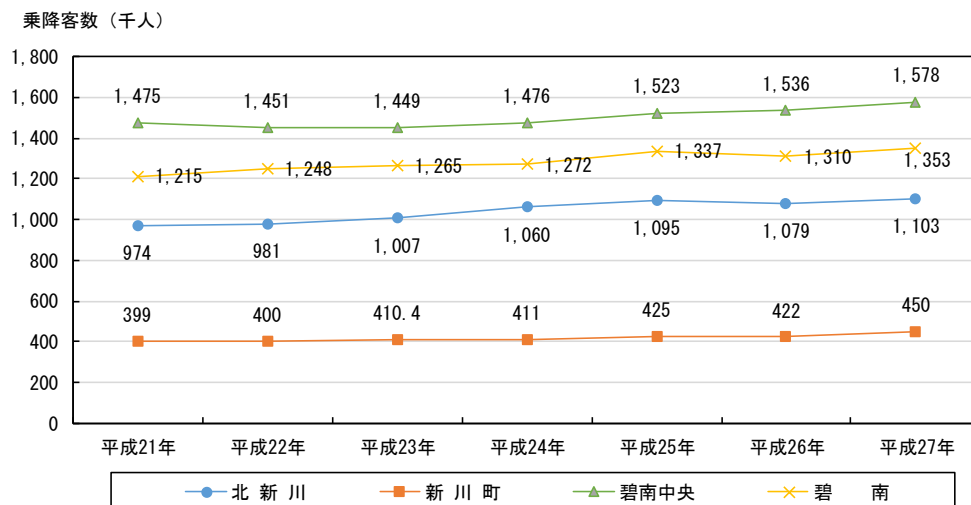
- ・ 市民アンケートによる「道路整備に関して優先的に行って欲しいこと」として、「街路灯、防犯灯の設置」（51.0％）に次いで、「**歩道、自転車道の設置**」（37.1％）、「**狭い道路（幅4m未満）の拡幅**」（24.1％）等が多くなっています。



出典：H29 年市民アンケート

図2-20 道路整備に関して優先的に行って欲しいこと

- ・鉄道は、名鉄三河線の4駅が設置されていますが、**各駅の乗降客数はいずれも緩やかな増加傾向**にあります。



出典：碧南市 HP

図2-21 鉄道の乗降客数の推移

- ・しかしながら、**駅の徒歩圏（半径800m以内）人口は現状で約4割にとどまっています。**
- ・市内全域を巡る「**くるくるバス**」が運行されていますが、運行本数が4～8便／日と少なく、**公共交通サービスとして十分とは言えない状況**です。
- ・今後、高齢化の進行が想定される中で、公共交通サービスの維持・向上のため、駅前広場や駅のアクセス道路を整備する等、鉄道・バスの利便性の向上が望まれます。

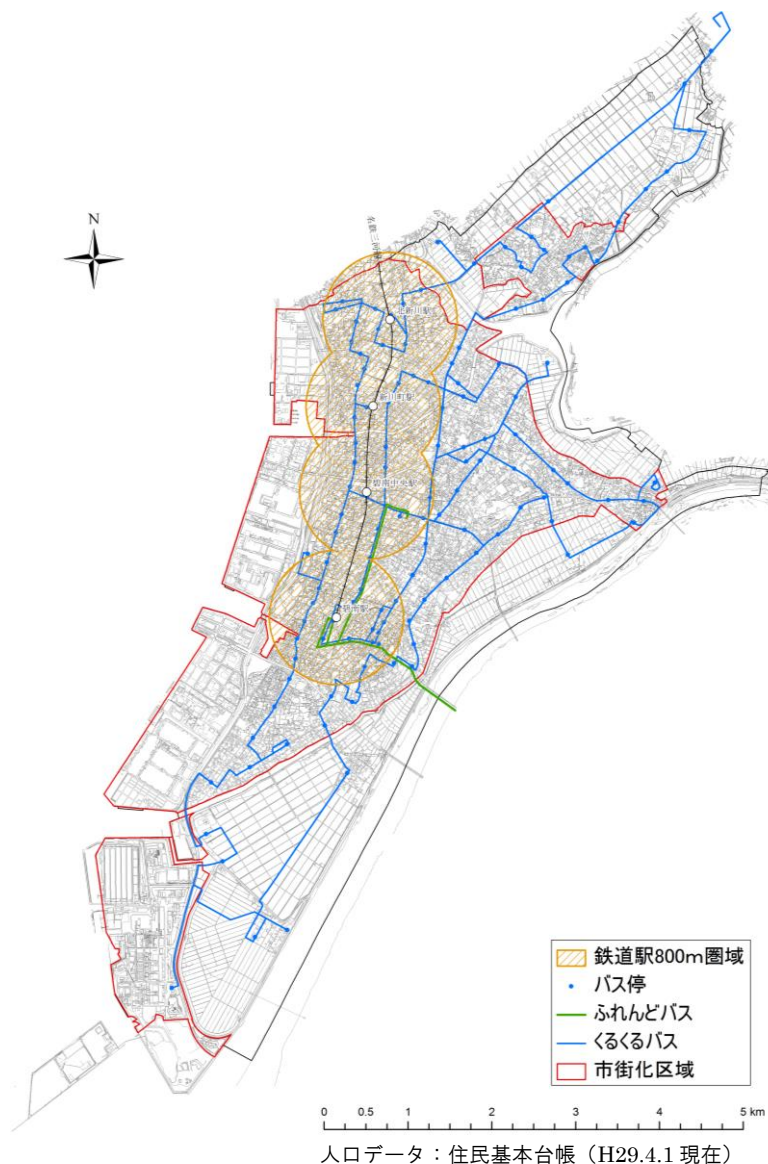


図2-22 公共交通網

(6) 都市基盤整備状況からの課題

- 旧市街地等、身近な公園が不足する地区における適切な公園・緑地整備
- 水害防止や環境保全に向けた河川・下水道の整備推進
- 衣浦港における港湾施設の再編等による港湾機能の高度化

- ・公園・緑地は、明石公園や臨海公園、油ヶ淵水辺公園等の比較的規模の大きな都市公園が住宅地の外周部に配置されているほか、区画整理地では身近な公園としての街区公園等が整備されています。
- ・しかしながら、**旧市街地等の区画整理地以外の地区では身近な公園が不足**しており、今後の人口動向等を勘案しつつ、適切な整備が求められます。
- ・なお、都市公園の一人あたりの面積は 5.8m^2 となっています。

表2-2 都市公園整備の進捗状況

	平成20年	平成30年
一人あたりの都市公園面積	$5.0\text{m}^2/\text{人}$	$5.8\text{m}^2/\text{人}$

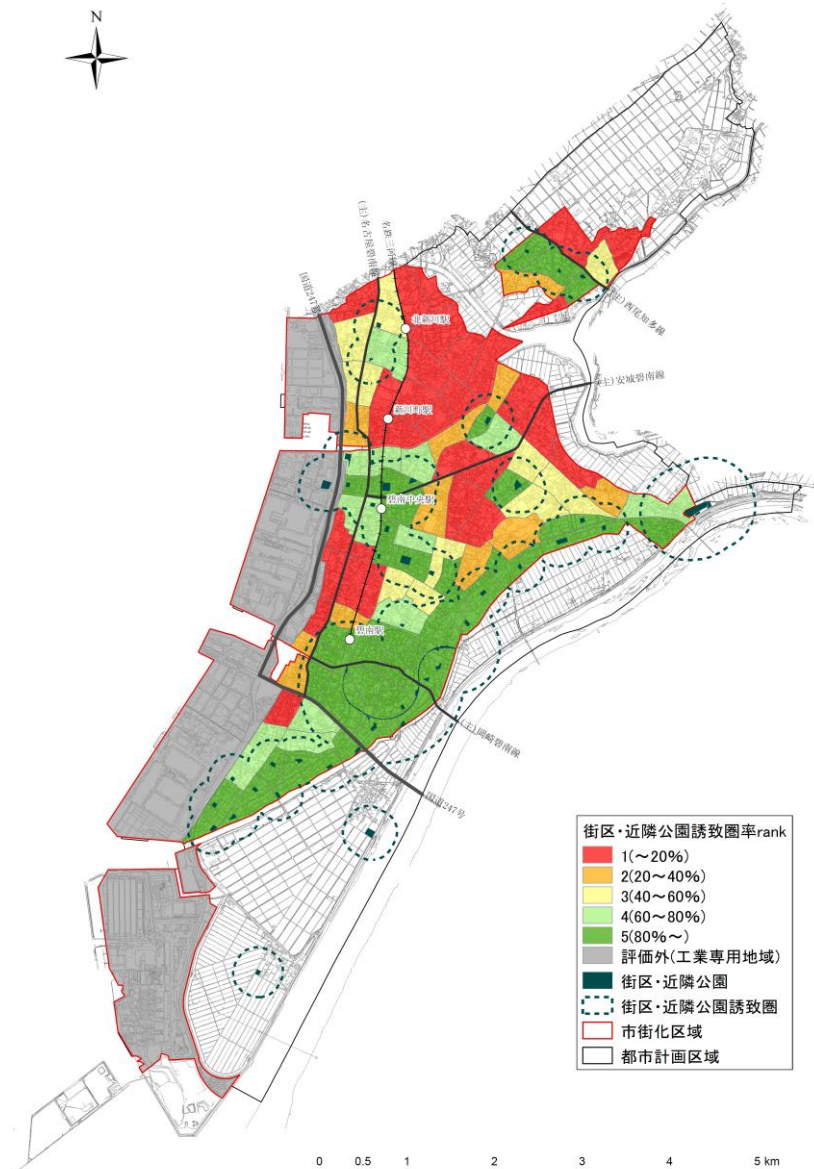
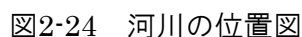


図2-23 公園誘致エリア充足率



- ・**公共下水道**は、平成28年度末現在の汚水の整備率、普及率ともおよそ7割となっており、また雨水の事業認可区域は829.9ha、全体計画面積の約5割で、引き続き公共下水道整備計画に基づき、**順次整備を進めていく必要があります。**

表2-3 市内における下水道の普及率

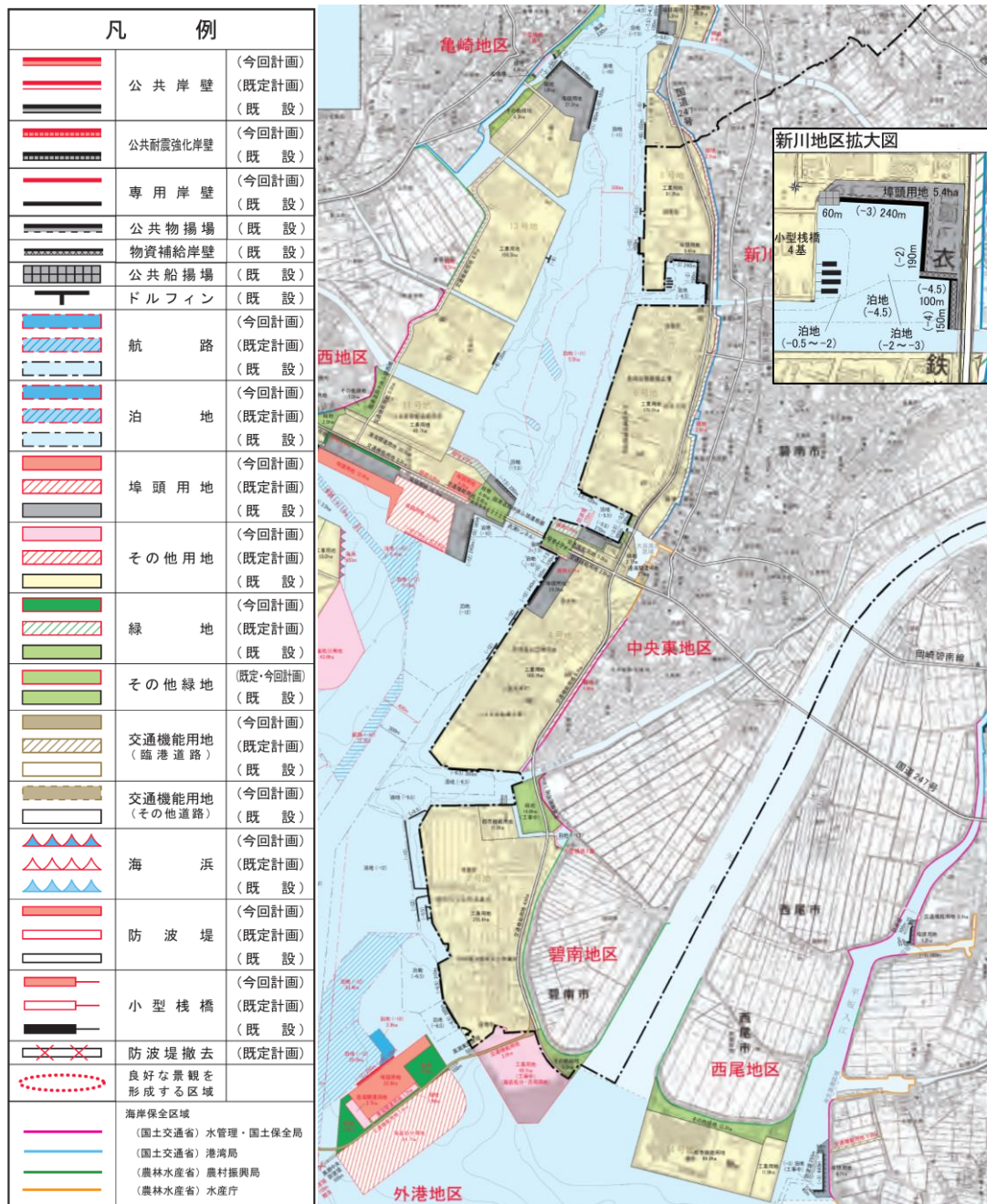
※ 普及率：（区域内人口/行政区域内人口 72,068 人）× 100

出典：平成 28 年度碧南の公共下水道 下水道課

表 2-4 公共下水道整備の進捗状況

	平成21年	平成29年
公共下水道の普及率	54.4%	73.7%

- ・市域の西側に面する衣浦港は、重要港湾に指定され、知多及び西三河地域のみならず、岐阜県など広域に渡って物流・生産活動を支えている工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所等が立地する地域のエネルギー供給拠点としての役割も担っています。
- ・衣浦港では、入港するバルク船の大型化等、近年の情勢変化への対応が必要となっているとともに、岸壁等の老朽化も進展していること等から、**港湾施設の再編等による港湾機能の高度化**を図り、港湾の競争力を強化していくこと等が求められています。



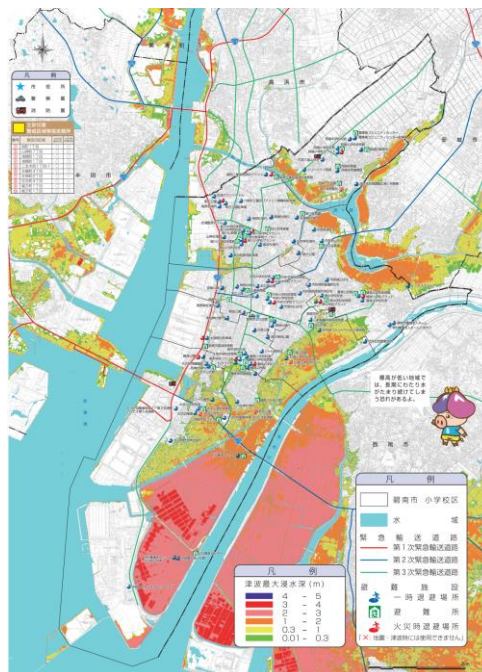
出典：衣浦港港湾計画書（H26.2 改訂）

図2-25 衣浦港港湾計画図（碧南市周辺のみ）

(7) 防災からの課題

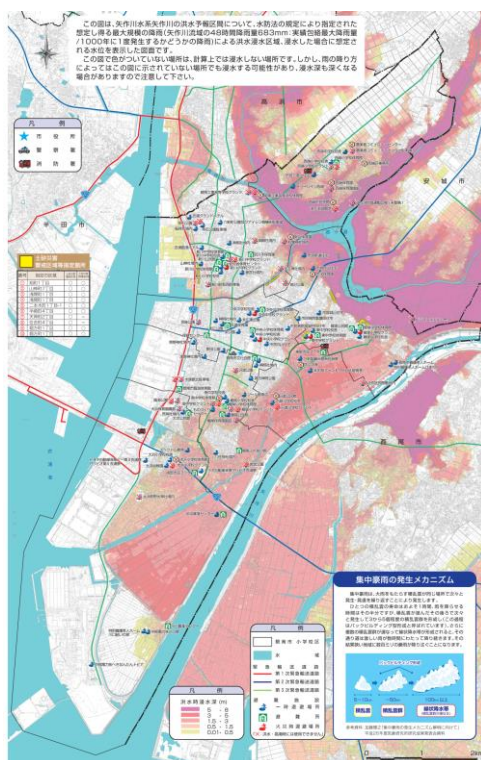
- 津波浸水や洪水・高潮の被害が想定される低地部における総合的な防災対策の推進
- 地震による甚大な被害が想定される地域における防災対策の推進

・**矢作川沿岸部等の低地部では**、南海トラフ巨大地震の発生による**津波浸水被害が想定**されているほか、洪水・高潮による被害の恐れもあります。これらに対し、ハード面での防災対策に加えて、住民の防災意識の向上や適正な土地利用誘導等の総合的な施策が求められます。



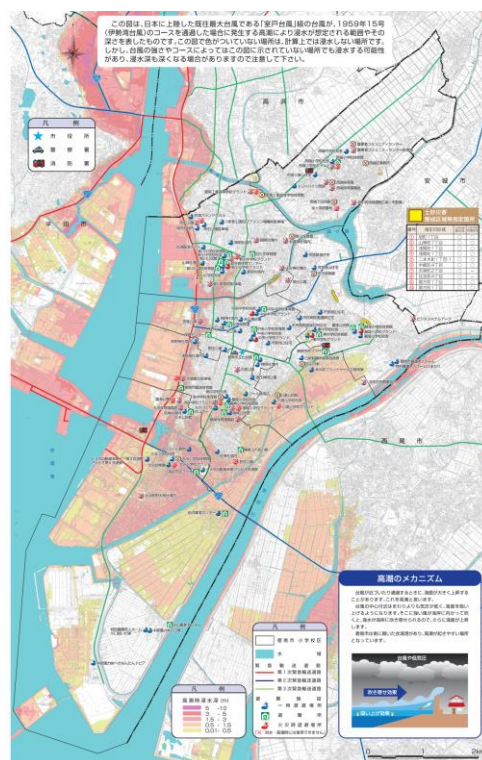
出典：碧南市地震ハザードマップ

図2-26 津波最大浸水深分布図
(理論上最大想定モデル)



出典：碧南市洪水・高潮ハザードマップ

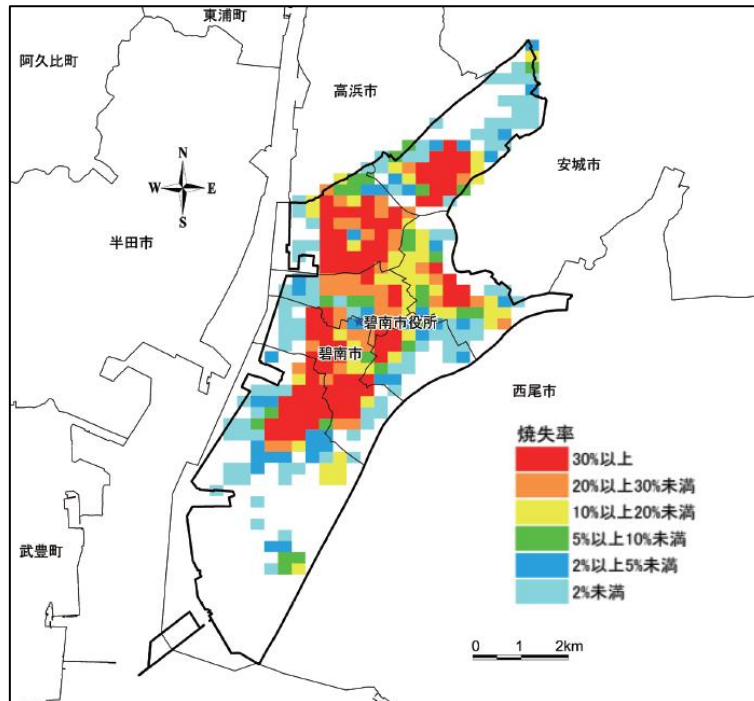
図2-27 洪水浸水深分布図
(想定最大規模降雨)



出典：碧南市洪水・高潮ハザードマップ

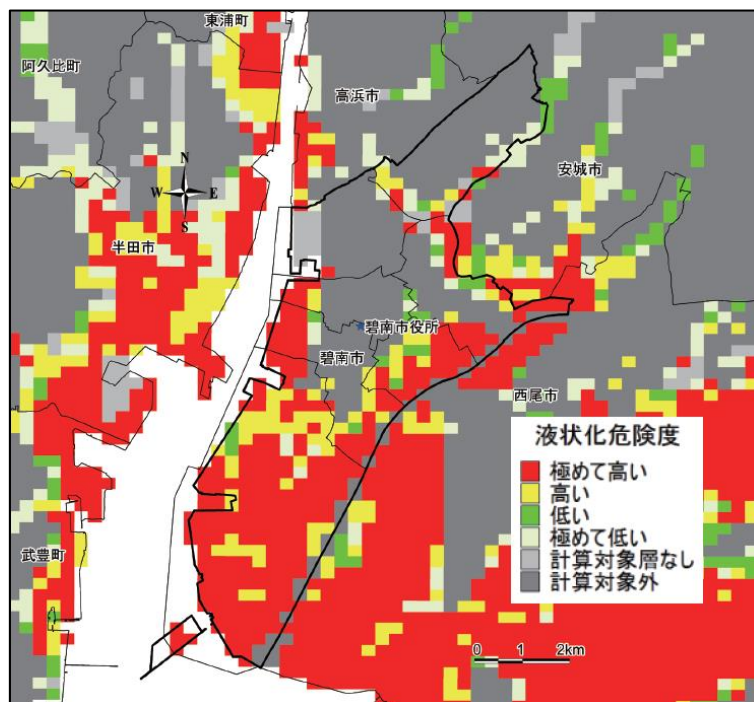
図2-28 高潮浸水深分布図
(想定最大ケース)

- ・南海トラフ巨大地震の発生に伴い、旧市街地を中心として火災による甚大な被害が想定されており、こうした地域での建物に対する耐震化の促進や、延焼防止のためのオープンスペースの確保等の対策が必要です。また、衣浦港の沿岸部や矢作川沿い、油ヶ淵周辺は、液状化の発生も懸念されます。



出典：碧南市地震ハザードマップ

図2-29 理論上最大想定モデルによる焼失率分布



出典：碧南市地震ハザードマップ

図2-30 理論上最大想定モデルによる液状化危険度分布

(8) 地域資源からの課題

- 地域資源としての文化財や景観資源の活用
- 伝統的産業と住宅等との共存

・市内には文化財や多くの景観資源が分布し、これらが本市の観光資源にもなっていることから、こうした地域資源を活用した街並み景観の整備や多様な交流の促進が望まれます。



出典：美しい愛知づくり景観資源 600 選（愛知県）

図2-31 景観資源の分布

- ・市内には伝統的産業として、醤油、味醂等の醸造所のほか、窯業、鋳物等の製造所が点在しています。これらの多くは住宅地の中にあることから、**地域資源としての産業と住宅等との共存**を図るまちづくりが望まれます。



出典：竜の子街道*UMAMI ROAD

(竜の子街道広域観光推進協議会)

図2-32 伝統的産業資源（醸造所）の分布

※碧南市では、半田市・常滑市・西尾市と連携し、4市が持つ「醸造・器・和の心」を活かした観光ルート「竜の子街道」プロジェクト計画を実施している。

第3章 都市づくりの理念と目標

1. 都市づくりの理念

本市は、衣浦港、矢作川や油ヶ淵等に囲まれた、水と緑があふれる都市です。

古くは、海上交通の要衝となる港町として開け、その後、矢作川沿岸の農地開発や醸造、窯業、鋳物等の伝統的産業によって発展を続けてきました。

市制施行後は、自動車産業等の発展に伴い、工業化が進むとともに、昭和32年には衣浦港が重要港湾の指定を受け、広域の活力を牽引する近代的な港を目指し、大規模な臨海用地の造成、港湾施設の整備が進められてきました。

その一方で、南北朝・室町時代から港町として開けた大浜地区は、社寺等の歴史・文化施設が多く集積するなかに、味噌等の特産品を製造する工場等の蔵があり、本市の歴史を感じさせる街並みが現在も残っています。

また、近年、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を生かした防災性の強化が求められています。加えて、超高齢社会への対応や環境問題等への対応が必要になっています。

このように市民の安全と都市の活力や魅力の維持・向上が必要となるなかで、今後の本市の都市づくりにおいては、移住・定住の促進と産業活動の活性化を図るとともに、衣浦港の魅力を活かした、生産、物流、賑わい拠点の形成を目指します。また、都市の魅力である恵まれた自然環境や景観を保全しつつ、自然・文化と調和し、だれもが便利で快適に暮らせる都市づくりを推進します。

さらに、超高齢社会や障害者に配慮した安全で快適な都市づくりを目指し、若者世代の定住促進による多世代交流の推進と活気あるまちづくりを推進するとともに、大規模災害に備え、だれもが安全に安心して暮らせる都市づくりを推進します。

これらを行政だけではなく、市民・事業者等が協働し、いきいきと暮らせるまちを形成していくことを都市づくりの理念とします。

将来都市像

**水と緑に恵まれ 暮らしと産業が調和した
活力ある港湾都市・碧南**

2. 都市づくりの目標

目標① だれもが暮らしやすい居住環境を備えた都市づくり

- 旧市街地等における狭あい道路の解消やオープンスペースの確保等の市街地再編
- 都市拠点の連携を図るための都市計画道路の整備
- 名鉄三河線、ふれんどバス等の公共交通機関の充実
- 駅前広場、駅前通りの整備による公共交通機関の利便性の向上
- 土地利用状況にあった用途地域への転換
- 公共交通の利用促進等総合的な交通体系の確立
- 都市拠点や都市核における集約型の都市づくり

目標② 広域交流を促進する都市づくり

- 衣浦豊田線、名浜道路、矢作川堤防リフレッシュ道路の整備による、広域のアクセス利便性の強化
- 県営油ヶ淵水辺公園、臨海部緑地等の広域交流拠点の整備
- 伝統的な産業が創出する特色ある産業の維持・向上による産業観光の促進

目標③ 自然と文化を活かした都市づくり

- 矢作川や衣浦港等の水環境の保全・活用
- 歴史と文化、自然を生かした景観形成
- 良好な都市環境の形成に必要な都市緑化の充実

目標④ 産業活性を促進する都市づくり

- 駅周辺や幹線道路沿道での商業の活性化
- 住工混在の解消のための新たな工業用地の整備
- 広域道路を生かした新たな産業拠点の整備
- 都市近郊の農業の保全と発展
- 三河地域の漁業の拠点として関連施設の充実
- 衣浦港の物流強化として、外港地区への新たなふ頭整備

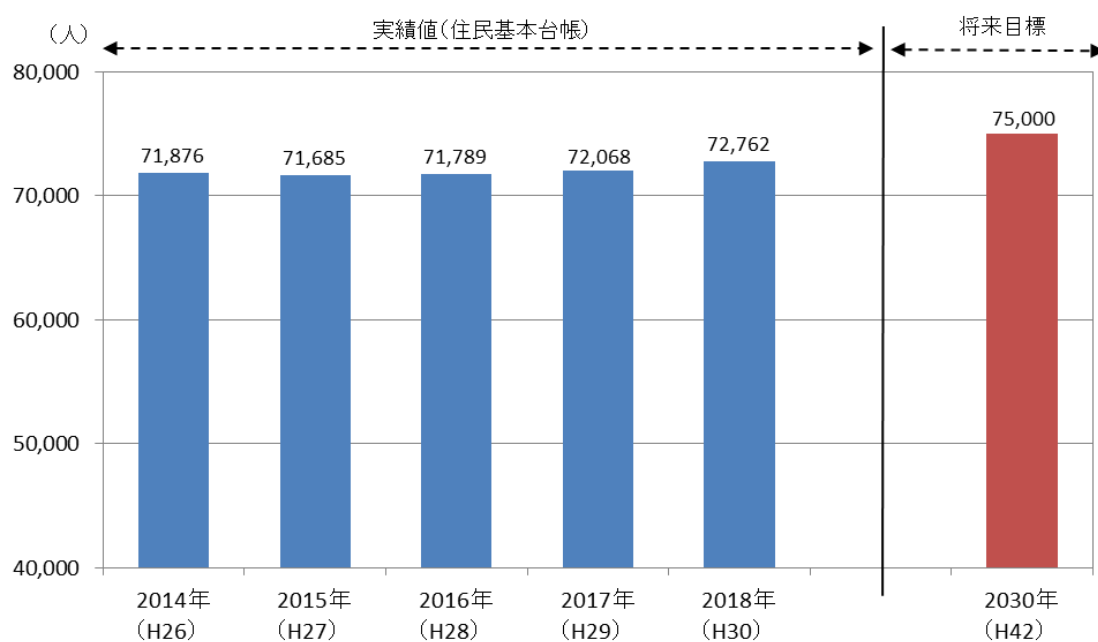
目標⑤ 安心・安全で人にやさしい都市づくり

- 公共施設や駅周辺におけるユニバーサルデザインの推進
- 高齢者や障害者等に配慮した歩いて暮らせる都市づくり
- 公共施設等の老朽化、耐震対策の推進
- 建築物の耐震化や安全な道路整備による災害に強い都市づくり
- 台風や都市型集中豪雨に対する雨水排水対策
- 地震津波被害想定を踏まえた避難施設の拡充

3. 将来フレームの設定

(1) 人口フレーム

2030（平成42）年における本市の人口は、2015（平成27）年以降の人口増加の実績を踏まえて見込まれる将来人口に、企業誘致に伴う新規従業員の受け皿として住宅・宅地を供給することにより期待される世帯の転入分を加味して75,000人を目標とします。



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

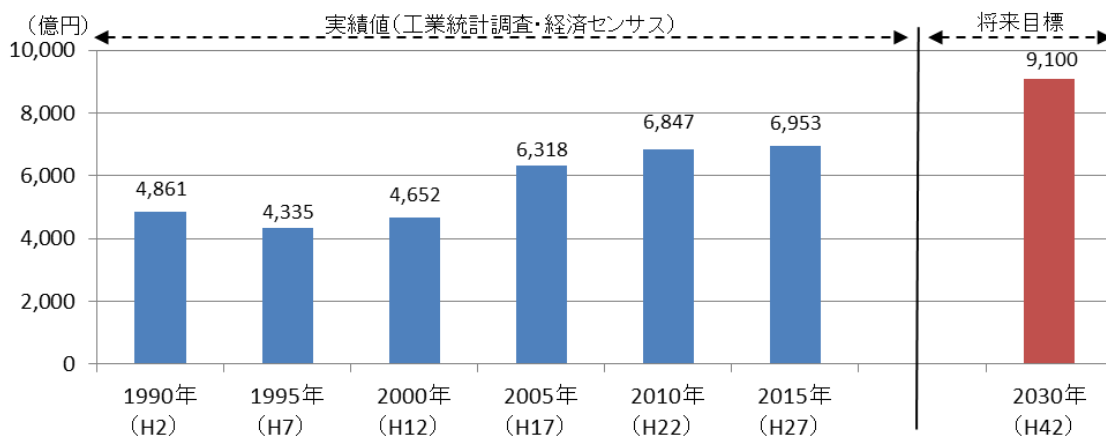
図3-1 人口の推移と将来目標

2030（平成42）年の人口フレーム 75,000人

(2) 産業フレーム

① 製造品出荷額等

2030（平成42）年における製造品出荷額等（従業者30人以上の事業所）は、1990（平成2）年以降の実績値を用いたトレンド推計の結果をもとに、9,100億円を目標とします。

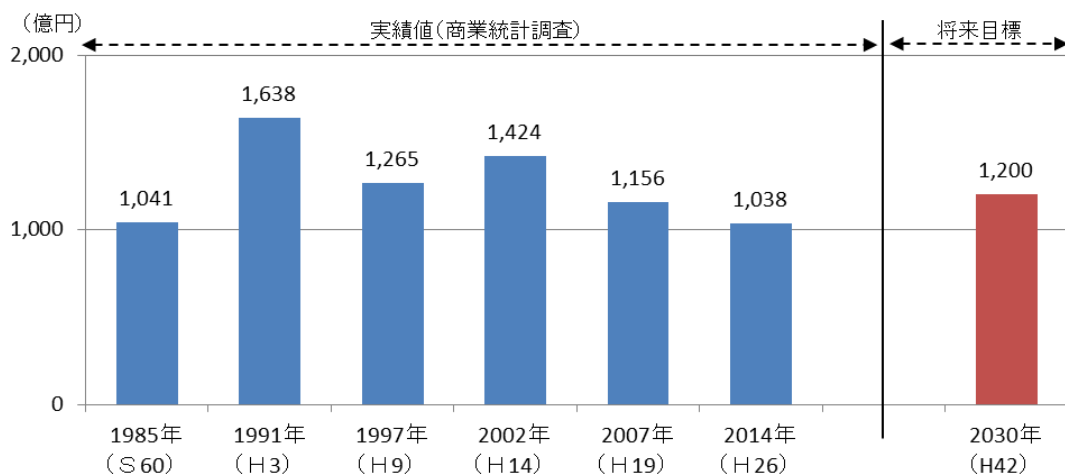


出典：工業統計調査、経済センサス

図3-2 製造品出荷額等の推移と将来目標（従業者30人以上の事業所）

② 年間商品販売額

2030（平成42）年における年間商品販売額（卸売業＋小売業）は、碧南市都市計画マスタープラン（平成22年3月策定）の将来目標を維持し、1,200億円を目標とします。



出典：値は商業統計調査

図3-3 年間商品販売額の推移と将来目標

2030（平成42）年の産業フレーム	製造品出荷額等	9,100億円
	年間商品販売額	1,200億円

4. 将来の都市構造

(1) 広域的な交流軸の形成

広域交流軸

将来整備される地域高規格道路の名浜道路、衣浦豊田道路及び都市計画区域の区域拠点である岡崎市と連絡する（都）衣浦岡崎線、矢作川堤防リフレッシュ道路を広域交流軸として位置づけます。

都市間交流軸

（都）西尾新川港線、（都）安城碧南線、（都）吉浜棚尾線、（都）名古屋碧南線、（都）碧南西尾線、（都）大浜今川線、（都）西端線について都市間交流軸として位置づけ、広域交流軸と合わせてこれらの都市軸を骨格とする都市構造を形成します。

また、名鉄三河線についても都市間交流軸として、機能の維持・増進を図ります。

(2) 集約型の市街地の形成

中心核

碧南中央駅周辺は、都市計画区域の都市拠点であり、市役所等の主要な公共施設や商業・業務施設が集積し、これまでも本市の中心的な役割を担ってきたことから、本市の「中心核」として位置づけます。中心核では、多様な都市機能の高度化を図るとともに、生活利便性が高い魅力ある市街地の形成を図ります。

サブ核

碧南駅、新川町駅、北新川駅の周辺は、中心核との連携を図りつつ、多様な交流を促進する「サブ核」として位置づけ、それぞれが持っている歴史・文化、福祉、居住等の地域特性を生かし、商業機能及び居住機能を持った生活利便性の高い集約型の市街地の形成を図ります。

都市内交流軸

名鉄三河線に並行する（都）碧南高浜線、（都）米津碧南線の幹線道路を都市内交流軸と位置づけ、その整備推進により、安全な歩行空間の確保とともに、沿道土地利用の更新に伴う生活サービス機能等の立地を促進します。

(3) 良好な居住環境の形成

住宅ゾーン

(一般)

住宅を主体とする市街地を「住宅ゾーン」と位置づけ、農地や河川等の自然環境と調和しつつ、住工混在の解消や狭あい道路の拡幅等、地区の特性に応じた環境改善を図り、

ゆとりある居住環境を形成します。

また、幹線道路沿道での生活サービス施設の立地促進や、くるくるバス等による鉄道駅へのアクセスを確保する等により、生活利便性を確保するとともに、必要に応じて、伝統産業の保全・育成を図り、住宅地と工業地との共生を目指した環境整備を進めます。

（駅周辺居住エリア）

住宅ゾーンのうち、名鉄三河線の各駅周辺を「駅周辺居住エリア」と位置づけ、高齢化に対応し、徒歩でも安心して暮らせる市街地環境の形成を目指し、日常生活サービス機能の維持・充実、歩行空間の整備・改善等を図ります。その際、鉄道駅を主体とした環境にやさしい都市づくりを推進するため、公共施設や商業施設にユニバーサルデザインを考慮した市街地の形成を図ります。

さらに、多世代交流の推進を目指し、空き家や空き地等を活用しつつ、住宅・宅地の供給を図り、若者世代の定住化を促進します。

（地域拠点エリア）

住宅ゾーンのうち、地域コミュニティの中心となる主要な道路の周辺を「地域拠点エリア」と位置づけ、「駅周辺居住エリア」以外の「住宅ゾーン」における日常生活の利便性の向上のため、地域密着型の身近な日常生活サービス機能の集積を図ります。

集落ゾーン

既存の集落地は「集落ゾーン」と位置づけ、集落内道路の拡幅等の環境改善を図ります。

（４） 産業拠点の形成

生産・流通ゾーン

生産・流通ゾーンは、名豊道路や衣浦豊田道路等の広域交通網を活かした物流拠点や新たな産業基盤の整備を図るとともに、既存の生産機能の高度化による産業拠点の形成を図ります。また、産業環境の充実や住宅ゾーンからの工場の移転に対応するため、市北部に新たな工業拠点の整備を図ります。

農地ゾーン

市の北東部や南部に広がる農地等を「農地ゾーン」と位置づけ、市街地の外縁部の農地として保全します。

物流拠点

衣浦港はバルク貨物の物流拠点として、大型船への対応や分散している貨物の集約化、ふ頭再編による物流の効率化を図るため、港湾計画に基づき、衣浦ポートアイランドに新たな物流拠点の整備を促進します。

(5) 市の特性を活かした都市環境の形成

水と緑の拠点

県営油ヶ淵水辺公園や臨海部の緑地、また、既存の碧南市臨海公園、明石公園等を水と緑の拠点と位置づけ、広域交流の拠点としての機能にも配慮しつつ、それぞれの持つ魅力の維持・増進を図ります。

水の環境軸

矢作川、蜷川、新川、高浜川、堀川及び衣浦港を「水の環境軸」と位置づけ、良好な自然環境の保全・整備を図ります。

緑の環境軸

旧海岸線等を「緑の環境軸」と位置づけ、緑の拠点を結ぶネットワーク軸等としての機能充実に図ります。

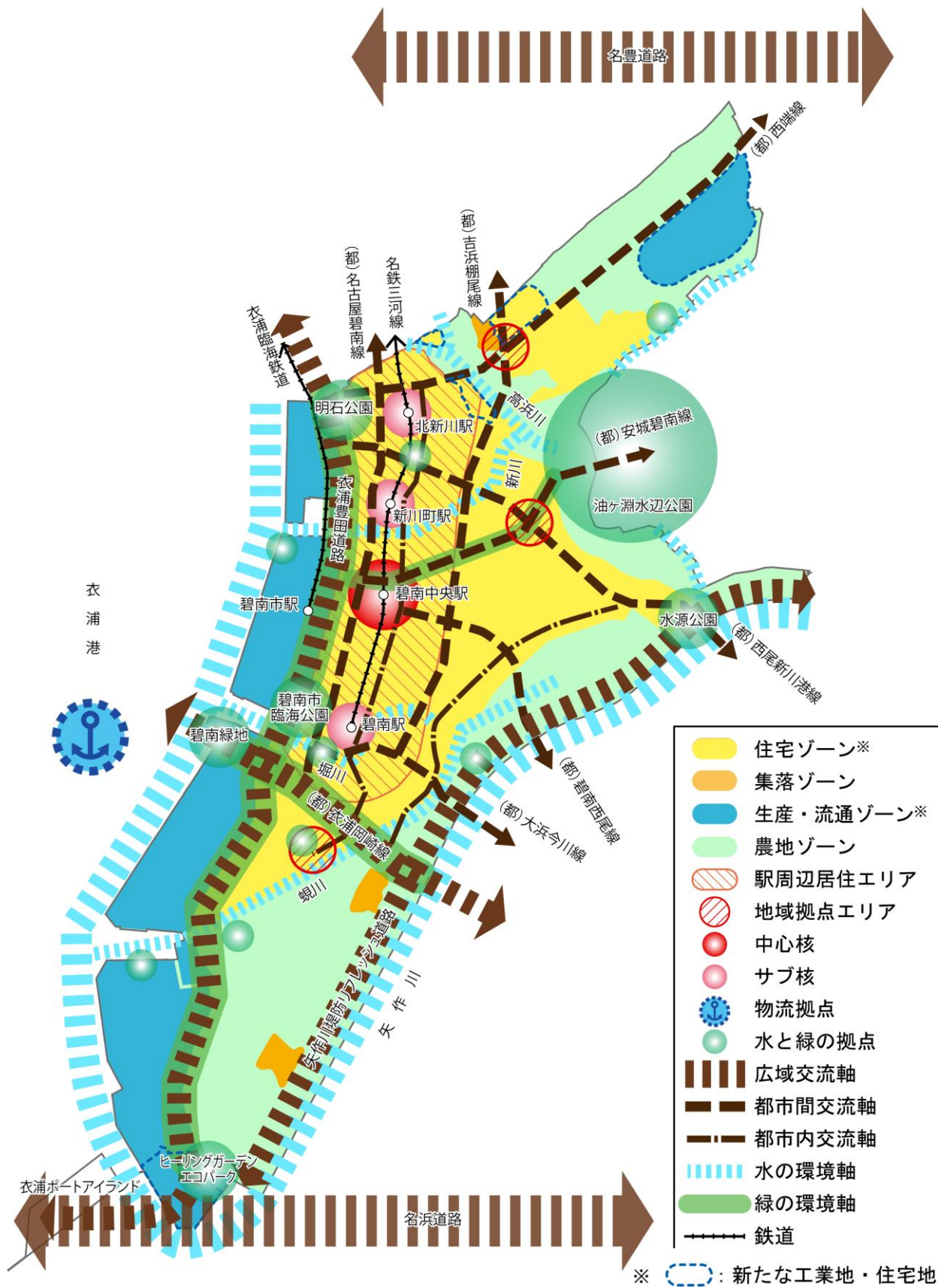


図3-4 将来都市構造図（20～30年後）

第4章 全体構想

1. 土地利用の方針

1) 鉄道駅や地域コミュニティを中心としたまちなか居住を誘導し、便利で快適に暮らせる土地利用を進めます。

(整備方針)

- ① 鉄道駅周辺は、低未利用地の活用や土地の高度利用を進める等、地域ごとの特性を活かしながら、商業、公共サービス、医療、福祉等の都市機能の立地とまちなか居住の誘導を推進します。
- ② 地域コミュニティが形成されている地区は、地域密着型の身近な商業機能の集積を図る等、生活の利便性や地域コミュニティの向上を図ります。

2) 自然環境・文化・歴史等の地域資源を活かした土地利用を進めます。

(整備方針)

- ① 市街化区域の伝統的産業や地場産業等を保護すべき住工混在地においては、現在の産業活動等を脅かすことのないように配慮し、都市の活力を高めるような土地利用を図ります。
- ② 市街化区域の農地は、景観面、環境面、防災面や市民の交流の場等の多面的な機能を評価し、生産緑地地区制度を活用する等、都市農地として保全を図ります。
- ③ 市街化調整区域は、無秩序な開発を抑制し農地等の自然環境の保全を図ります。

3) 新たな工業地・住宅地の拡大に際しては、災害防止に十分配慮するとともに地区計画等により周辺環境との調和がとれた土地利用を進めます。

(整備方針)

- ① 新たな工業地・住宅地の拡大は、市街化区域の低未利用地の活用を進めながら、良好な市街地の整備を図ります。
- ② 災害危険度の高い地区は、基本的に新たな都市的土地利用を抑制し、都市的土地利用を図る場合は、災害を防止し又は軽減するための整備等を図ります。
- ③ 市街化調整区域のうち開発ポテンシャルが高い区域は、農地等の自然環境との調和に配慮しながら、必要に応じ市街化区域への編入、地区計画の活用、骨格道路の整備等により計画的な開発を誘導します。
- ④ 衣浦ポートアイランドは、衣浦港港湾計画に基づき、関係機関と協議しながら土地利用について検討します。

４）移住・定住を促進し都市の活力が持続できるよう、適切な住宅地の確保を進めます。

（整備方針）

- ① 市街化区域の住宅地は、建築物の規制・誘導等により、ゆとりある居住環境の確保を推進します。
- ② 土地区画整理事業等により都市基盤が整った区域は、良好な居住環境の維持・保全を図ります。
- ③ 既成市街地等の密集市街地は、地域の文化や歴史的な資源を活かしながら、地区計画の活用や骨格道路の整備等、狭あい道路の解消やオープンスペースの確保を図ります。
- ④ 市街化区域の未利用地は、地区計画の活用、民間開発の活用や土地区画整理事業により市街地整備等を推進し、良好な住宅地の確保を図ります。
- ⑤ 市街化区域の住工混在地において、住宅地としての利用が主となり、住宅化による工場等の経営に影響がないことが確認できた地区等については、用途地域の指定見直し等により住宅地への純化を図ります。

５）市民の日常生活を支えとともに地域の活性化が図られるよう、適切な商業地の確保を進めます。

（整備方針）

- ① 鉄道駅周辺における商業機能を維持し、生活利便性の高い商業地の確保を推進します。
- ② 市民の日常生活を支えるまちなかの商業機能を維持し、生活利便性の維持・向上を推進します。
- ③ 幹線道路の沿道は、居住環境に配慮しながら、交通の利便性を活かし沿道サービス施設の立地を推進します。
- ④ 伝統的産業や地場産業と連携して観光交流を促進する等、地域の活性化が図られるよう商業地の土地利用を推進します。

６）産業活動を活性化し都市の活力が高められるよう、適切な工業地の確保を進めます。

（整備方針）

- ① 臨海部の埋立地は、工業専用地域として更なる産業基盤の充実と工業用地の確保を図ります。
- ② 市北部の既存工場の周辺の市街化調整区域に、名豊道路のアクセス性を活かした新たな生産・流通ゾーンの形成を推進します。
- ③ 新たな生産・流通ゾーンは、多様な分野の産業の立地を検討します。

2. 都市施設等の整備の方針

(1) 都市施設等（共通）の方針

1) 市民の暮らしや都市の活力を支える都市施設等の整備を進めます。

(整備方針)

- ① 市民の安全・安心な暮らしや都市の活力の維持・向上を目指し、道路、公園、下水道等の計画的な整備を推進します。

2) すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した都市施設等の整備を進めます。

(整備方針)

- ① 高齢者や障害者等が積極的に社会参加できる都市づくりを目指し、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。
- ② 鉄道駅、公共施設、観光資源等を結び多くの歩行者が利用する道路については、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行う等、だれもが利用しやすい環境の創出を推進します。

3) 都市施設等の長寿命化を図る等、持続可能な都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 碧南市公共施設等総合管理計画に基づき、効率的な修繕や更新を行い都市施設等の長寿命化を図ります。
- ② 都市施設等の複合化や多機能化について検討し、必要に応じ集約を図ります。

4) 都市施設等の耐震化を促進し、安全に安心して暮らせる都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 橋梁、河川等の耐震化や整備を促進し、災害の防止と軽減を図ります。

(2) 交通施設の整備方針

《道路等》

1) 社会経済活動や人・モノの対流を支える広域幹線道路の整備を進めます。

(整備方針)

- ① 衣浦臨海工業地帯から豊田市の内陸工業地帯までを結び、高規格道路の伊勢湾岸自動車道等へアクセスする等、地域の産業基盤を強化するため、地域高規格道路「衣浦豊田道路」の4車線化を促進します。
- ② 中部国際空港、衣浦港、三河港等の広域交流・物流拠点を結び、知多地域と三河地域の連携を強化するため、地域高規格道路「名浜道路」の早期事業化を促進します。
- ③ 西三河都市計画区域の区域拠点である岡崎市との連携を強化するため、関係機関と連携し「矢作川堤防リフレッシュ道路」の整備を推進します。

2) まちの活性化を促進するため、幹線道路の整備を進めます。

(整備方針)

- ① 西三河都市計画区域の骨格を形成し都市間の連携を強化するため、都市幹線道路の(都)名古屋碧南線、(都)西端線の整備を促進します。
- ② (都)西端線は、市北部における新たな生産・流通ゾーンの形成と合わせ、名豊道路とのアクセス性を強化するため、都市計画道路の延伸を検討します。
- ③ 碧南市の骨格を形成し都市内の円滑な交通を確保するため、地区幹線道路の(都)碧南駅前線及び(都)新川町駅前線の整備を推進します。
- ④ 地区の交通を集め幹線道路へ誘導するため、補助幹線道路の(都)大道平七線の整備を推進します。
- ⑤ 広幅員の幹線道路については、自転車、歩行者交通の安全確保と利便性の向上のため、必要に応じ自転車通行帯の確保を推進します。
- ⑥ 衣浦ポートアイランドを経由し衣浦港内東西のふ頭間を結ぶ新たな臨港道路として「知多西三河線」の早期事業化を促進します。
- ⑦ 幹線道路の整備と合わせて、道の駅の整備を検討します。

3) 暮らしの安全・安心の確保のため、区画道路の整備を進めます。

(整備方針)

- ① 災害時等緊急時の円滑な救命・救急活動、避難経路の確保等ため、主要な区画道路の整備を推進します。
- ② 緊急時の安全確保に加え、日常生活の利便性の向上のため、狭あい道路の解消を推進します。
- ③ 鉄道駅や公共施設の周辺及び通学路等、多くの歩行者が利用する道路については、だれもが安全に利用できる歩行空間の確保を推進します。

- ④ 新たな工業用地の整備においては、交通渋滞等が生じないように計画的な区画道路の整備を推進します。

4) 未整備となっている都市計画道路は、必要に応じて見直しを進めます。

(整備方針)

- ① 都市計画決定後、長期間整備に着手していない都市計画道路は、その必要性や実現性を検証し、必要に応じ見直しを検討します。

5) 公共交通と自動車交通の連携を強化するため、交通結節点となる駅前広場の機能強化を進めます。

(整備方針)

- ① 公共交通の利便性を確保し利用促進を図るため、駅前広場等の駅周辺施設の整備やバス停の改善等を推進します。
- ② 駅前広場は、まちの顔として地域の特性を活かした施設整備を推進します。
- ③ 名鉄三河線各駅へのアクセス機能を高めるため、道路、自由通路等の整備を推進します。

《公共交通》

6) 鉄道、バス等の公共交通の利便性の向上に取り組めます。

(整備方針)

- ① ふれんどバス、くるくるバスは、他の交通との適切な役割分担を図りながら、運用方法の検討及び停留所の充実を推進します。
- ② 名鉄三河線は、事業者と連携して複線化、高架化等の整備を推進します。

《駐車施設》

7) 鉄道駅や拠点施設の周辺において、駐車施設の確保に取り組めます。

(整備方針)

- ① 鉄道の利用促進を図るため、鉄道駅周辺において駐車場、駐輪場を確保し、パークアンドライドの利用を推進します。
- ② 観光振興やスポーツ振興の取組と連携して、大型バス等の駐車場の確保を推進します。

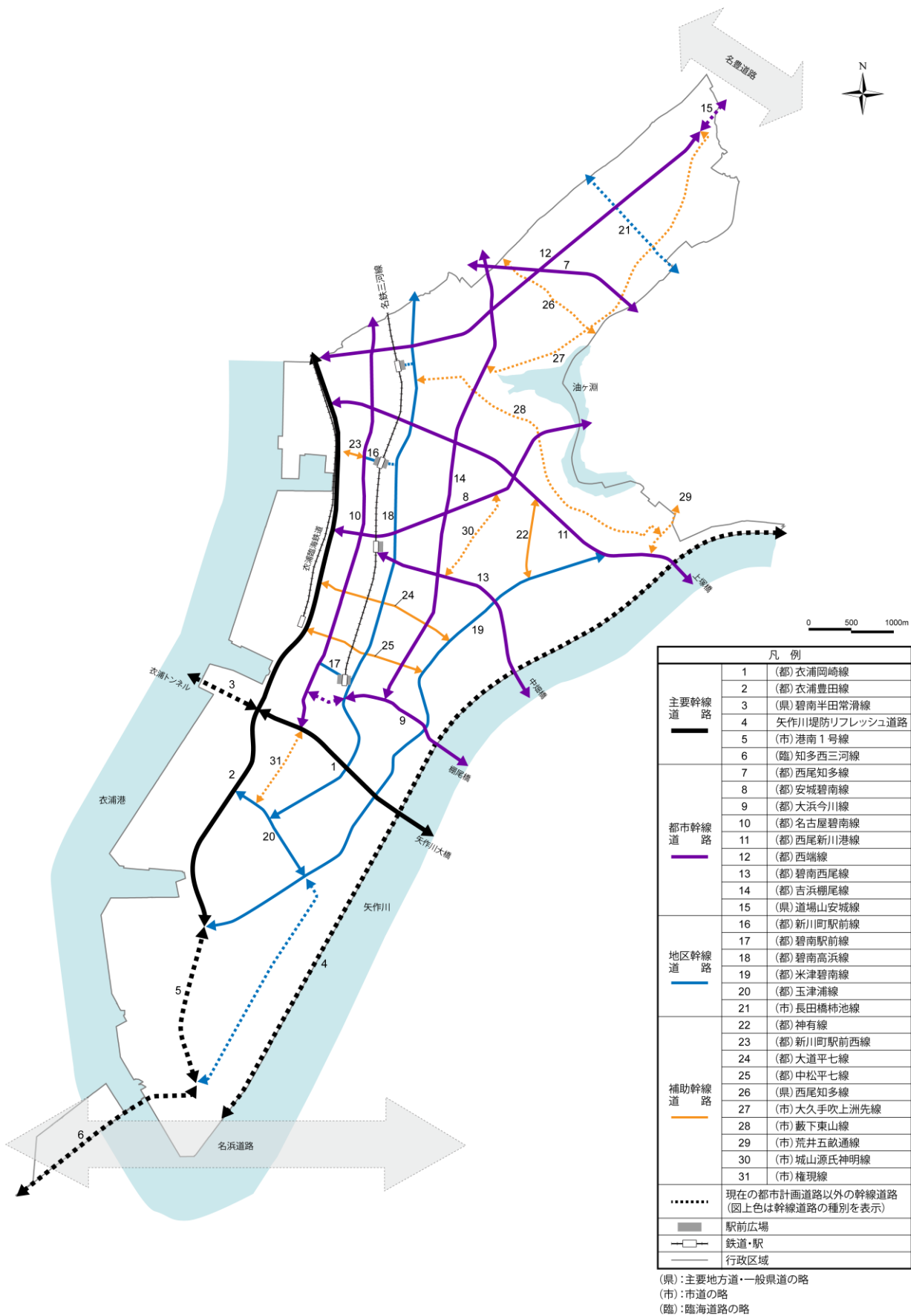


図4-1 道路配置の方針図

(3) 公園・緑地の整備方針

1) 豊かな自然を守り、市民生活と調和した環境を維持します。**(整備方針)**

- ① 骨格となる衣浦港や油ヶ淵、矢作川と、市域を取り囲む農地等自然の緑を保全します。
- ② 生産緑地や社寺林、斜面林等、貴重な緑を保全します。
- ③ 公園や街路樹の緑は、災害時に火災延焼防止や避難地・避難路の確保等の機能を有しており、災害に強いまちづくりに資する緑として保全します。

2) 地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます。**(整備方針)**

- ① 地域の拠点となる公園・緑地は、様々な活動、交流の場として多面的に活用し、活用内容等を市民へPRすることにより利用の促進を図ります。
- ② 河川や農地等（自然の緑）は、自然とふれあい、緑を育む場として活用します。
- ③ 市街化区域の農地は、長期的な保全・活用方策を検討し、緑豊かなまちづくりに活用します。

3) 身近な緑を増やし、快適な市街地環境を造ります。**(整備方針)**

- ① 緑地が不足する密集市街地において、オープンスペースの積極的な確保を図ります。
- ② 緑化に関する情報発信や緑化イベント等を通して、民有地緑化等地域住民の参加による緑のまちづくりを推進します。
- ③ 市民ニーズに合った公園整備を進めるとともに、公園や公共施設等、市民が日常的に利用する施設の緑化を推進します。
- ④ 道路や河川沿いの緑化を推進し、緑のネットワーク形成を図ります。

4) 多様な主体が、緑の維持・管理活動への参画を進めます。**(整備方針)**

- ① 市民団体や民間事業者等も含めた多様な主体が、緑を守り育てる維持管理体制の構築を推進します。
- ② 地域住民が、公園や街路の花壇や植栽を維持・管理する活動に気軽に参加できる環境整備を推進します。



図 4-2 緑の将来像図 （出典：緑の基本計画）

(4) 河川の整備方針

1) 河川整備計画に基づき、計画的な河川整備を進めます。**(整備方針)**

- ① 国、県が管理する河川は、関係機関と連携して河川整備計画に基づく積極的な河川改修と適切な維持管理を促進します。
- ② 市が管理する準用河川は、河川整備計画を策定し、これに基づく河川改修と適切な維持管理を推進します。
- ③ 河川堤防、水門等の河川施設の耐震化や老朽化対策について、関係機関と連携して促進します。
- ④ 高浜川の高潮対策について、排水機場の整備を促進します。
- ⑤ 河川流域における浸水被害の軽減に向けて、排水機場の整備を始め総合的な治水対策を推進します。
- ⑥ 油ヶ淵を始め河川の水質改善に向けて、下水道整備を促進する等、関係機関と連携した取組を推進します。
- ⑦ 矢作川河川敷の有効利用について、関係機関との協議を推進します。
- ⑧ 河川整備にあたっては、生態系に配慮し自然環境の保全と創造を図ります。

(5) 下水道の整備方針

1) 公共下水道の整備を進め、公共水域の水質保全と浸水被害の低減に取り組めます。**(整備方針)**

- ① 生活排水等汚水の適正処理の早期実現に向けて、公共下水道等の污水排水施設の整備を促進し生活環境の向上と公共水域の水質保全を図ります。
- ② 浸水被害の軽減を図るため、未整備となっている雨水幹線やポンプ場等の雨水排水施設の計画的な整備を推進します。
- ③ 市民、事業者、行政が雨水貯留浸透施設等の設置に取組み雨水の流出抑制と地下浸透を進め、浸水被害の軽減や雨水の有効利用を図ります。

(6) 港湾の整備方針

1) 衣浦港における物流、交流機能を高め、活力あるまちづくりを進めます。

(整備方針)

- ① 衣浦港は、広域物流拠点として機能強化を図るため、ふ頭用地の整備や港湾物流機能を確保するための臨港道路等の周辺道路の整備を促進します。
- ② 港湾施設の耐震化や老朽化対策について、関係機関と連携して促進します。
- ③ 外港地区・衣浦ポートアイランドの第一期の埋立て完了を見据え、関係機関と連携し、ふ頭の再編、耐震強化岸壁及びアクセス道路の整備を促進します。
- ④ 廃棄物処理場を確保するため、衣浦ポートアイランドの第二期計画を促進します。
- ⑤ 衣浦港の水辺環境を活かし親水空間を確保する等、港のにぎわい創りとして交流機能の向上を図ります。
- ⑥ 衣浦臨海工業地帯の産業基盤の強化を図るため、新たな工業用地の確保を推進します。
- ⑦ 旧海岸線の公有水面の環境対策を促進します。
- ⑧ 漁港機能の向上を図るため、漁港関連施設の充実を図ります。

(7) その他の都市施設等の整備方針

1) 多くの市民が利用する公共施設等は、安全性や快適性を確保し、だれもが利用しやすい整備を進めます。

(整備方針)

- ① 子どもから大人までのだれもが文化と教養にふれられるよう、文化会館、芸術文化ホール、図書館、美術館、スポーツ施設等の文化・スポーツ施設の維持・充実に推進します。
- ② 老朽化が進んでいる学校施設の改修を推進します。
- ③ 老朽化した公営住宅の建替えを促進します。
- ④ 耐震性の低い公営住宅は、早期に耐震対策を図るとともに高齢者や障害者に対応した居住環境の整備を推進します。

3. 住宅・居住環境の整備の方針

1) 防災性、防犯性を高め、安心・安全な住まいづくりを進めます。

(整備方針)

- ① 市民との連携による地域全体の防災性、防犯性向上の取組を推進するとともに、住宅の耐震性能の向上を図ります。
- ② 密集市街地における狭あい道路の解消を図ります。
- ③ 空家等対策計画に基づき、空家の適正管理や利活用、除却等の対策を総合的に推進します。
- ④ ブロック塀の倒壊による被害を防止するため、生垣設置による緑化等を促進します。

2) 高齢者・障害者等が快適に生活できるよう、支えあう住まいづくりを進めます。

(整備方針)

- ① 高齢者や障害者だけでなく、だれもが自立して安心・快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備、住宅のバリアフリー化等を図ります。
- ② 住宅困窮者への対応について、民間事業者等とも連携しながら住宅の安定的な確保を図ります。

3) だれもが住みたいと感じられる住まいづくりを進めます。

(整備方針)

- ① 多様な世帯のニーズに対応した良質な住宅整備や情報提供により、定住化を促進します。
- ② 子育て世代の定住化促進に向けて、良好な民間住宅が提供されるよう、若年ファミリー層向けの宅地分譲や基盤施設等の整備を推進します。

4) 既存の住宅ストックを活用しつつ、質の高い住まいづくりを進めます。

(整備方針)

- ① 既存住宅の長寿命化や中古住宅を安心して取引しすることができる仕組みづくり等を推進し、環境に配慮したストック型社会の実現を図ります。

5) 地域特性を活かし環境に配慮した住まいづくりを進めます。

(整備方針)

- ① 周辺の自然環境との共生を実践できる住まいづくり、既存の住宅ストックの有効活用や自然エネルギーの利活用等、地域に調和した住まいづくりを推進します。
- ② 地域資源である三州瓦等伝統的な地場産業を活かした住まいづくりを推進します。

4. 自然環境の保全及び都市環境の形成の方針

1) 自然環境を保全し自然と市民がふれあえる都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 海岸、河川、農地等の自然環境の保全の取組と水辺空間や公園緑地等の整備が連携して水と緑のネットワークを形成し生物多様性の保全を図ります。
- ② 親水性の確保に配慮した水辺空間の整備を図ります。

2) 自然環境に配慮し環境負荷の小さな都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 集約型都市構造への転換を進め公共交通の利用促進を図る等、環境にやさしい都市環境の形成を推進します。
- ② 限りある資源を有効活用し環境保全を図るため、ごみの減量化やリサイクルを推進し資源循環型社会の形成を推進します。
- ③ 自然エネルギーの活用や新エネルギーの導入を含め、エネルギー使用の効率化・省力化を推進します。

3) 環境に優しく快適に暮らせる都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 市民・事業者・行政の協働による環境に配慮したまちづくりの取組を推進します。
- ② 屋上緑化、壁面緑化等の公共施設や民有地の緑化を推進し良好な都市環境の形成を図ります。
- ③ 生活排水等の適性処理により、海、河川の公共水域の水質保全を図ります。

5. 都市景観の形成の方針

1) 市民と風土に育まれてきた景観の保全・活用による持続可能な景色づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 市民から公共施設等のデザインを募集する等、景色づくりへ市民の参加を広げる取組を推進します。
- ② 市民と水辺環境の保全をすることにより、生態系に配慮した親水施設を整備し、水辺景観の向上を推進します。

2) 市民・事業者・行政が協働して、都市景観の保全・創造に取り組めます。

(整備方針)

- ① 景観計画は、市民・事業者・行政が協働して策定するとともに、連携して計画を推進します。
- ② 地域の重要な景観資源は、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木等に指定し、その保全と都市景観への活用を推進します。
- ③ 建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導や、電線類の地中化等の無電柱化を図り、魅力ある街並みの形成を推進します。
- ④ 地域住民の合意のもと、地区計画等により、建築物等の規制・誘導を図ります。

3) 景観資源、産業資源を活用した観光づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 神社・仏閣の街並み等、碧南の風土や歴史を活かした景観資源、窯業等、伝統産業を活かした産業資源の掘り起こしを進め、「碧南」のイメージを高める観光空間の形成を推進します。
- ② 市内主要観光施設等への案内看板を設置し、市外利用者へのPRを推進します。
- ③ 特産品のPRや販売を通じて、市の活性化に資するよう検討します。

6. 防災施設の整備の方針

1) 地震災害等に備え、災害時の被害の低減に取り組めます。

(整備方針)

- ① 災害時の安全な避難のため、避難経路や避難所の充実を図ります。
- ② 病院や避難所等の建築物等の公共施設の耐震化・不燃化を推進します。
- ③ 橋梁、河川等の耐震化や整備を促進します。
- ④ 下水道施設及び水道施設の耐震化を推進し、災害時の被害の低減を図ります。
- ⑤ 火災の延焼を防止するオープンスペースや避難スペースの確保を図ります。

2) 津波や高潮等の災害に備え、浸水区域の低減に取り組めます。

(整備方針)

- ① 国及び県による堤防・水門等の河川施設、海岸施設の整備・耐震化を促進します。
- ② 準用河川、水路等の改修、公共下水道及び排水ポンプ場の整備等の浸水対策を推進します。

3) 大規模災害に備え、災害に強い都市づくりを進めます。

(整備方針)

- ① 第一次緊急輸送道路に指定されている衣浦豊田道路の4車線化を促進し、機能強化を図ります。
- ② 矢作川河口部において防災活動拠点の整備を促進します。
- ③ 大規模災害時に速やかに緊急輸送物資等を確保するため、衣浦港の外港地区における耐震強化岸壁やこれに接続する臨港道路の整備を促進します。

4) 地域コミュニティと連携した事前復興まちづくり等の大規模災害への備えを進めます。

(整備方針)

- ① 市民とともに事前復興まちづくり模擬訓練や震災復興都市計画の検討の取組を推進します。

碧南市緑の基本計画の改定について（報告）

1 計画改定の趣旨

碧南市緑の基本計画（以下「計画」という。）は、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、愛知県が定める愛知県広域緑地計画、市の総合的な指針である碧南市総合計画、碧南市都市計画マスタープラン等に即して、おおむね10年後を想定した緑の将来像を示すとともに、市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施するために策定する緑及びオープンスペースに係る総合的な計画である。

現計画策定時の平成22年3月以降、人口を始めとした社会情勢、公園及び緑地に係る各種法令等が変化しており、これらに的確に対応するため計画の改定を行う。

2 計画の期間

平成31年から平成42年までのおおむね10年間

3 計画の改定体制

(1) 策定委員会等における審議

ア 策定委員会等の概要

策定委員会は、学識経験を有する者を始め各団体の代表者の委員25人及び愛知県を始め行政機関の職員10人のオブザーバーで組織し、計画の改定内容の審議を行う。また、その下部組織として、策定産業部会及び策定行政部会を組織し、計画の改定内容の検討を行う。

イ 開催経過

(ア) 策定委員会

- a 第1回 平成30年2月 5日 現況整理について
- b 第2回 平成30年3月28日 目標・基本方針（骨子）（案）について
- c 第3回 平成30年8月20日 目標・基本方針（案）について

(イ) 策定産業部会

- a 第1回 平成30年1月22日 現況整理について
- b 第2回 平成30年3月12日 目標・基本方針（骨子）（案）について
- c 第3回 平成30年7月17日 目標・基本方針（案）について

(ウ) 策定行政部会

- a 第1回 平成30年1月23日 現況整理について
- b 第2回 平成30年3月16日 目標・基本方針（骨子）（案）について

c 第3回 平成30年7月18日 目標・基本方針（案）について

(2) アンケート調査の実施

ア 市民アンケート調査

(ア) 対象者 住民基本台帳から20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出

(イ) 実施期間 平成29年12月

イ 緑化団体アンケート調査

(ア) 対象者 市内緑化活動団体

(イ) 実施期間 平成29年12月

ウ 中学生アンケート調査

(ア) 対象者 市内各中学校2年生のうち各1クラス

(イ) 実施期間 平成29年12月

エ 企業アンケート調査

(ア) 対象者 碧南商工会議所会員企業

(イ) 実施期間 平成30年1月

(3) 地区別懇談会（第1回）の開催

ア 地区別懇談会の概要

市民ワークショップを通して、地域の現状、将来等について話し合い、地域別方針（案）を検討する。

イ 開催期間等

平成30年6月下旬から7月上旬までの期間において、市内6地区で開催した。

4 計画（案）の概要

4ページの碧南市緑の基本計画（案）の概要並びに参考資料2のとおり。

5 今後の予定

(1) 平成30年10月 都市計画審議会（中間報告）

(2) 平成30年10月 地区別懇談会（2回目）

(3) 平成30年11月 第4回策定産業部会及び策定行政部会

(4) 平成30年12月 第4回策定委員会

(5) 平成31年 3月 市議会への報告

(6) 平成31年 3月 都市計画審議会

(7) 平成31年 3月 パブリックコメント

- (8) 平成 3 1 年 7 月 第 5 回策定産業部会、策定行政部会及び策定委員会
- (9) 平成 3 1 年 9 月 計画策定及び公表

碧南市緑の基本計画（案）の概要

第1章 計画の背景と策定方針 1.1 社会経済動向の変化・法制度の動き ……近年における社会経済動向の変化や関連法制度の改正等の内容について整理。	1.3 緑の基本計画策定方針の設定 ……本計画の位置づけ、計画策定への取り組み方針等を整理。
1.2 上位・関連計画の整理 ……本計画の上位・関連計画について概要を整理。	

第2章 現況等の調査	
2.1 自然的条件 ……地勢、気象、水辺環境等、本市の自然的条件について整理。	2.2 社会的条件 ……人口、土地利用、地域資源等、本市の社会的条件について整理。

＜緑地の現況＞

■ 都市公園・緑地
■ 公共施設緑地
■ 民間施設緑地
■ 生産緑地地区
■ 農用地区域
■ 河川区域
■ 市街化区域
■ 都市計画区域

＜道路緑化の状況＞

緑化道路区間
— 市道
— 国道
— 県道
■ 市街化区域
■ 都市計画区域

第3章 第3章 市民意識・活動

3.1 アンケート調査

……20歳以上の市民、市内の中学生を対象に実施したアンケート調査の結果を整理。

- ・公園や歩道等に緑を増やすこと、自然的景観や身近な水辺、緑地を保全することに関する意識が高い。
- ・「街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティア」に関して、60%近くが参加意欲がある。

＜市民アンケート＞

左側グラフ：緑地保全・増やす意識 (n=816)

項目	割合
公園・公共施設に緑を増やす	35.0%
市街地の周りに広がる自然的景観（田園風景や河川など）を保全する	34.7%
歩道に街路樹や花を植える	33.0%
市街地内の河川や水辺を保全する	27.7%
神社やお寺などの既存の緑地を保全する	24.3%
住宅地・民間施設（工場など）に緑を増やす	8.9%
市街地内に点在する農地を保全する	6.3%
新しい公園を新設して増やす	6.3%
その他	3.3%
無回答	2.5%

右側グラフ：ボランティア参加意欲 (n=468)

項目	積極的に参加したい	時間があれば参加したい	参加したくない	無回答
草取りや清掃	57.1%			
花を植える	55.6%			
花や木への水やり	34.8%			
公園づくりを考える会合などへの参加	14.1%			
その他	3.2%			
無回答	0.9%	36.6%	6.0%	

3.2 緑に関する市民活動

……公園等愛護会や老人クラブ等の緑に関する活動内容を整理。

第4章 緑に関する解析・評価と課題 4.1 現行計画の評価・検証 ……現行計画の目標値に対する、現在の進捗状況を整理。	4.2 緑の解析・評価 ……本市の緑を、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの機能の観点により評価。
4.3 緑に関する課題 ……緑を取り巻く環境の変化や本市の緑の現況、市民意識や市民活動の状況、緑地の評価結果を踏まえ、緑に関する課題を整理。 <「保全」に向けた課題> ・都市のシンボルとなる水辺緑地や崖地の斜面林の保全 ・生物多様性の確保に向けた緑地の保全・創出 ・市街地に点在する寺社の歴史的な緑地の保全 ・防災機能・保水機能の向上に向けた自然の緑の保全 ・工業地域と市街地の緩衝のための工場植栽地、緑地の保全・管理の充実 <「活用」に向けた課題> ・地域に密着した緑地の多面的な活用 ・市を代表する公園緑地の広域的な利用促進 ・自然の緑の多様な活用 ・地震に備えた公園・緑地の防災機能の強化	<「創造」に向けた課題> ・地域バランスのとれた計画的な公園の配置 ・市街地の道路や公共施設緑地における緑化の推進 ・大規模な民間施設への緑化の推進 ・住宅地における地域住民参加の緑化の推進 <「管理」に向けた課題> ・市民の憩いの場となる公園緑地の維持管理 ・民間活力を活用した公園緑地の管理体制の構築 ・公園施設の計画的な維持管理

5.1 緑の将来像と基本方針

<緑の将来像>

ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南

<基本方針>

【保全の方針】豊かな自然を守り、市民生活と調和した環境を維持します

【活用の方針】地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます

【創造の方針】身近な緑を増やし、快適な市街地環境を造ります

【管理の方針】多様な主体が、緑の維持・管理活動への参画を進めます

<緑の将来像図>

■緑のエリア

- 市街地・集落地の緑
- 農地の緑
- 河川の緑

■緑・水の拠点

- 広域的な緑と水の拠点
- 市を代表する緑の拠点
- 市を代表する緑と水の拠点
- 地域を代表する緑の拠点
- 地域を代表する水の拠点

■緑の軸

- 緑の環境軸
- 水の環境軸
- 緑のみち

●中心核

●サブ核

---市域界

---市街北区域界（現況）

……目標年次（2030 年）における計画対象区域、将来人口の設定、及び緑地の保全、緑化の推進や都市公園などの整備に関する総量的な目標値の設定。

＜計画目標＞

- ・計画対象区域面積に対する緑地面積の割合 （調整中）
- ・市民 1 人当たりの都市公園等の整備面積 （調整中）
- ・計画対象区域の緑被率 （調整中）
- ・街区公園・近隣公園の誘致圏に含まれる範囲の割合 （調整中）

碧南市緑の基本計画

(案)

平成30年9月

碧 南 市

目 次

第1章	計画の背景と策定方針	1
1.1	社会経済動向の変化・法制度の動き	1
1.2	上位・関連計画の整理	5
1.3	緑の基本計画策定方針の設定	12
第2章	現況等の調査	15
2.1	自然的条件	15
2.2	社会的条件	19
2.3	緑の現況	30
第3章	市民意識・活動	45
3.1	アンケート調査	45
3.2	緑に関する市民活動	52
第4章	緑に関する解析・評価と課題	55
4.1	前回計画の評価・検証	55
4.2	緑の解析・評価	56
4.3	緑に関する課題	65
第5章	緑のまちづくり目標と基本方針	71
5.1	緑の将来像と基本方針	71
5.2	計画フレームと目標	74

第1章 計画の背景と策定方針

1.1 社会経済動向の変化・法制度の動き

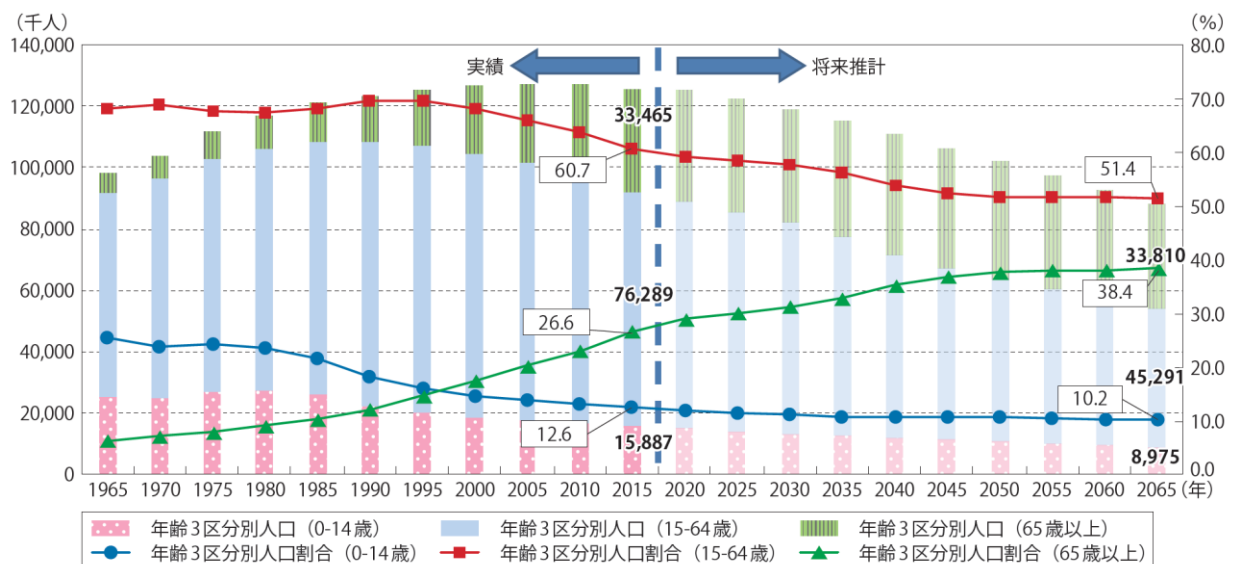
ここでは緑のまちづくりに関し、近年における社会経済動向の変化や関連法制度の改正等の内容について整理します。なお、関連法制度の改正等については、主に前回緑の基本計画が策定された平成21年度以降を対象に整理します。

(1) 近年の社会経済動向

① 人口減少、少子高齢社会の進展

少子高齢化の進行により、我が国の総人口は2008年をピークに減少に転じており、生産年齢人口も1995年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（2017年推計：出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は、2015年の12,709万人から2065年には8,808万人にまで減少すると見込まれています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、2015年の7,629万人から2065年には4,529万人にまで減少すると見込まれています。

特に生産年齢人口の減少は、地域経済の縮小につながる恐れがあるとともに、人口総数の減少に伴い、これまでの拡大型の都市づくりから、将来の人口規模を見据えた持続可能な都市づくりが重要となります。



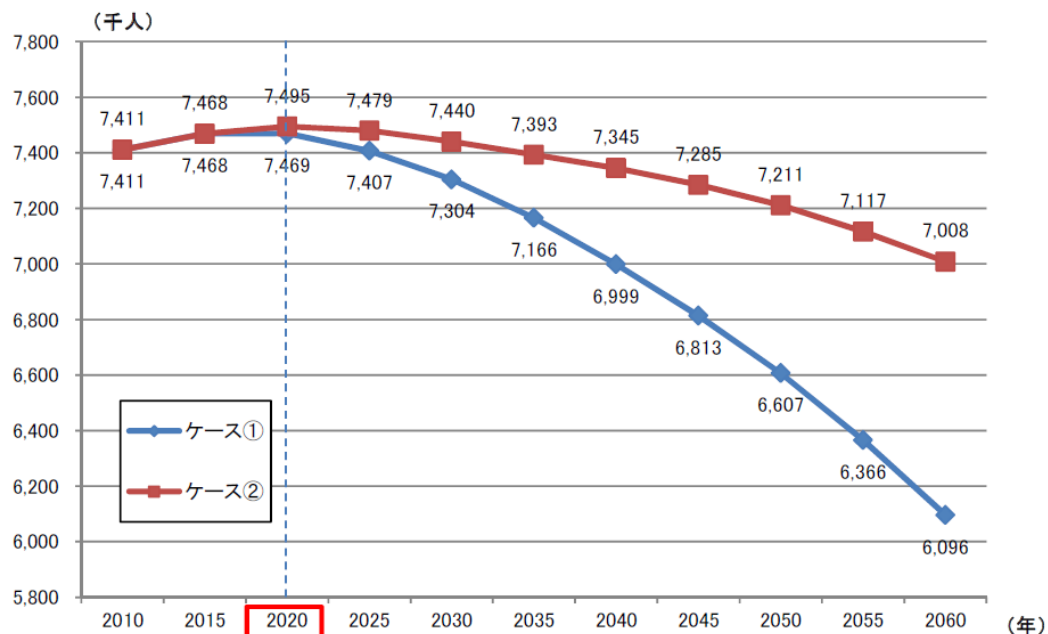
(注) 1970年以前は沖縄県を含まない。

資料) 2010年までは総務省統計局『国勢調査報告』、2015年は総務省統計局『平成27年国勢調査 人口等基本集計』、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年推計)の出生中位(死亡中位)推計より国土交通省作成

出典：平成28年度国土交通白書

図1-1 日本の総人口の推移・推計

一方、愛知県の人口はこれまで増加を続けてきましたが、2020年頃をピークに減少に転じる見込みとなっています。ただし、県内でも名古屋市東部や西三河中央部等の市町村では、今後当面の間人口の増加が見込まれ、こうした地域特性を踏まえた市街地の形成・再構築が求められます。



※ケース①：出生率が現状程度で推移する場合の将来人口推計

※ケース②：出生率が上昇する場合の将来人口推計

出典：愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27)

図1-2 愛知県の人口の長期的な見通し

② 厳しさを増す財政状況とインフラ施設の老朽化への対応

全国的な傾向として、今後人口の減少に伴う税収減や、高齢化に伴う扶助費の増加等により、自治体の財政運営は一層厳しさを増すことが避けられない状況にあります。一方で、高度経済成長期に多く整備された道路、公園等のインフラの老朽化が進行しており、限られた財源を効率よく配分し、戦略的、効果的な維持管理を進めていく必要があります。

また、厳しい財政状況は、地方公共団体における専門的な知見・技術を有する職員の不足・不在を招き、インフラの管理能力の低下が問題となっています。

③ 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり

高度経済成長に伴う急激な都市化に伴い、地表面が建物やアスファルト舗装でおおわれ、まとまった緑地や連続する水辺が姿を消すことによって、都市部では緑地の量・質とも低水準な状態を招いてきました。その結果、都市部では樹林地や農地が限られ、多様な生物が生息・生育できる空間が極めて少なくなっており、多様な生物の生息・生育環境となる緑地の保全・創出などの対応が求められています。

近年では、急激な都市化も収束してきていますが、周囲の生活環境や良好な街並み

景観の保全、都市における生物多様性の確保等、国民の環境問題への関心が一層高まっています。

④ 国民の価値観の多様化

我が国では、成熟社会を迎え、国民の価値観の多様化が進んでいます。今までは経済的価値が重要視されてきたのが、最近では歴史・伝統・文化や緑、景観等身近な住環境の充足へのニーズが高まっています。また、住環境向上のため住民自らが様々なまちづくり活動へ参画したいという要望が、より多くなってきました。

このような価値観の変化に対応し、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを高めるための取り組みが求められています。

⑤ 巨大地震等の災害への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、我が国全体として津波等の自然災害に対する意識が高まっています。さらに、近年ではゲリラ豪雨等による土砂災害や河川の氾濫などが頻発し、家屋の倒壊や浸水による被害や人的被害も多く発生しています。こうした災害に対し、公園などのオープンスペースや一団の農地等は緊急時の避難場所や一時的な遊水池等として、また緑道や街路樹等連続した緑は延焼防止帯等として、災害時には住民の安全確保のほか、被害の拡大や二次災害の防止等様々な役割を果たすと考えられます。災害に強いまちづくりの中では、緑の保全・創出を含めた、総合的な防災対策を推進する必要があります。

(2) 近年の法制度改正等の動き

緑のまちづくりに関する前回計画策定以降の法制度改正等の主だった事項は以下のとおりである。

年月	法改正等	概 要
平成23年 10月	「生物多様性地域連携 促進法」施行	様々な立場の人々が互いに連携して生物多 様性の保全のための活動（地域連携保全活 動）を促進することで、わが国の豊かな生物 多様性の保全を図ることを目的とするもの
平成23年 10月	「都市緑地法運用指針」 改正	「生物多様性地域連携促進法」（平成23年10 月1日施行）に基づく、都市緑地法の特例等 の内容について記載するとともに、地方公共 団体の生物多様性の確保の取組を支援する ため、都市緑地法に基づく制度に関する生物 多様性の確保の視点を記載
平成27年 4月	「都市農業振興基本法」 施行	都市農業の振興に関する施策を総合的かつ 計画的に推進することにより、都市農業の安 定的な継続を図るとともに、都市農業の有す る機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好 な都市環境の形成に資することを目的とす るもの
平成28年 5月	「新たな時代の都市マ ネジメントに対応した 都市公園等のあり方検 討会」最終報告書	これからのまちづくりに対応した緑とオー プンスペースのあり方、都市公園を活用した まちの活力創出の方向性等に関する提言
平成29年 6月	「都市緑地法等の一部 を改正する法律」施行 （一部は平成30年4月 施行）	様々な役割を担っている都市の緑空間を、民 間の知恵や活力をできる限り活かしながら 保全・活用していくため、都市緑地法、都市 公園法、生産緑地法、都市計画法等を改正す るもの

1.2 上位・関連計画の整理

(1) 上位計画

① 愛知県広域緑地計画（平成23年11月）〔改定中〕

1) 計画の位置づけ

- 一つの市町村を超える広域的な見地から、緑に対する考え方、骨格となる緑地、目標などを示す。
- 市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となる。

2) 目標年次

平成32年

3) 計画の理念

都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり

4) 広域的な緑のあり方

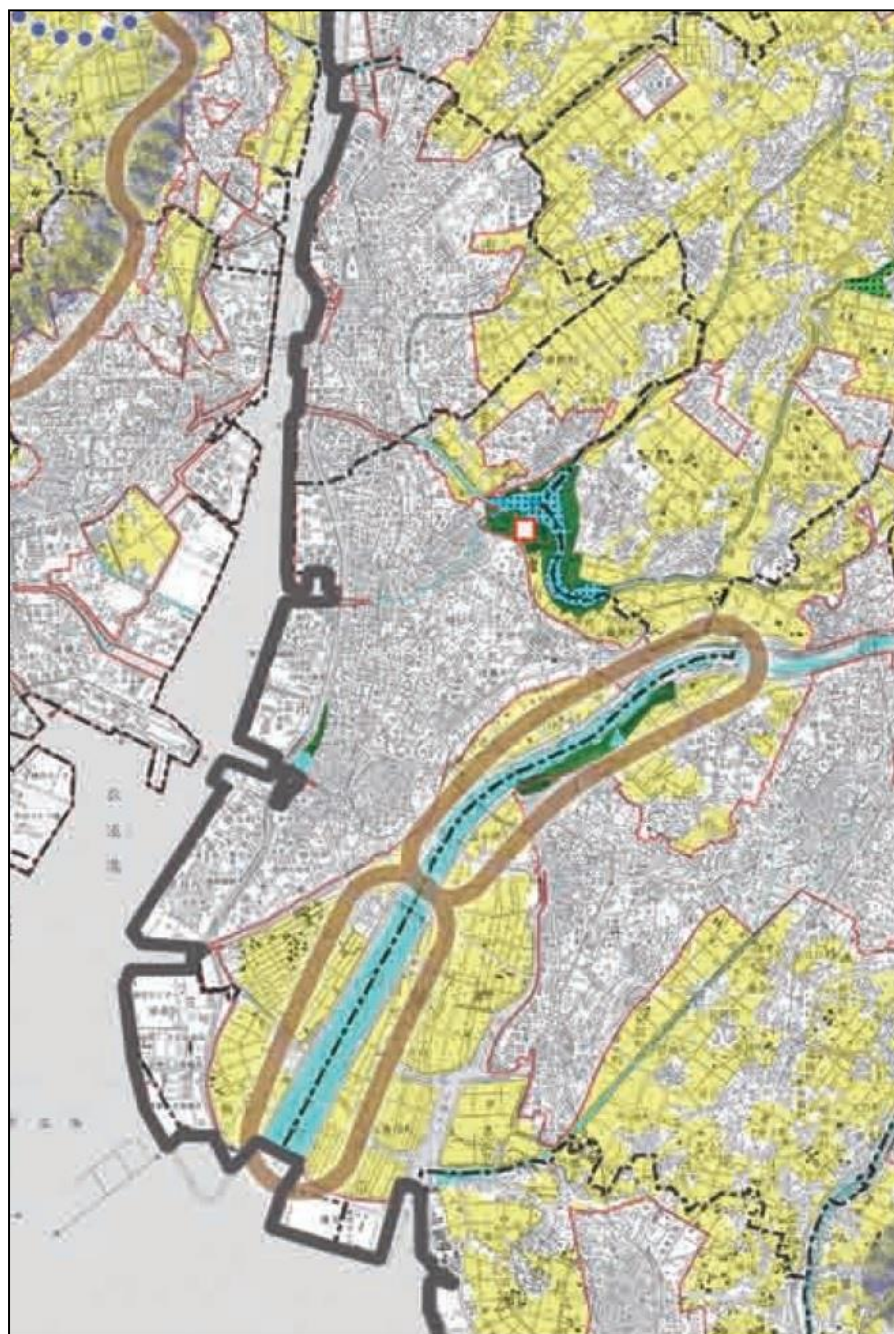
- 県土の骨格を形成する緑地の保全
- 広域的な緑の拠点となる広域公園や都市基幹公園等の都市公園の確保
- 生物多様性に配慮した水と緑のネットワークの形成

5) 基本方針

- 1.環境……都市と自然が調和した環境首都を支える水と緑のネットワーク形成
- 2.安全……東海・東南海・南海地震等の自然災害による被害を軽減する緑の確保
- 3.活力……愛・地球博記念公園などの緑の交流の場づくりやあいちの歴史・景観資源を活かした緑の確保
- 4.生活……少子高齢社会に対応し健康長寿あいちを目指す公園づくり

6) 重要な緑地

- 1.環境……・都市を取り巻く大規模な樹林地や都市を流れる大河川沿いの緑地
・生態系ネットワークを形成するコアエリア、コリドー
- 2.安全……・東海・東南海・南海地震や風水害等の被害を軽減する緑
- 3.活力……・広域的な交流拠点となる緑
・地域の歴史・景観資源となる特色ある緑
- 4.生活……・市街地内の水と緑のネットワークの軸となる河川
・緑道、広域公園、都市基幹公園等の健康づくりの場となる緑



凡 例	
都市公園等	都市公園
	国営公園（開設）
	広域公園（開設）
	広域公園（未開設）
	総合公園（開設）
	総合公園（未開設）
	運動公園（開設）
	運動公園（未開設）
	その他（10ha以上 開設）
	その他（10ha以上 未開設）
地域制緑地	公共施設緑地（10ha以上）
	県営都市公園類似施設
	特別緑地保全地区
	風致地区
	河川区域
	農業振興地域農用地区域
	国定公園・県立自然公園
	特別地域
	自然環境保全地域
	特別地区
	豊田市指定緑地
	国有林、保安林
	地域森林計画対象民有林
	主な湖沼・池
市街化区域	
市町村界	
都市計画区域界	

凡 例	
骨格となる緑地	
県土生態系ネットワーク軸	
県土コアエリア	

図1-2-1 西三河地域計画図＜碧南市周辺＞

② 県営油ヶ淵水辺公園（広域公園）の計画

油ヶ淵水辺公園は、愛知県で唯一の天然湖沼であり広々とした水面を持つ油ヶ淵とその周辺を含めた区域に、西三河で初めての県営都市公園として、平成17年10月18日に都市計画決定されています。（平成23年8月16日に一部区域を変更）

平成30年4月29日には、第一期開園として水生花園と桃の園の一部（碧南市域分1.7ha）がオープンしました。



図1-2-2 計画地の概要

表1-2-1 都市計画決定及び都市計画事業認可（第一期整備）区域の面積

区域		都市計画決定区域	都市計画事業認可区域
全面積 (内水面)		139.9ha (63.7ha)	35.7ha (堤防を含む)
内訳	碧南市	45.2ha	14.8ha
	安城市	31.0ha	20.9ha

③ 第5次碧南市総合計画（平成22年3月）〔改定中〕

1) 計画の期間

平成22年度を初年度とし、平成32年度を目標年度

2) まちづくりの基本理念

- | | | |
|------------|------------|---------|
| ○結びあうまちへ | ○育むまちへ | ○活かすまちへ |
| ○創造を楽しむまちへ | ○安心・安全なまちへ | |
| ○開かれたまちへ | ○広がりのあるまちへ | |

3) 将来像

ひとのわで 楽しさつくる みなとまち へきなん

4) 目指すべき都市構造

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1.広域的な都市軸の形成 | 4.産業拠点の形成 |
| 2.集約型の市街地の形成 | 5.市の特性を活かした都市環境の形成 |
| 3.良好な居住環境の形成 | |

【緑の拠点】

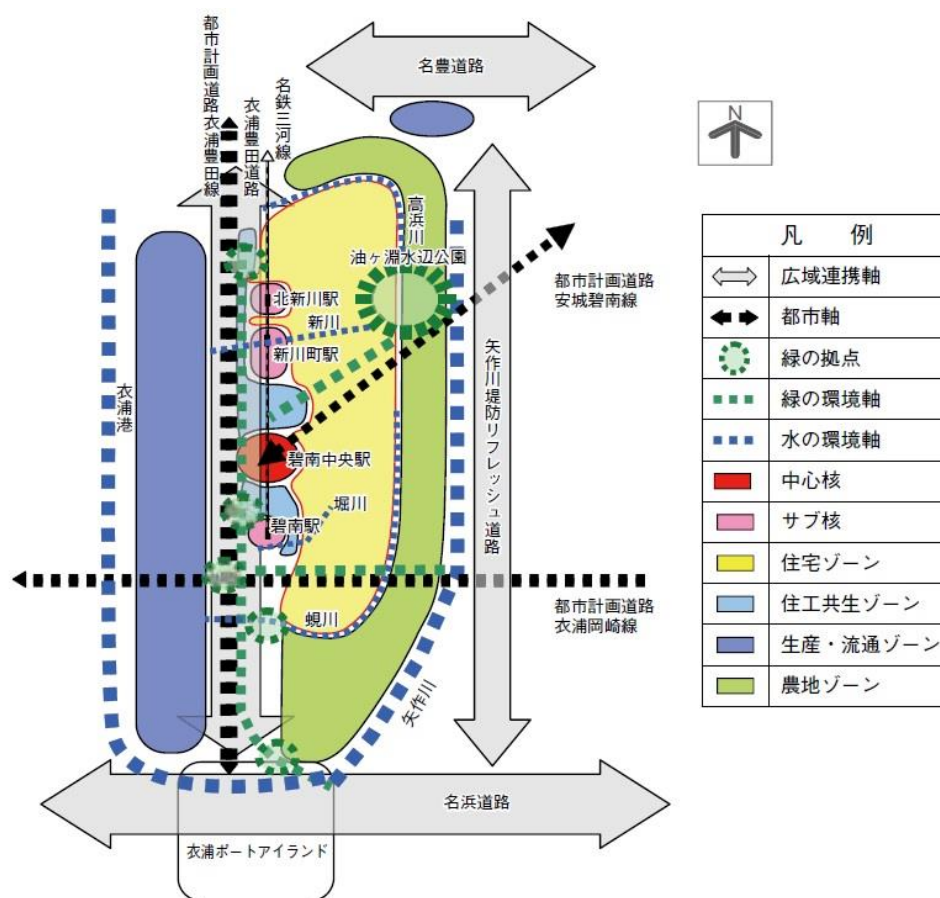


図1-2-3 将来都市構造図

5) 基本計画<本計画関連>

1. 緑豊かなまちづくり

- 緑の拠点と身近な公園・緑地の創造
- 水と緑のネットワーク化
- 協働による緑のまちづくり

2. 有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備

- 快適な住環境のための規制・誘導
- 既成市街地における市街地整備
- 土地区画整理事業の支援と推進
- 豊かな自然環境の保全と緑化の推進



図 1-2-4 土地利用の方針図

(2) 関連計画

① 第2次碧南市環境基本計画（平成26年3月）

1) 計画の役割

本計画は、環境の保全、改善に関する基本的な計画であり、本計画に基づき、市民、事業者、行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものである。

2) 目標期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

3) 目指すべき環境の将来像

白砂青松と潮の香り、
そして夜空にきらめく満天の星の似合うまち
碧(みどり) ゆたかな自然公園のようなまち
自ら考え、行動できる、
心も身体も元気な碧南人
知恵と汗で創る、
住みよい住みたい永続可能なまち碧南

4) 環境基本目標

基本目標1：自然環境の保全

- ・自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指します。

基本目標2：まちづくり

- ・市民が環境に配慮し、健康で安心な活気ある生活を送れるまちづくりを目指します。

基本目標3：ひとづくり

- ・地球的視野で環境を考え、率先して環境保全行動を起こすひとづくりを目指します。

基本目標4：循環

- ・資源循環を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくりを目指します。

5) 4つの基本目標を実現するための施策＜本計画関連＞

○自然環境の保全

- ・水辺環境の保全と創造
- ・緑地の保全と創造
- ・自然環境の保全と創造における協働体制の充実

- まちづくり
 - ・景観整備の推進
- ひとづくり
 - ・協働による環境保全活動の推進

6) リーディングプロジェクト＜本計画関連＞

- 自然環境の保全
 - (白砂青松プロジェクト)
 - ・かつての白砂青松を復元させ、市民から遠くなった海辺を、いつかどこかに取り戻そうとする方向性を示し、環境保全の大切さと市民それぞれが環境に果たす役割を再認識してもらう。
 - (水路・河川浄化プロジェクト)
 - ・水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。
 - (矢作川ふれあいプロジェクト)
 - ・母なる川矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境（水質及び動植物）を保全する。
 - (よみがえれ油ヶ淵プロジェクト)
 - ・緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。
 - (みどり再生プロジェクト)
 - ・みどりを増やし、そこに集ういきものと人が共存できるみどり豊かな碧南にする。
- まちづくり
 - (へきなんの景観保存・創造プロジェクト)
 - ・先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活環境を残す。また、水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。
- ひとづくり
 - (碧（みどり）の道 里親プロジェクト)
 - ・市民と行政が一緒になって公園の未来像づくりや管理運営に取り組み市民が道路及び歩道の清掃と美化に取り組むことによって、市民が自分たちの公園や道路として大切にする機運を高める。
 - (みんなでつくろまい「碧南環境マップ」プロジェクト)
 - ・小中学校の児童等市民の参加で、碧南を探索しながら、緑地や植物分布、生物分布、碧南市の素敵な所、宝になる所、残したい所及び改善したい所等をマップ化する活動を通じて、市民の環境への関心を高め、環境をより良くする行動を実践する人を増やす。

1.3 緑の基本計画策定方針の設定

(1) 計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

本計画の策定においては、碧南市における上位計画である碧南市総合計画、碧南市都市計画マスタープランのほか、愛知県の計画（愛知県都市計画区域マスタープラン、愛知県広域緑地計画）や緑に関する法令に即して策定します。また、環境、景観、防災など本計画の内容と関連する事項の計画とも内容の整合を図ります。

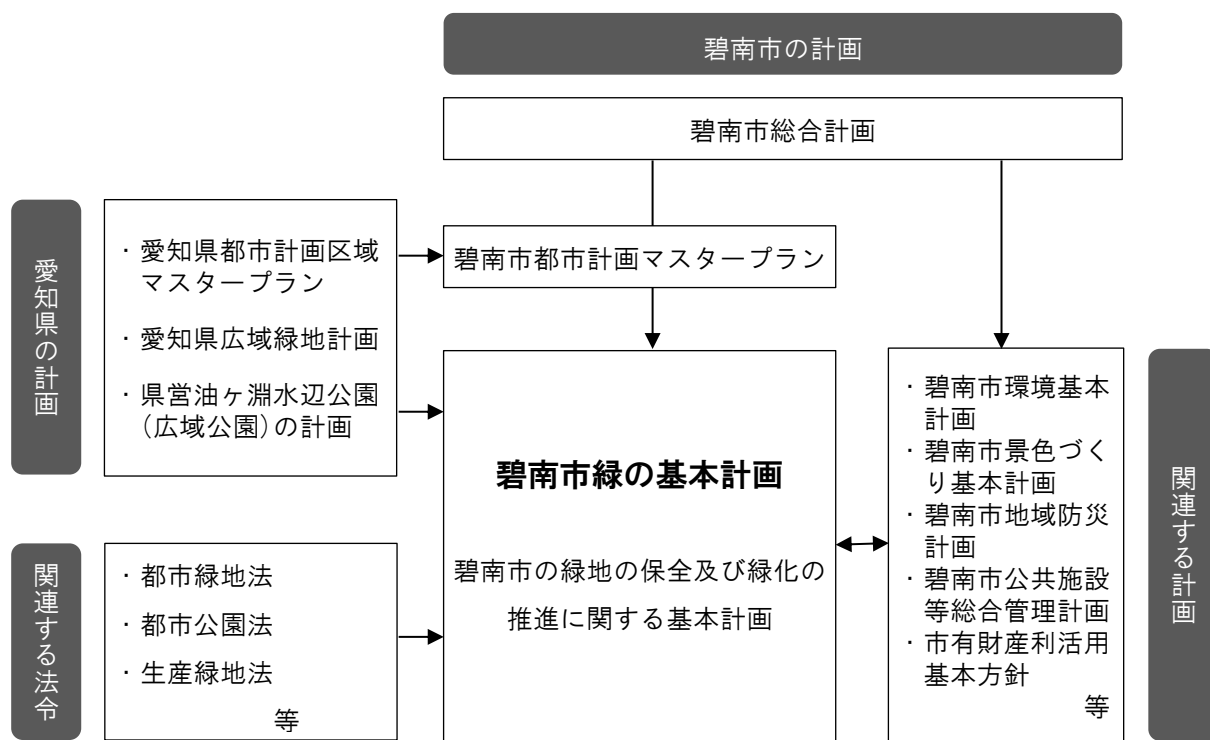
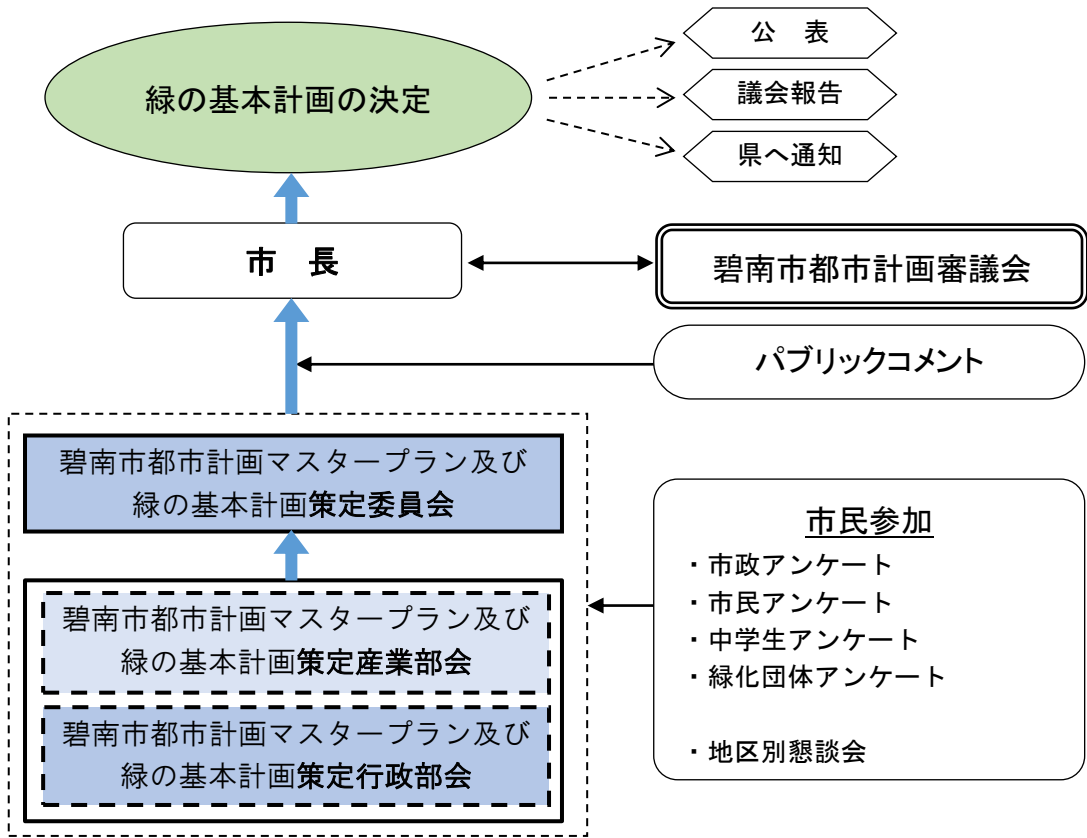


図1-3-1 緑の基本計画と上位計画、関連計画等との関係

(2) 本計画の策定体制

市民・事業者・行政が連携して計画策定にあたるため、都市計画マスタープランの改定に合わせて、本計画を検討する策定委員会及び策定産業部会・策定行政部会を設置するとともに、市民アンケートや地区別懇談会(ワークショップ)等を通して市民やまちづくり団体等の意見を計画に反映させることとし、以下のような体制で計画策定を進めるものとします。



策定委員会	・ 計画の策定を目的として、都市づくり・緑づくりに対する調査・審議を行う。
策定行政部会	・ 計画の策定に関する専門的事項を調査・検討する。 ・ 関係各課の課長で組織する。
策定産業部会	・ 計画の策定に関し、市内の事業者から専門的見地で意見をうかがう。 ・ 碧南商工会議所の各部会メンバー等で組織する。

図1-3-2 計画の策定体制

(3) 本計画策定への取り組み方針

① 碧南市の現状に合った実効性ある計画立案

碧南市の緑地の現状、緑に関する事業の実施状況等や、それらによって導き出される緑に関する問題点・課題を踏まえ、将来的に実現可能な実効性ある計画を立案します。

② 緑のまちづくりに関する新制度等への対応

民間による緑地の管理運営制度の拡充や都市公園等の柔軟な利活用方策、都市農地の緑地としての位置付け、生物多様性への配慮等、近年の都市緑地に関連する制度改革の内容を十分吟味し、本計画へ積極的に取り込み、反映させます。

③ 計画への市民意向の反映

中学生や緑化団体などへのアンケート調査や、地域の若者や女性も取り込んだ地区別懇談会等を実施し、幅広い層から市民意見の収集に努め、計画へ反映させます。

④ 市民・民間事業者等との連携策の充実

今までは主に行政が行ってきた都市公園や緑地の整備・管理・運営の役割について、市民や民間事業者等の参加を促進するため、効果的や連携の体制や仕組み等を充実させます。

第2章 現況等の調査

2.1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本市は、中部圏の中核都市名古屋市から40km圏内に位置し、北は油ヶ淵、東は矢作川、南・西は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、地形は、碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地となっています。

油ヶ淵は、海水と淡水が混ざる県内唯一の天然湖沼で、周囲6.3km、面積64haの大きさを誇っています。水に囲まれた特性を活かし、古くから埋め立てによる開発が進められ、矢作川沿いの平七新田、伏見屋新田、前浜新田の開発が行なわれました。

昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受け、大規模な臨海用地が造成され、現在の市域が形成されました。

市域面積（3,586ha）は県土の約0.7%を占めています。

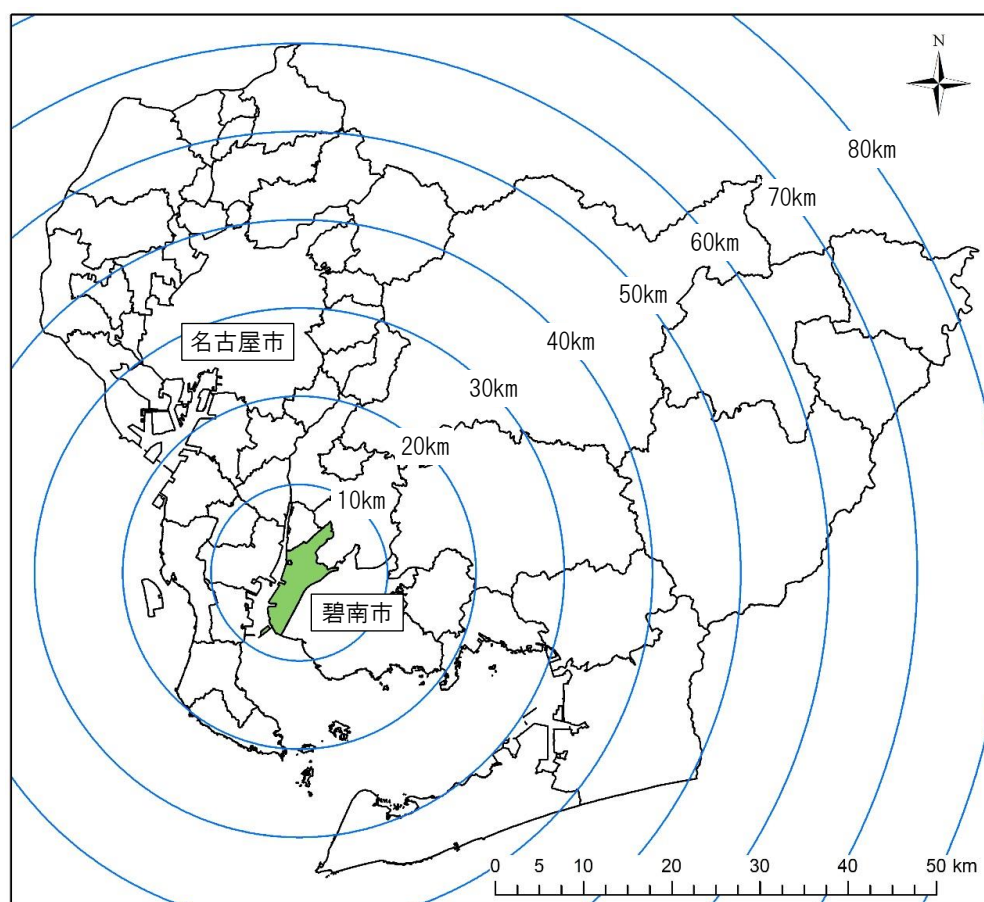


図2-1-1 碧南市の位置

(2) 気象

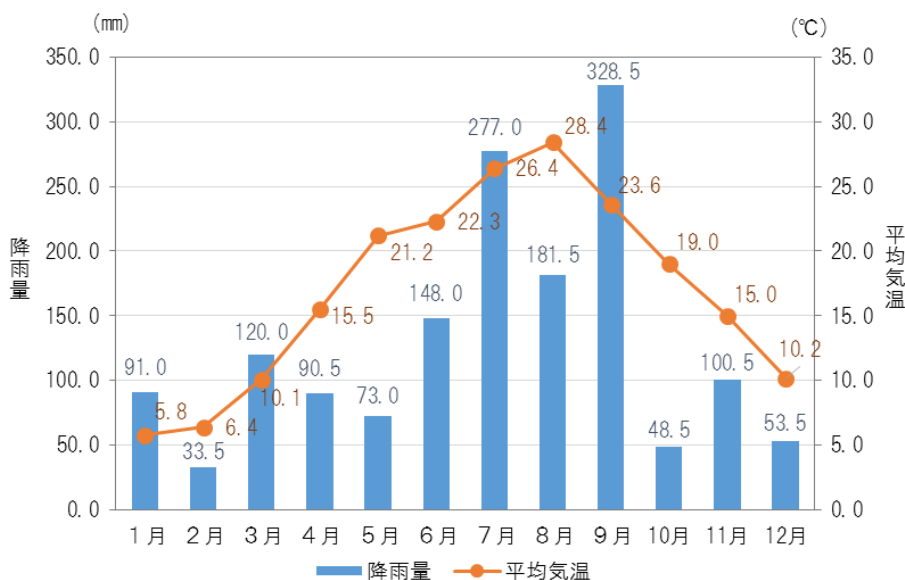
本市は、太平洋側の温暖な気候であり、平均気温は16～17℃程度で推移しています。また、年総雨量は年により変動があるものの、概ね1,000～1,500mmの間で推移しています。

平成27年の月別降雨量・平均気温の推移をみると、降雨量は7月、9月には300mm前後を記録し、少ない月との差が大きくなっています。平均気温は、8月には28.4℃と非常に高いですが、1、2月は6℃前後で夏と冬との温度差が大きくなっています。

表2-1-1 気象概況

区分		18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
気 温 (℃)	最 高	36.0	37.1	37.5	35.2	37.1	36.9	37.2	38.4	37.1	36.8
	最 低	△ 2.3	△ 0.6	△1.5	△ 3.1	△1.3	△2.6	△3.3	△3.0	△2.4	△ 1.0
	平 均	15.8	16.5	16.6	16.7	16.6	16.3	16.0	16.5	16.9	17.0
湿 度 (%)	最 高	97.6	99.0	98.5	98.5	97.5	97.5	98.6	98.1	97.6	98.4
	最 低	22.6	22.1	16.8	20.3	17.2	16.9	17.7	22.3	17.4	17.2
	平 均	70.5	69.3	71.6	68.6	68.0	72.5	73.5	69.7	69.7	73.4
風 速 (m/s)	最 大	22.1	6.4	23.0	29.2	18.7	25.3	25.1	28.2	24.4	18.9
	瞬間最大	31.6	31.0	32.1	53.3	28.5	34.7	37.4	37.1	32.6	34.5
	平 均	4.5	4.6	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.8	4.6	4.3
降雨量 (mm)	総雨量	1,250.0	1,069.0	1,460.5	1,472.5	1,367.5	1,354.0	1,187.5	1,178.5	1,243.0	1,545.5
	日最高雨量	80.5	104.5	86.5	104.5	65.0	85.0	85.5	98.5	61.5	96.5

資料：碧南市の統計情報



資料：碧南市の統計情報

図2-1-2 月別降雨量・平均気温（平成27年）

(3) 生物の生息・生育環境

植生についてみると、市内にはまとまった樹林地はありませんが、社寺林等として常緑広葉樹及び常緑針葉樹の二次林が点在しているほか、国道247号沿道や臨海部の工業地帯の緑地帯として植林地が分布しています。また、市街化区域外では水田、畑などの耕作地が広がっています。

油ヶ淵では水生生物調査が5年に1回、定期的に行われており、調査で確認された魚類等の経年一覧を表2-1-2に整理しました。平成25年度の調査では、魚類13科24種、魚類を除く水生動物3種が確認されています。全体に汚濁に強い種か、塩分に対して広く適応できるものが多く、特にフナ類が多く見つかったほか、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)で特定外来生物に指定されているカダヤシ、ブルーギル、オオクチバスが確認されました。また、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」に記載されているゲンゴロウブナとウナギ(絶滅危惧IB類(EN):IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)、ドジョウ(情報不足(DD):評価するだけの情報が不足している種)が確認されました。魚食性外来生物のブルーギル・オオクチバスは経年的に確認されていることから定着したと考えられ、ヨシノボリ類等の小型魚種への影響が危惧されます。

また、油ヶ淵湖岸では、ヨシ、マコモなどの抽水植物群落が確認されており、オオヨシキリ、セッカ、カイツブリといった鳥類のほか、多様な生物の生息場所となっています。

(4) 河川・湖沼

本市の東部には一級河川の矢作川が、北部には愛知県で唯一の天然湖沼である油ヶ淵が位置し、水辺環境の豊かな地域となっています。油ヶ淵一帯は、約400年前までは北浦と呼ばれる入江でしたが、江戸時代に矢作川の付け替えとその後に築かれた堤防により閉塞され、湖沼となりました。当初は、油ヶ淵から排水する河川がなく、降雨時には湛水被害が多く発生したため、江戸時代中期に衣浦港へ排水する新川が開削されました。明治期に入り、明治用水の通水により油ヶ淵上流域の新田開発が活発となり、油ヶ淵への流入量が増加したため、昭和初期には高浜川の開削工事が行われ、現在に至ります。

高浜川や新川では、背後に市街地が広がるため、高潮・洪水対策として護岸工事や水門・樋門の整備が進められています。また、油ヶ淵においても高潮・洪水等に備えて築堤盛土が行われているほか、油ヶ淵水辺公園の整備が県により進められています。

表2-1-2 油ヶ淵水生生物調査結果経年一覧

魚 類		平成 5 年度	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
ウナギ科	ウナギ	+	+	+	+	+
ニシン科	コノシロ	+	+	+	+	+
コイ科	コイ	+	+	+	+	+
	ゲンゴロウブナ	+	+	+	+	+
	フナ類	+	+	+	+	+
	タイリクバラタナゴ	+	+	+	+	+
	ハス		+	+	+	+
	オイカワ	+	+	+	+	+
	モツゴ	+	+	+	+	+
	タモロコ	+				
	カマツカ		+			
	ニゴイ	+	+	+	+	+
	コウライモロコ	+	+	+	+	+
ドジョウ科	ドジョウ		+			+
ギギ科	ギギ		+	+	+	
ナマズ科	ナマズ	+	+	+	+	+
キュウリウオ科	ワカサギ	+			+	+
アユ科	アユ		+	+	+	
シラウオ科	シラウオ	+				
カダヤシ科	カダヤシ		+	+	+	+
メダカ科	メダカ	+	+	+	+	
サヨリ科	サヨリ	+	+	+	+	+
スズキ科	スズキ	+	+	+	+	+
サンフィッシュ科	ブルーギル		+	+	+	+
	オオクチバス		+	+		+
アジ科	ギンガメアジ		+			
ヒイラギ科	ヒイラギ	+	+			+
ボラ科	ボラ	+	+	+	+	+
	メナダ	+				
ハゼ科	ヨシノボリ類		+	+	+	+
	ヌマチチブ				+	+
	マハゼ	+		+	+	+
タイワンドジョウ科	カムルチー		+	+		
ロリカリア科	ロリカリア類（ブレコ）		+			
魚種数	20 科 32 種	21	29	24	24	24

水生動物（魚類を除く）		平成 5 年度	平成 10 年度	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度
クルマエビ科	サルエビ			+		
テナガエビ科	テナガエビ	+	+	+	+	+
アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ		+		+	
イワガニ科	モクズガニ	+	+	+	+	+
イシガメ科	ミシシippアカミミガメ		+	+	+	+
スッポン科	スッポン			+	+	
アカガエル科	ウシガエル	+	+	+	+	
種数	6 科 6 種	3	5	6	6	3

※分類・種名・学名は河川国勢調査生物リスト（国土交通省）による

資料：平成25年度油ヶ淵水生生物調査結果（碧南市ホームページ）

2.2 社会的条件

(1) 碧南市の成り立ち

本市は台地上に市街地が発達していますが、台地の縁などには多くの貝塚が確認されており、古くから集落が点在していたと考えられます。台地南端に位置する大浜は、古くから内海沿岸航路の要地として栄え、次第に内陸に向かって集落を拡大していきました。また、台地東南の突端に位置する鷺塚にも、鎌倉時代には集落が形成され、内海での安全な船泊りの場所として発展しました。江戸時代になると、矢作川の藤井・米津間の開削により、大浜湊、鷺塚湊は内陸部と江戸方面を結ぶ交通運輸の要地として大いに繁栄しました。

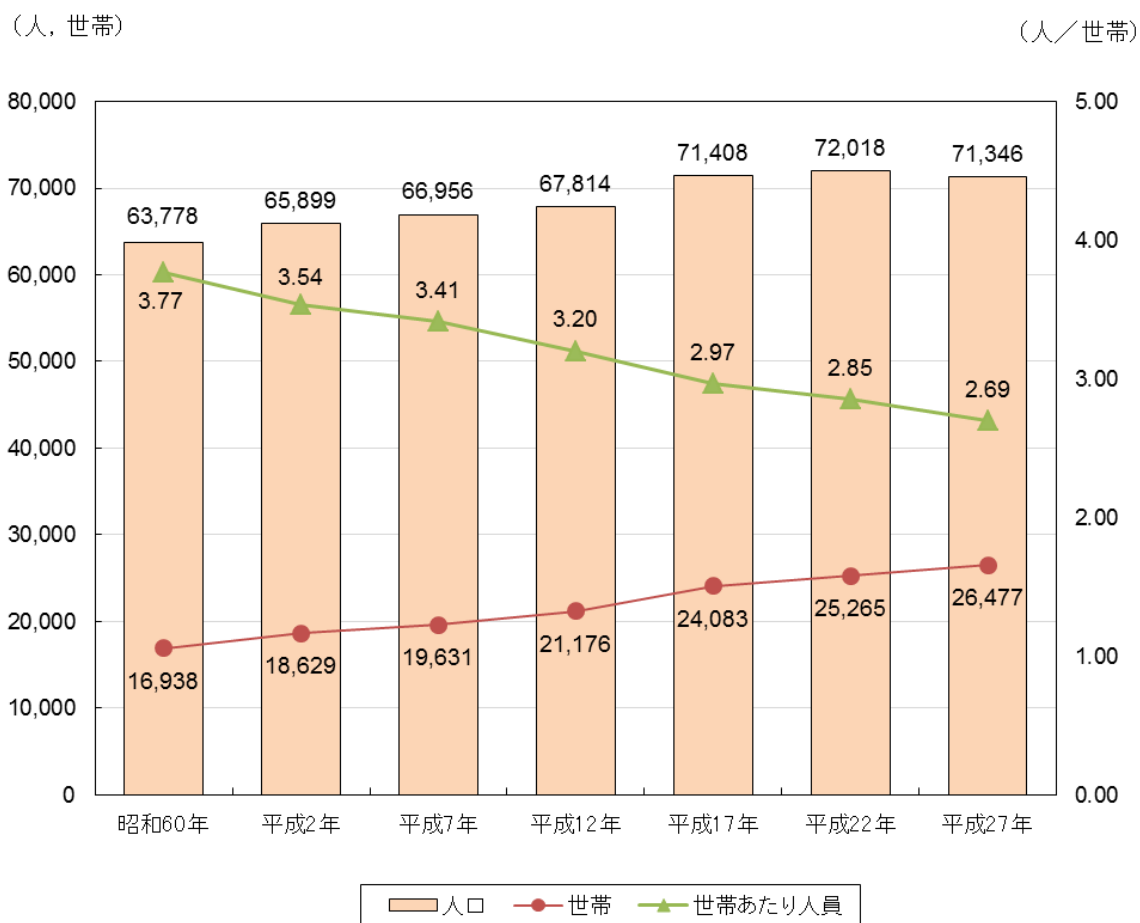
現在の碧南市は、戦後間もない昭和23（1948）年4月5日に碧海郡大浜町、新川町、棚尾町、旭村が合併して市制を施行し、その後、昭和30（1955）年に西端地区（碧海郡明治村大字西端）を編入合併して現在に至ります。

昭和30年代以降、衣浦港（衣ヶ浦湾）に面した地域では、臨海工業地域を造成するための埋め立てが進み、市制施行時には2,095haであった面積が、現在は3,586haと、約1.7倍に拡大しました。

(2) 人口・世帯数の動向

① 人口・世帯数等

本市の人口・世帯数は、平成27年の国勢調査では71,346人、26,477世帯となっています。人口は平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年で減少に転じています。一方、世帯あたり人員は昭和60年の3.77人/世帯から、平成27年には2.69人/世帯へと一貫して減少しており、これに伴い世帯数は平成27年においても増加が続いています。



出典：国勢調査

図2-2-1 人口・世帯数の推移

② 年齢別人口構成

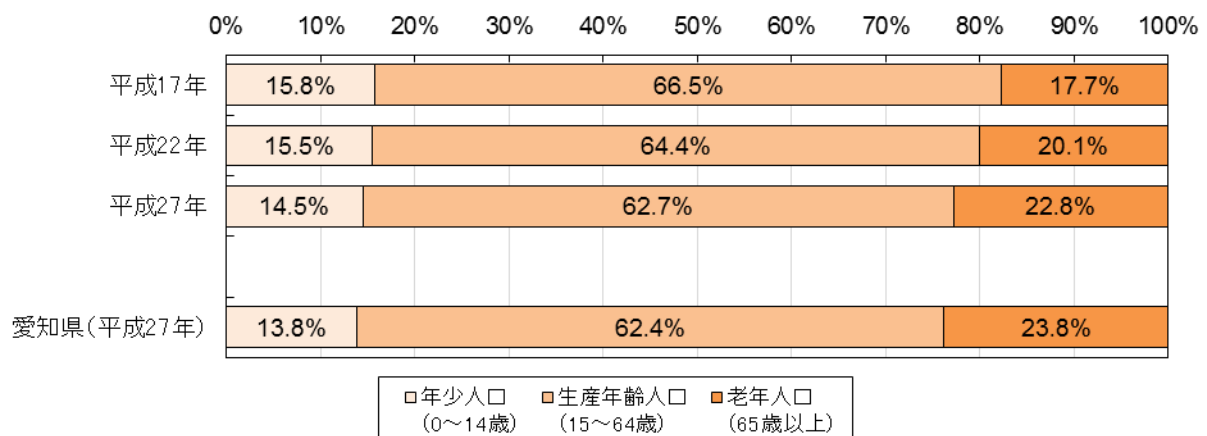
本市の年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年で前者は14.5%、後者は62.5%となっており、年々減少する傾向にあります。一方、老年人口（65歳以上）は平成27年に22.7%で、年々増加する傾向にあり、少子・高齢化が進行していることが分かります。

なお、年少人口、生産年齢人口は県平均を上回り、老年人口は県平均を下回っています。

表2-2-1 年齢別人口構成（碧南市）

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 27 年（県）	
	総数（人）	比率（%）	総数（人）	比率（%）	総数（人）	比率（%）	総数（人）	比率（%）
年少人口	11,268	15.8%	11,138	15.5%	10,330	14.5%	1,022,532	13.8%
生産年齢人口	47,509	66.5%	46,299	64.4%	44,563	62.7%	4,618,657	62.4%
老年人口	12,629	17.7%	14,457	20.1%	16,182	22.8%	1,760,763	23.8%
総数	71,408		72,018		71,346		7,483,128	

出典：国勢調査



出典：国勢調査

図2-2-2 年齢別人口構成

(3) 土地利用の状況

① 土地利用の現況

平成25年度都市計画基礎調査による市街化区域内の土地利用の割合は、都市的土地利用では住宅用地が29.4%、工業用地が22.2%（うち工業専用地域が16.7%）、商業用地が3.6%などで、住宅用地の土地利用の割合が高くなっています。

また、自然的土地利用では、農地が6.6%などとなっていますが、市街地の地形が概ね平坦地であることから山林などはほとんどなく、自然的土地利用全体で9.0%となっています。

表2-2-2 市街化区域内の土地利用現況

種別			面積 (ha)	割合 (%)
自然的 土地利用	農地	田	4.92	0.2
		畑	135.94	6.4
	山林		3.74	0.2
	水面		14.82	0.7
	その他の自然地		32.65	1.5
都市的 土地利用	住宅用地		621.66	29.4
	商業用地		76.52	3.6
		1 ha 以上の商業施設用地	9.56	0.5
	工業用地		470.24	22.2
		工業専用地域面積	354.08	16.7
	公的・公益用地		274.64	13.0
	道路用地		291.87	13.8
	交通施設用地		14.00	0.7
	公共空地		85.68	4.0
	その他の空地		0.54	0.0
低未利用地		89.78	4.2	
総計			2,117.00	100.0

出典：平成 25 年度都市計画基礎調査

② 市街化区域内農地の分布状況

市街化区域内農地は、これまで“宅地化すべきもの”を基本方向としてきましたが、平成27年4月に施行された「都市農業基本法」により、“都市にあるべきもの”との認識に大きく方向転換されています。

本市の市街化区域内農地は、主に市街化区域の北、東、南の縁辺部に多く分布し、新川町駅から碧南駅の周辺にかけての旧来の市街地にはあまり見られません。

市街化区域内農地のおよそ3割は、生産緑地地区として保全されています。



出典：平成 25 年度都市計画基礎調査

図2-2-3 市街化区域内農地の分布状況

(4) 土地利用規制

① 用途地域等

本市は全域が都市計画法に基づく都市計画区域で、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

市街化区域は、都市計画区域（3,586ha）の59.0%に当たる2,117haです。市街化区域内の用途地域の面積割合は、工業系が50.9%と過半を占め、次いで住居系が43.0%、商業系が6.1%となっています。

工業系の用途地域では、臨海部工業地の大半が工業専用地域に指定されているほか、旧来の市街地において広く準工業地域が指定されています。

また、商業系の用途地域は、新川町、碧南中央、碧南の各駅周辺のほか、明石公園周辺や大浜地区、棚尾地区の旧来の市街地にも指定されています。

表2-2-3 用途地域の指定状況（平成30年3月告示）

種 類			面積（ha）	構成比（％）	
行政区域（都市計画区域）			3,586	100.0	－
市街化調整区域			1,469	41.0	－
市街化区域	住居系	第一種低層住居専用地域	75	2.1	3.5
		第二種低層住居専用地域	－	－	－
		第一種中高層住居専用地域	266	7.4	12.6
		第二種中高層住居専用地域	25	0.7	1.2
		第一種住居地域	493	13.7	23.3
		第二種住居地域	19	0.5	0.9
		準住居地域	33	0.9	1.6
	（小 計）		911	25.4	43.0
	商業系	近隣商業地域	111	3.1	5.2
		商業地域	18	0.5	0.9
		（小 計）		129	3.6
	工業系	準工業地域	390	10.9	18.4
		工業地域	25	0.7	1.2
		工業専用地域	662	18.5	31.3
		（小 計）		1,077	30.0
合 計		2,117	59.0	100.0	

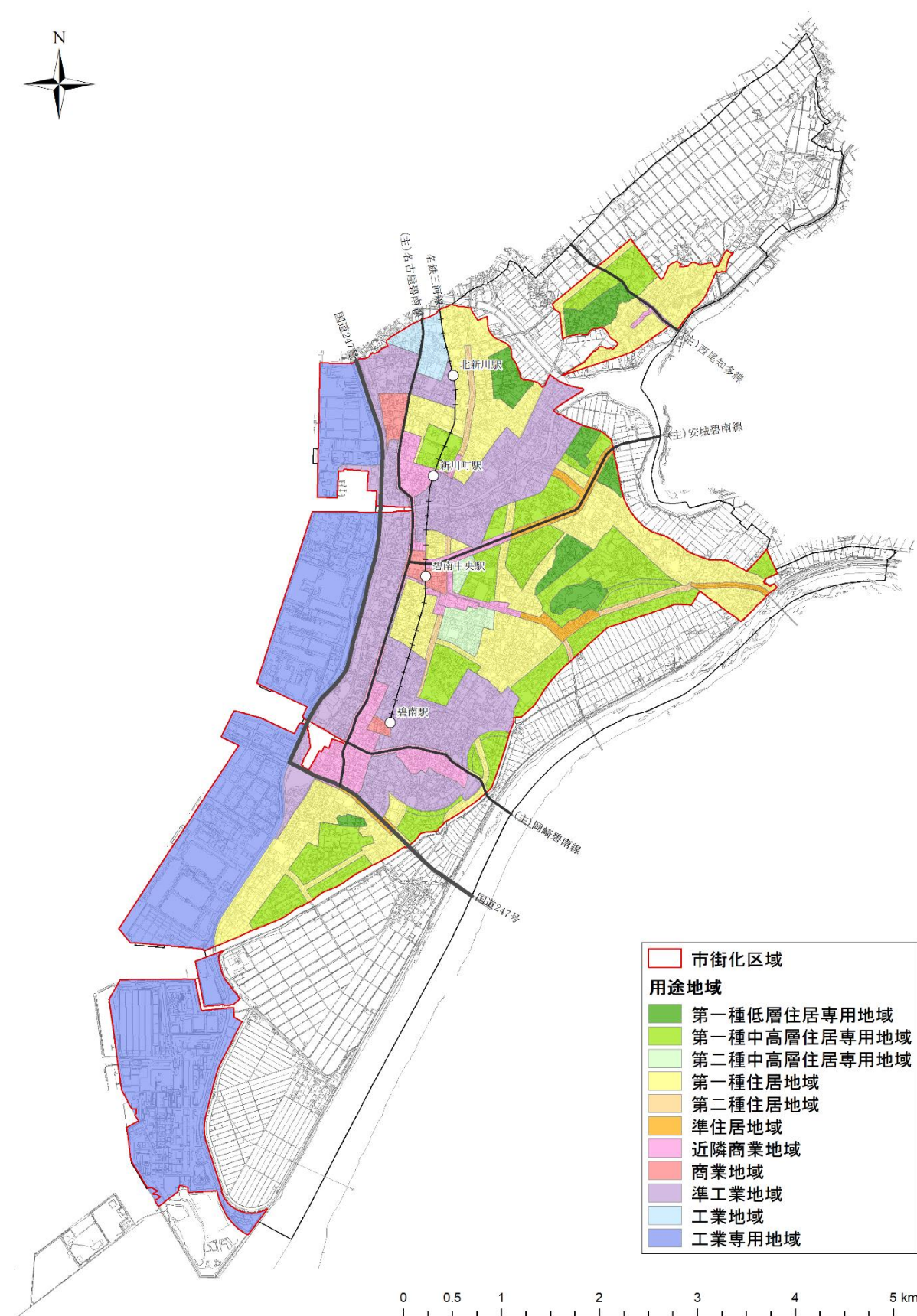


図2-2-4 用途地域図

② 農用地区域

市街化調整区域では、集落地や西端地区の工業系施設が集積して立地する区域などを除き、大部分が農業振興地域農用地区域に指定されています。

③ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

本市北部に土砂災害警戒区域・特別警戒区域が10か所指定されています。

④ 河川保全区域

矢作川下流部は、堤防先より18mが河川保全区域に指定されています。この区域における工作物の新改築、土地の区画形質の変更には、国土交通大臣又は知事の許可が必要です。

⑤ 海岸保全区域

高浜川河口部から矢作川河口部までの旧海岸線沿いは、海岸保全区域に指定されています。海岸保全区域は、海岸及び海岸保全施設を保護すべき区域として知事が定めしており、この区域における工作物の新改築、土地の区画形質の変更には海岸管理者の許可を受ける必要があります。

(5) 地域資源

① 景観

本市では、平成19年3月に碧南市景色づくり基本計画を策定し、景観行政団体への移行及び景観計画の策定を含め検討を進めています。

愛知県は、平成20年3月に「美しい愛知づくり景観資源600選」を指定し、碧南市においては、38資源（31箇所）の景観資源が指定されています。これらは市内全域にわたり広く分布しているが、特に碧南駅周辺において集積がみられます。

表2-2-4 景観資源一覧

No.	資源名	資源の所在
1	大浜漁港	碧南市築山町他
2	大浜熊野大神社	碧南市宮町
3	大浜の路地	碧南市浜寺町
4	旧大浜警察署	碧南市錦町
5	西方寺の黒松〔亡失〕	碧南市浜寺町
6	西方寺の太鼓堂	碧南市浜寺町
7	堤の松並木	碧南市川口町他
8	寺とみりん蔵の路地	碧南市浜寺町
9	碧南市大浜地区の小径	碧南市築山町
10	堀川周辺の風景	碧南市音羽町、錦町
11	味噌醸造の景色	碧南市浜寺町
12	海の記憶	碧南市天王町
13	旧新須磨海岸	碧南市天王町
14	旧堤防跡の松並木	碧南市川口町他
15	玉津浦海水浴場の共同シャワー	碧南市宮町
16	碧緑地の遊歩道	碧南市須磨町
17	臨海公園のメタセコイアの道	碧南市浜町
18	矢作川（河口付近）	碧南市中江町他
19	矢作川桜堤み	碧南市三角町
20	油が淵	碧南市油渕町他
21	乳母道	碧南市源氏町
22	衣浦温泉街	碧南市山神町
23	蜷川のボート	碧南市岬町、入船町他
24	小学校の裏門	碧南市新川町
25	新川沿いの遊歩道	碧南市堀方町
26	新川に架かる名鉄三河線のレンガの鉄橋	碧南市竜田町他
27	棚尾と三河鉄道軌道跡地〔亡失〕	碧南市若宮町他
28	土堀のある路地	碧南市東浦町
29	南蛮提灯で浮かぶ広藤園	碧南市二本木町
30	西端旧集落の「坂道」「切り通し」「帯状の緑地」	碧南市油渕町他
31	にんじん畑	碧南市稲荷町、河方町
32	碧南市芸術文化ホール前の櫟並木	碧南市鶴見町
33	碧南市中山町地藏通り	碧南市中山町
34	ボードウォーク	碧南市港本町
35	前浜地区の農地	碧南市河方町他
36	緑のトンネル	碧南市荒子町
37	無我苑	碧南市坂口町
38	八重酒造東水路沿いの家並み〔亡失〕	碧南市東浦町

出典：美しい愛知づくり景観資源 600 選（愛知県）



出典：美しい愛知づくり景観資源 600 選（愛知県）

図2-2-5 景観資源の分布

② 文化財等

文化財は、国指定文化財3件、県指定文化財4件、市指定文化財48件の計55件の指定文化財があります。また、1件の登録有形文化財があります。

表2-2-5 文化財の一覧

平成 26 年 3 月 28 日現在

区分	種 別	名 称	所有者
国指定	重要文化財	彫刻 木造阿弥陀如来坐像	海徳寺
		工芸品 短刀〈朱銘志津/光徳（花押）〉	個人
		刀〈無銘来国光〉	個人
県指定	有形文化財	建造物 熊野神社射小屋並に南山矢取塚	熊野神社
		彫刻 木造聖観音菩薩立像	称名寺
		工芸品 阿弥陀	称名寺
市指定	有形文化財	建造物 十二光筥	称名寺
		建造物 経蔵	貞照院
		絵画 絹本着色蓮如上人寿像	応仁寺
			西方寺
			栄願寺
		彫刻 木造阿弥陀如来坐像	貞照院
			光輪寺
			妙福寺
			遍照院
			遍照院
			称名寺
			海徳寺
			個人
			個人
			西方寺
			西方寺
			宝珠寺
		工芸品 陶製狛犬	熊野神社
			安専寺
			松江区
		書跡・典籍 今川義元判物	熊野神社
			応仁寺
			応仁寺
			応仁寺
			栄願寺
			栄願寺
			栄願寺
		歴史資料 墨書六字名号	安専寺
			貞照院
			徳川氏の朱印状
			個人
			善門十七ヶ条制禁状写本
			蓮成寺
			蓮成寺
		無形文化財 工芸技術 鉄眼版一切経	称名寺
			称名寺
			称名寺
		有形民俗文化財	松平信忠寄進状並びに定書
			和田氏の寄進状等
			松平広忠の連歌の切並びに筆具 附御連歌の図
			称名寺
			鳥居慶昭氏
			白山社 絵馬群
			白山社
			大浜中区 三番叟人形
			大浜中区
			大浜中区 山車
			大浜中区
		無形民俗文化財	大浜中区 乱杭渡り人形
			大浜中区
			熊野神社 金的中奉納額
			熊野神社
			鶴ヶ崎区 山車
		記念物 天然記念物	鶴ヶ崎区
			御座関船雛形 本宮丸
			熊野神社
			永坂奎兵衛家鬼板昏形
			碧南市
国登録	登録有形文化財	大浜中区 囃子・三番叟	大浜中区山車保存会
		碧南のはやし「チャラボコ」	碧南チャラボコ連合保存会
		鶴ヶ崎区 囃子・三番叟	鶴ヶ崎区山車保存会
国登録	登録有形文化財	霞浦神社のケヤキ	霞浦神社
		広藤園のフジ	個人
		九重味淋大蔵	個人

出典：碧南市 HP

2.3 緑の現況

(1) 緑地現況

本市の緑地の現況は、市街化区域では285.96ha、都市計画区域では1,432.11haとなっています。市街化区域では施設緑地（都市公園、公共施設緑地）や生産緑地地区が多く、市街化調整区域では地域制緑地（法によるもの、条例などによるもの）が多くなっています。

表2-3-1 緑地現況面積

平成 30 年 3 月 31 日現在
単位：ha

単位：11

			市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
施設 緑地	都市公園		40.90	3.02	43.92
	公共施設緑地		69.59	39.50	109.09
	民間施設緑地		29.83	0.34	30.17
	施設緑地間の重複		0.91	0.05	0.96
	計		139.41	42.81	182.22
地域制 緑地	法に よる もの	生産緑地地区	44.10	0.00	44.10
		農用地区域	0.00	846.00	846.00
		河川区域	10.63	287.32	297.95
		計	54.73	1,133.32	1,188.05
	条例によるもの		98.23	0.38	98.61
	計		152.96	1,133.70	1,286.66
施設緑地・地域制緑地間の重複			6.41	30.36	36.77
緑地総計			285.96	1,146.15	1,432.11

資料：碧南市都市整備課

※公共施設緑地：都市公園に準ずる公園的な施設や、市が管理する植栽地のほか、広場、グラウンド等のオープンスペースを有する公共施設のうち、一般市民がスポーツ・レクリエーション目的で利用可能な施設を含める。

※民間施設緑地：市や自治会が管理し公園的利用がなされている寺社境内地、民間が所有するグラウンド等のうち一般市民の利用が可能な施設など。

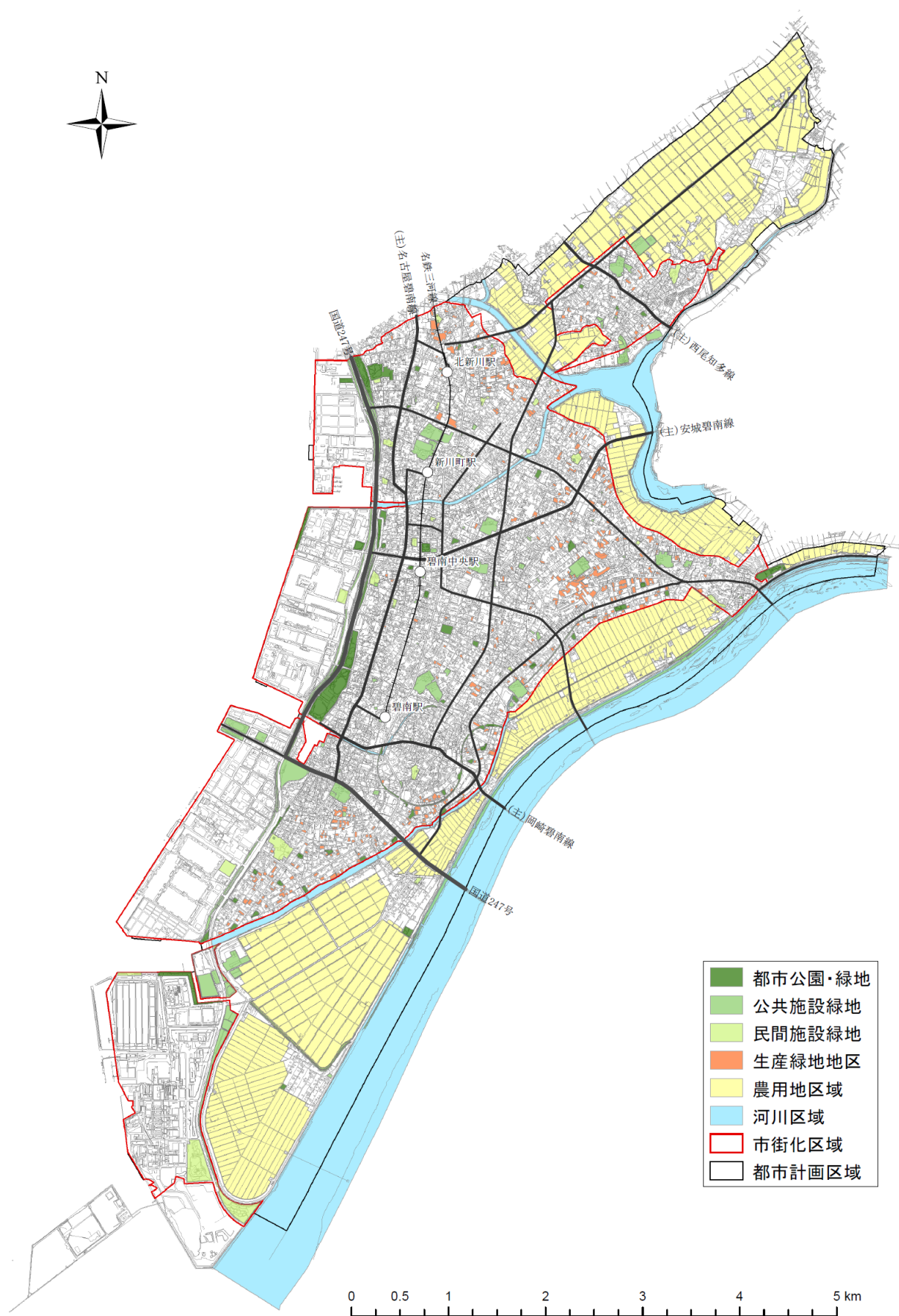


図2-3-1 緑地現況図

本市の都市公園は、市街化区域に48ヶ所（40.90ha）、市街化調整区域に3ヶ所（3.02ha）、計51ヶ所（43.92ha）となっています。

また、公共施設緑地は、180ヶ所（109.09ha）整備されており、ちびっ子広場や都市公園に準ずる公園が多くなっています。

表2-3-2 施設緑地現況

平成30年3月31日現在

平成30年3月31日現在

種別			市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	40	12.04	2	0.98	42	13.02
		近隣公園	1	2.60	1	2.04	2	4.64
		地区公園	1	7.10	-	-	1	7.10
	都市基幹公園	総合公園	1	12.00	-	-	1	12.00
		運動公園	-	-	-	-	-	-
	基幹公園 計		43	33.74	3	3.02	46	36.76
	特殊公園		-	-	-	-	-	-
	広域公園		-	-	-	-	-	-
	緩衝緑地		-	-	-	-	-	-
	都市緑地		5	7.16	-	-	5	7.16
	緑道その他		-	-	-	-	-	-
	都市公園 計		48	40.90	3	3.02	51	43.92
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		29	2.35	5	6.91	34	9.26
	臨海部緑地		3	19.74	-	-	3	19.74
	児童遊園		8	0.69	2	0.09	10	0.78
	ちびっ子広場		29	1.45	4	0.14	33	1.59
	ふれあい農園		7	0.19	-	-	7	0.19
	ゲートボール場		9	0.76	-	-	9	0.76
	グラウンド		8	11.84	1	0.70	9	12.54
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		27	1.34	-	-	27	1.34
	道路環境緑地帯		1	11.38	-	-	1	11.38
	河川緑地		-	-	1	30.25	1	30.25
	その他		43	19.85	3	1.41	46	21.26
	公共施設緑地 計		164	69.59	16	39.50	180	109.09
	都市公園等 総計			211	110.49	19	42.52	230
民間施設緑地	民間の動植物園		3	12.54	-	-	3	12.54
	一時開放広場		2	2.59	-	-	2	2.59
	寺社境内地		20	13.77	1	0.34	21	14.11
	その他		1	0.93	-	-	1	0.93
	民間施設緑地 計		26	29.83	1	0.34	27	30.17
施設緑地間の重複				0.91		0.05		0.96
施設緑地 総計			237	139.41	20	42.81	257	182.22

資料：碧南市都市整備課

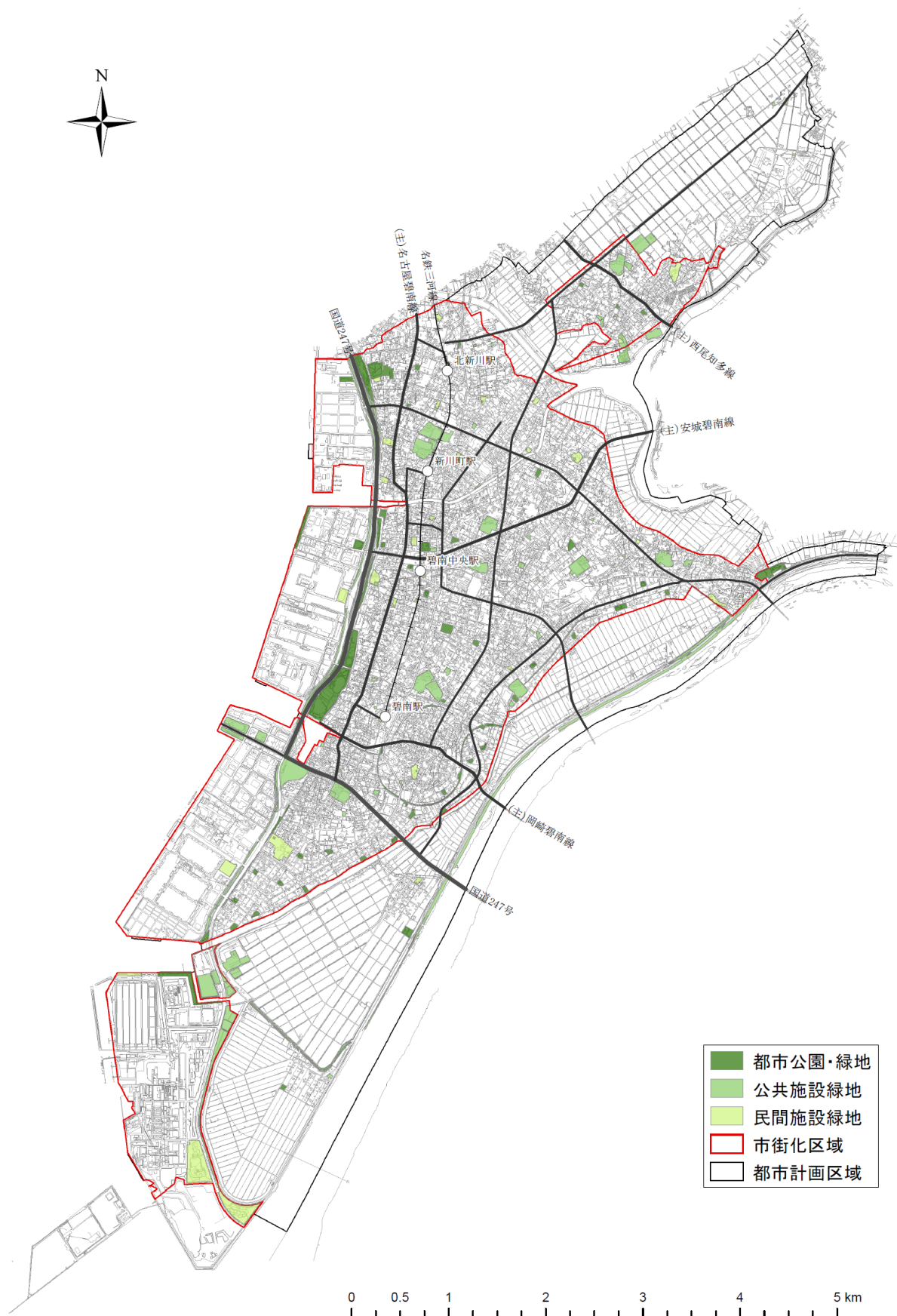


図2-3-2 施設緑地現況図

本市の地域制緑地は、市街化区域には生産緑地、工場植栽地、保存樹林などがあり、市街化調整区域には農用地区域、河川区域が大きな面積を占めています。

表2-3-3 地域制緑地現況面積

平成30年3月31日現在
単位：ha

種別		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
法によるもの	生産緑地地区	44.1	-	44.1
	農用地区域	-	846.00	846.00
	河川区域	10.63	287.32	297.95
	法によるもの 計	54.73	1,133.32	1,188.05
条例等によるもの	工場植栽地※	89.3	-	89.3
	市指定文化財（緑地）	0.13	-	0.13
	市指定保存樹林	8.80	0.38	9.18
	条例等によるもの 計	98.23	0.38	98.61
地域制緑地 総計		152.96	1,133.70	1,286.66

※工場植栽地：臨海部埋立工場地帯の公害防止協定締結企業の緑化面積

資料：碧南市都市整備課

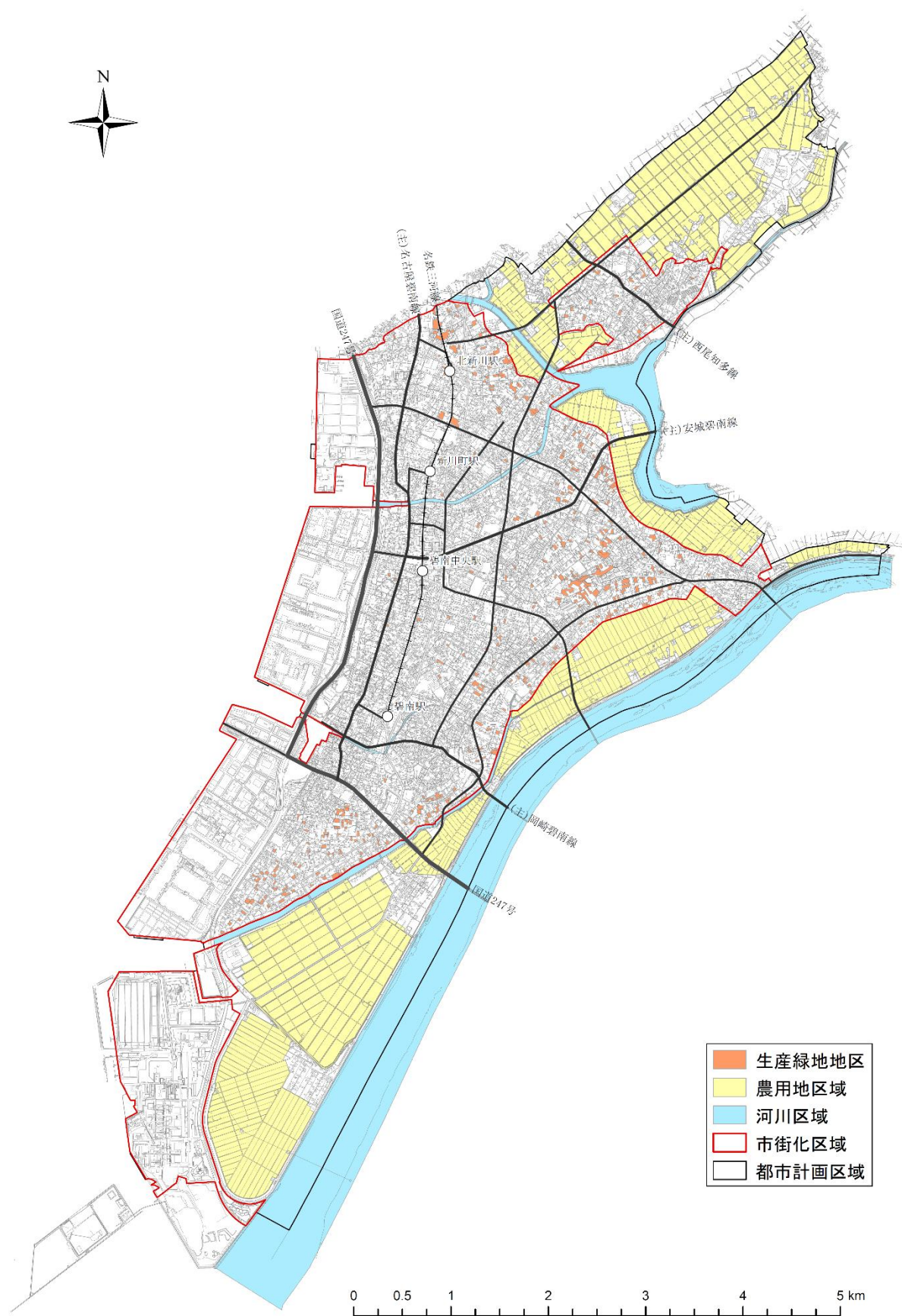


図2-3-3 地域制緑地現況図

本市域の都市計画公園は、合わせて54箇所、88.55haあり、そのうち50箇所、43.77haが供用済です。

表2-3-4 都市計画公園の現整備状況

平成30年3月31日現在

種別			市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住区 基幹 公園	街区公園	都市計画決定	41	12.28	2	0.98	43	13.26
		供用済	39	11.89	2	0.98	41	12.87
	近隣公園	都市計画決定	2	3.60	1	2.04	3	5.64
		供用済	1	2.60	1	2.04	2	4.64
	地区公園	都市計画決定	1	5.36	-	-	1	5.36
		供用済	1	7.10	-	-	1	7.10
都市 基幹 公園	総合公園	都市計画決定	1	12.00	-	-	1	12.00
		供用済	1	12.00	-	-	1	12.00
	運動公園	都市計画決定	-	-	-	-	-	-
		供用済	-	-	-	-	-	-
特殊公園		都市計画決定		-	-	-	-	
		供用済		-	-	-	-	
広域公園		都市計画決定	1	0.80	1	44.40	1	45.20
		供用済	-	-	-	-	-	-
都市緑地		都市計画決定	5	7.09	-	-	5	7.09
		供用済	5	7.16	-	-	5	7.16
計		都市計画決定	51	41.13	4	47.42	54	88.55
		供用済	47	40.75	3	3.02	50	43.77

※広域公園は、市街化区域、市街化調整区域にまたがるため、都市計画区域全体での箇所数は1箇所

資料：碧南市都市整備課

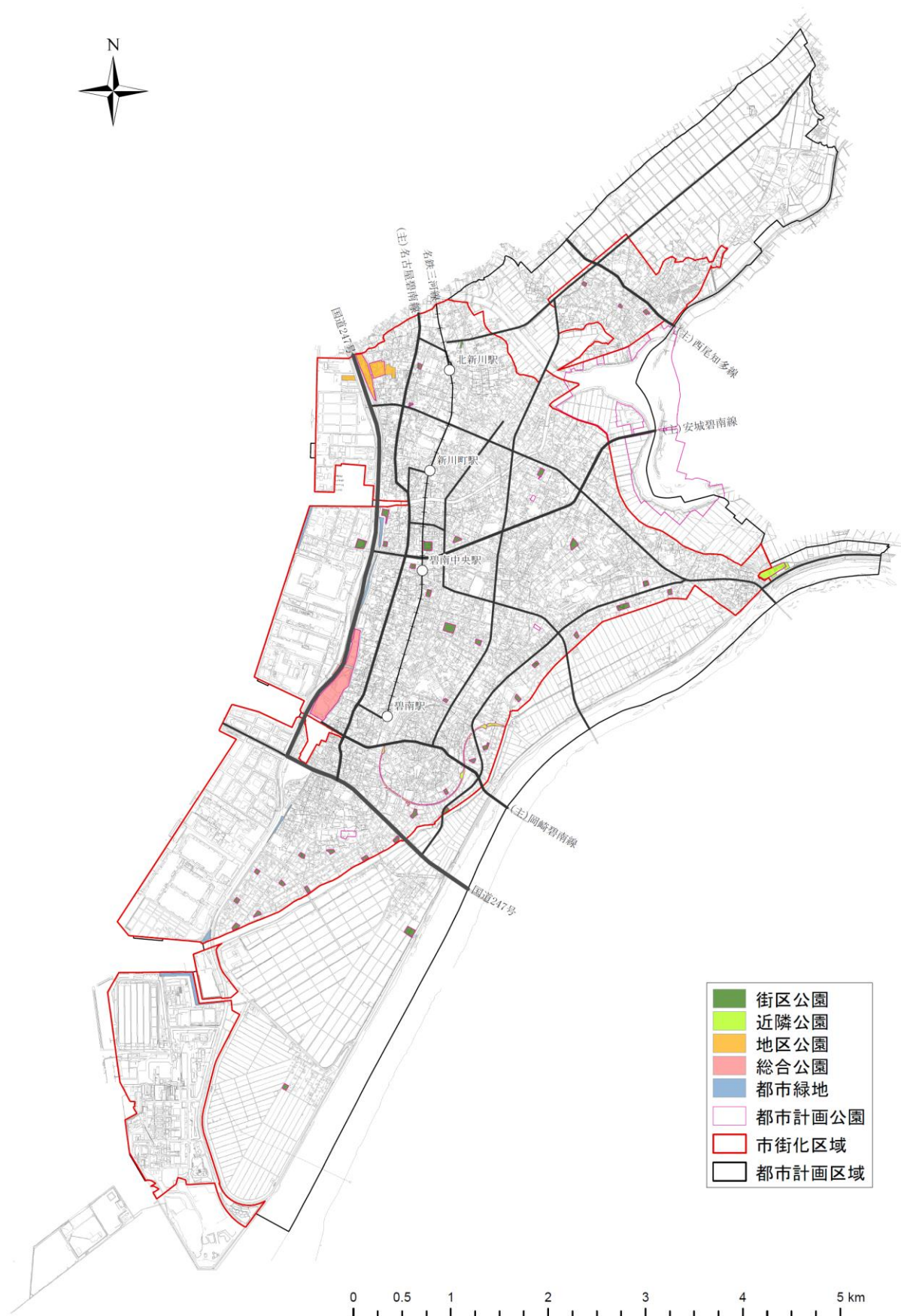


図2-3-4 都市計画公園の整備状況

(2) 緑被現況

本市の緑被率は、市街化区域では19.0%、市街化調整区域では81.0%となっており、都市計画区域全体では44.4%です。

市街化区域内のうち臨海部の工業専用地域内には緩衝緑地など多くの植栽があり、市街化区域内の緑被地の約36%を占めています。それ以外の市街地では、公園や寺社境内地に小規模な樹林が点在しています。

市街化調整区域では、農地が広い範囲を占めており、市街化調整区域内の緑被地の約2/3を占めています。

表2-3-5 緑被面積

区分	市街化区域 2,117ha				市街化調整区域 1,469ha		都市計画区域 3,586ha	
			内 工業専用地域					
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
樹林地・草地	281	13.3	144	6.8	139	9.5	420	11.7
農地	109	5.1	0	0.0	804	54.7	913	25.5
水面	12	0.6	1	0.0	246	16.7	258	7.2
緑被 計	403	19.0	145	6.8	1,190	81.0	1,593	44.4

※緑被面積：上空から見て、樹林や草地、農地、水面が地面を覆っている部分の面積。空中写真、衛星写真を基に樹林地等を抽出し、地図上で面積を計測して算出。

ただし、対象区域を都市計画区域とするため、衣浦港の海水面は緑被面積に含めない。

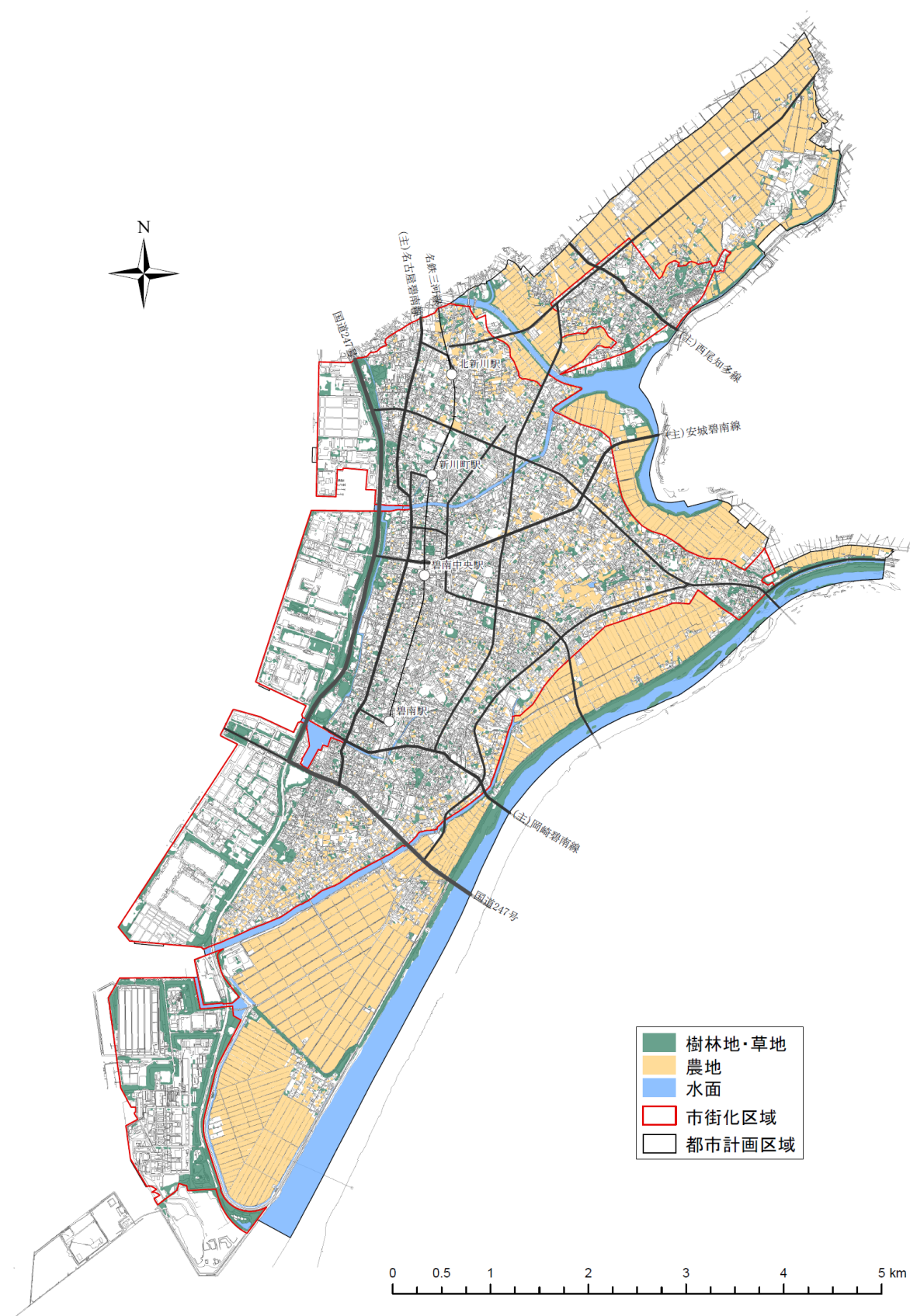


図2-3-5 緑被現況図

(3) 緑化の状況

① 道路緑化

空中写真や現地での確認により、植栽や街路樹のある区間を抽出し、図上で延長を計測しました。

市内の道路緑化（植栽・街路樹のある道路）延長は合計で約45kmあり、そのうち半分以上は市道が占めています。

表2-3-6 道路緑化延長

	緑化延長(m)	延長(改良済)(m)	緑化率(%)
市 道	25,374	338,430	6.6
国 道	2,577	7,254	35.5
県 道	17,217	36,499	47.2
合 計	45,168	382,183	11.8

※1：緑化延長は図上計測値

※2：国県道の改良済は5m以上の道路。市道の改良済は4m以上の道路

② 公共施設緑化

空中写真判読により、公共施設敷地内の植栽地（樹木、草草が覆っている部分）を抽出し、施設ごとにその面積を図上計測しました。

表2-3-7 公共施設緑化面積面積

施設分類	箇所数	緑化面積(m ²)	平均緑化率(%)
市民文化系施設	15	7,816	13.3
社会教育系施設	3	2,500	12.1
学校教育系施設	13	37,466	12.1
子育て支援施設	19	2,812	5.9
保健・福祉施設	5	187	2.9
行政系施設	16	1,948	7.7
公営住宅	7	3,179	8.3
その他	5	9,665	7.0
計	83	65,573	8.8

※対象とする公共施設：「碧南市公共施設等総合管理計画（カルテ編）平成28年度版 碧南市」に載っている施設を対象とした。

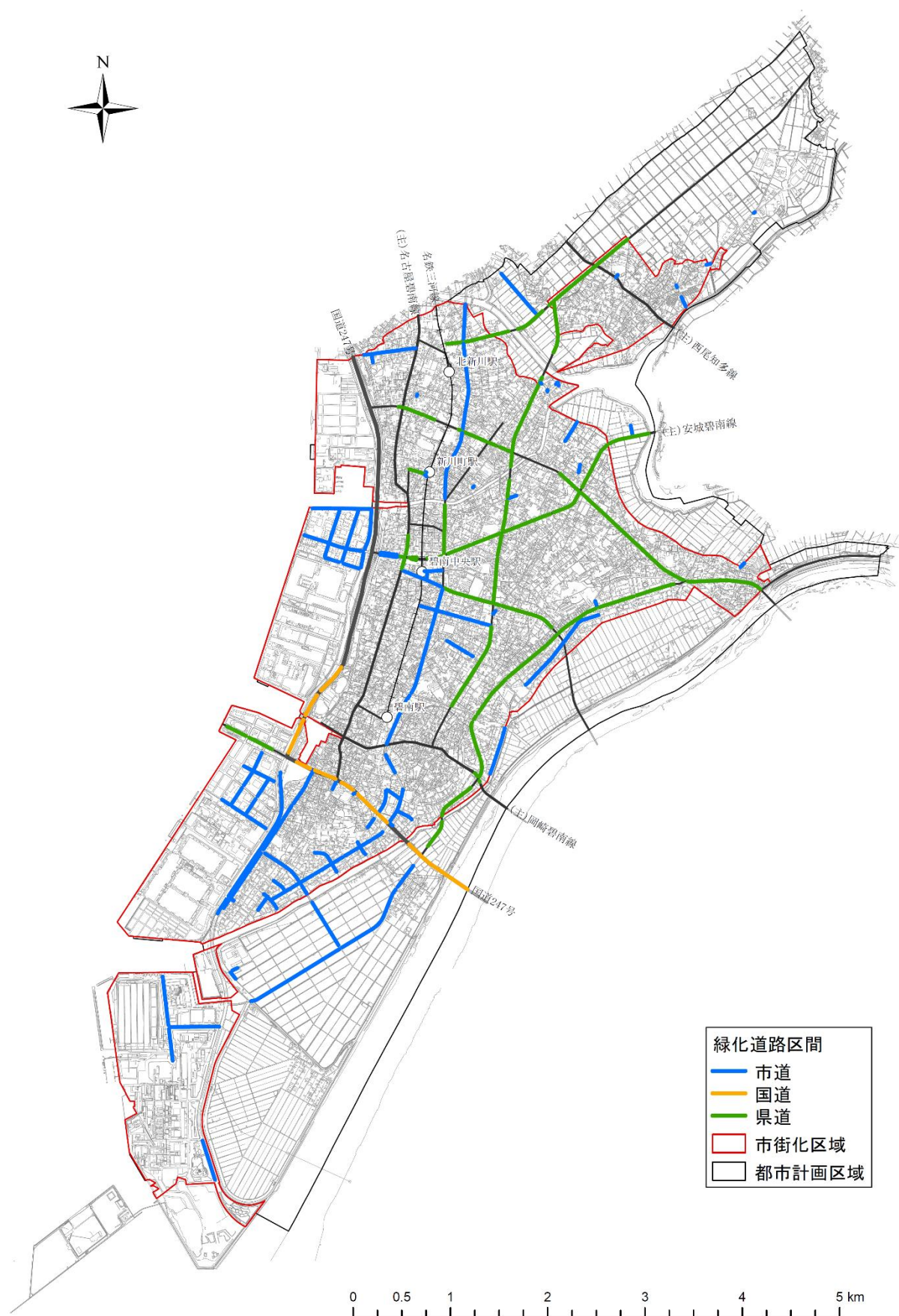


図2-3-6 道路緑化状況図

(4) 緑に関する取組みの状況

① 緑化活動への助成

本市では、公園の清掃や花壇・生垣の設置、民間事業者の緑化などに関しては、補助金制度を設けています。

名称	取組みの概要
花いっぱい推進事業	公共施設において花いっぱい運動を推進するために、活動団体（花いっぱい運動推進団体）へ花苗や種などの緑化資材を支給。
市民緑化推進事業 （平成2 年度より継続）	民有地の緑化を推進するために、碧南市生垣設置奨励補助金交付規程又は碧南市花壇設置奨励補助金交付規程に基づき、生垣の設置や花壇の設置及び管理に要する費用に対して補助金を交付。
民間緑化推進事業	民間企業敷地の緑化を推進するために、碧南市民間事業者等緑化推進事業補助金交付規程に基づき、植栽に必要な費用に対して補助金。
緑化保全事業 （平成2 年度より継続）	民有地の貴重な樹木や樹林を保全するために、碧南市緑化保全規程に基づき指定された保存樹木及び保存樹林の保護に要する費用に対して補助金を交付。
公園等環境美化事業 （平成2 年度より継続）	公園・緑地において清掃など環境美化活動への地域住民の参加を推進するために、碧南市公園等愛護会報奨金交付規程に基づき、活動団体（公園等愛護会）へ報奨金を交付。
あいち森と緑づくり事業	市町村等が行う緑地保全や都市緑化に関わる事業について、愛知県が「あいち森と緑づくり税」を財源として、交付金を交付。

② 緑化に関するイベント

本市では、植木市等の緑に関するイベントを開催しているほか、各種イベントを通して花の種の無料配布等を実施しています。

名称	取組みの概要
市民植木市 （昭和48 年度より継続）	市民を対象として、緑化啓発と市内の緑化を推進するために、毎年4 月に苗木、花の種子などの無料配布や、緑の募金活動などをイベントとして開催。
緑化推進写生大会 （平成元年度より継続）	市内の小学校児童及び園児を対象として、緑化啓発と普及を図るために、毎年4 月29 日に明石公園周辺で写生大会を実施。
花しょうぶ株の無料配布 （昭和48 年度より継続）	市民を対象として、油ヶ淵花しょうぶ園で株分けした市の花「花しょうぶ」の株を、毎年7 月頃に市内の公共施設で無料配布。
あおいパークにおける各種イベント	あおいパーク内の体験農園で季節の野菜や果物の収穫体験を実施しているほか、季節のイベントやガーデニング教室、園芸講座等を開催。
桜まつり	毎年3月下旬～4月上旬にかけて明石公園にて開催。桜のライトアップやステージイベント等を実施。
藤まつり	毎年4月下旬頃に広藤園にて開催。なんば提灯によるライトアップや

	イベント等を実施。
花しょうぶまつり	毎年5月下旬～6月中旬にかけて油ヶ渚遊園地・応仁寺にて開催。写生大会や写真撮影会、お茶会等のイベントを開催。

③ 公園整備・緑化等に関する事業

緑に関する事業として、公園整備事業のほか、公共施設の緑化、緑の募金活動等の事業に取り組んでいます。

名称	取組みの概要
公園整備事業	市民の遊び、休憩、交流、防災活動などさまざまな活動の場として、社会資本整備総合交付金や市町村土木事業費補助（愛知県）を活用して、都市公園の整備を実施。
公共緑化推進事業	公園など公共施設の緑化を推進するために、緑化推進事業費補助（愛知県）を活用して、植樹を実施。
松くい虫駆除事業	市内の貴重な松林を松くい虫による松枯れの被害から保護するために、薬剤の樹幹注入や被害樹木の除去などを実施。
緑の募金	市民植木市会場や公共施設において募金活動を行い、その交付金を基に公共施設の緑化を推進。
緑花推進基金	緑花事業の円滑な推進に必要な財源を確保。

④ 緑に関する活動団体

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、花いっぱい活動団体、老人クラブ等があり、公園等の清掃や緑化活動を実施しています。

（平成29年度）

団体種別	活動内容	団体数
公園等愛護会	公園等の除草、清掃、花壇管理等を行うボランティア団体。清掃を年12回以上、除草を年6回以上実施。	36
花いっぱい活動団体	公園、歩道、公共施設周辺の花壇管理を行うボランティア団体。春～夏に1回、秋～冬に1回花の植替えを実施。	33
老人クラブ	公園、ちびっ子広場等の清掃、除草、花壇管理等を行う高齢者の団体。	29
赤十字奉仕団	清掃、除草を行うボランティア団体。	12
アダプトプログラム、碧の道里親プロジェクト	歩道・緑地帯等の除草、清掃、花の管理等を行う団体、企業。ボランティア保険への加入、活動看板が支給される。	15

資料：碧南市都市整備課

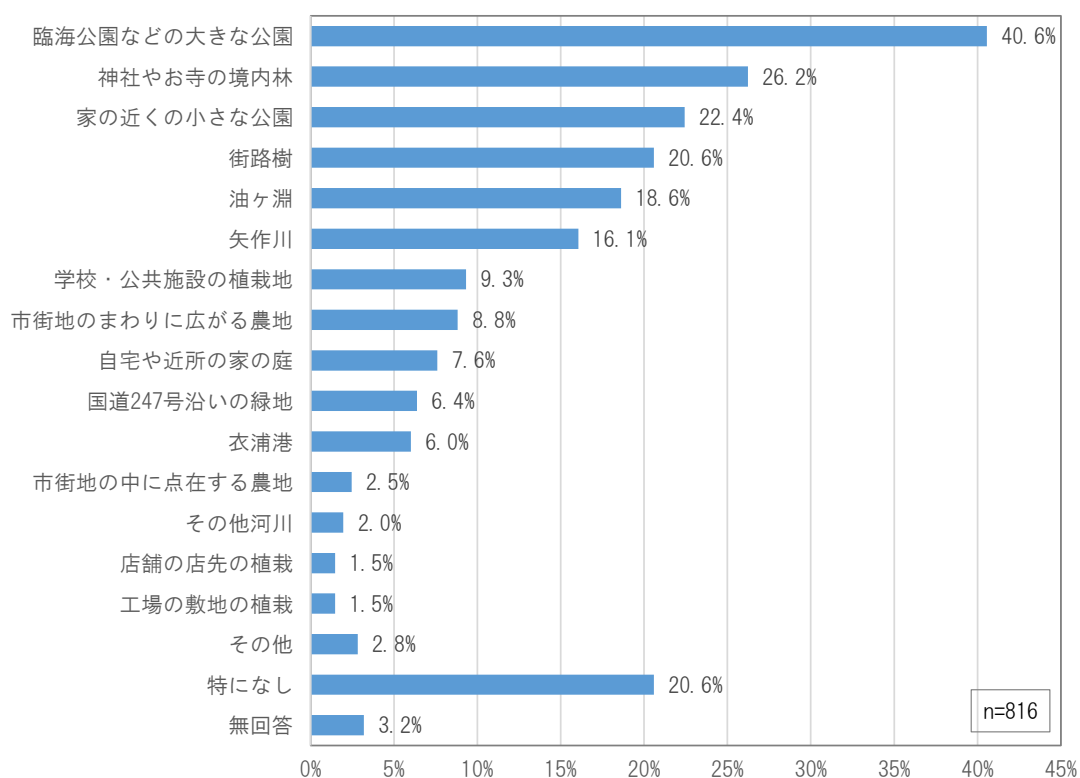
第3章 市民意識・活動

3.1 アンケート調査

(1) 市民アンケート調査

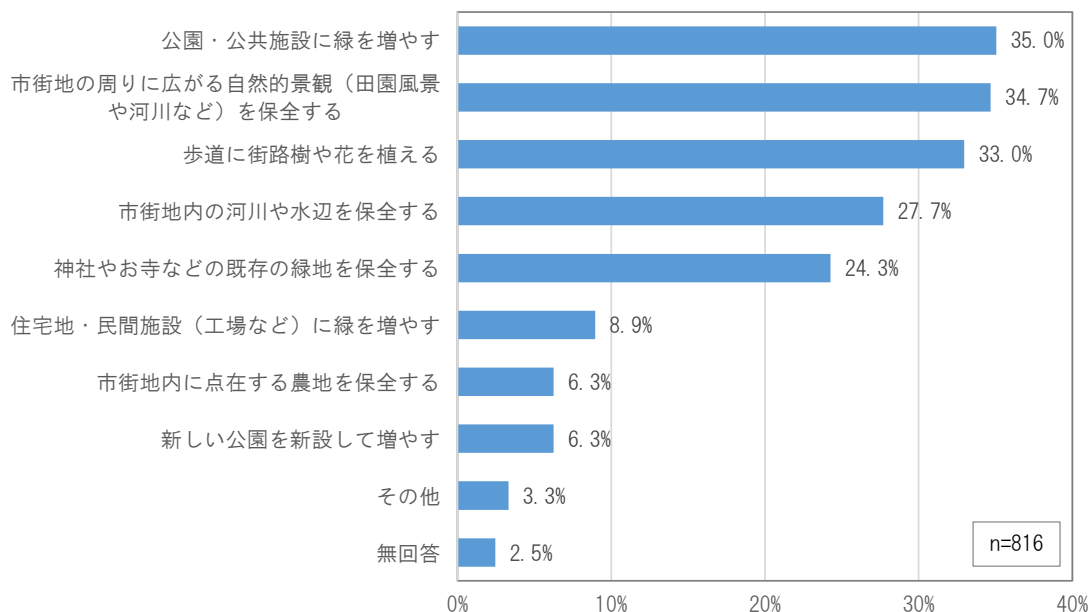
① 市内で好きな緑

市内で好きな緑として、「臨海公園などの大きな公園」が最も多く、次いで「神社やお寺の境内林」、「家の近くの小さな公園」、「街路樹」の順に多い結果となりました。



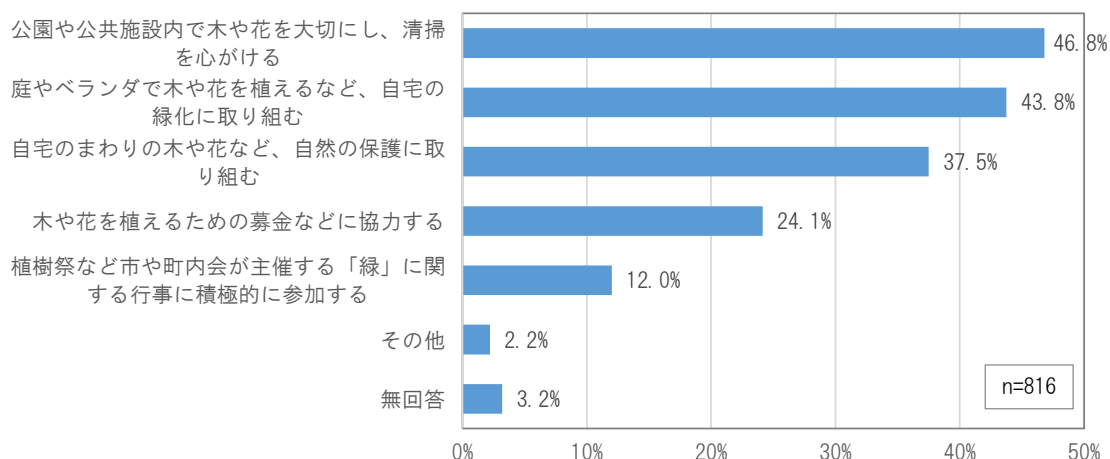
② 緑豊かな生活環境を確保するために必要なこと

緑豊かな生活環境を確保するために必要なこととして、「公園・公共施設に緑を増やす」、「歩道に街路樹や花を植える」といった公園、公共施設、街路の緑化に関する事項と、「市街地の周りに広がる自然的景観を保全する」、「市街地内の河川や水辺を保全する」といった身近な緑の保全に関する事項の回答がそれぞれ多く得られました。



③ 緑豊かなまちづくりのために、取り組むことができること

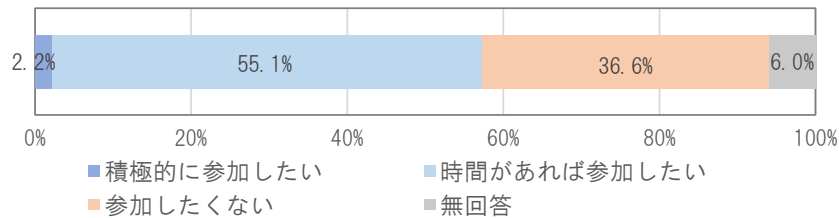
緑豊かなまちづくりのために取り組めることとして、身近な場所の緑化や清掃に対する回答が多くなりました。



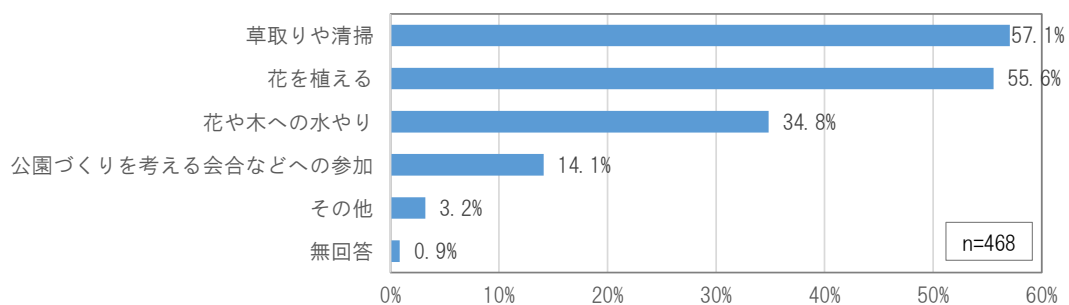
④ 街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアについて

街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアに対する参加意向は全体の60%近くと高く、具体的活動として「草取りや清掃」、「花を植える」など比較的軽微な活動への参加希望が多い結果となりました。

・ボランティア参加意向



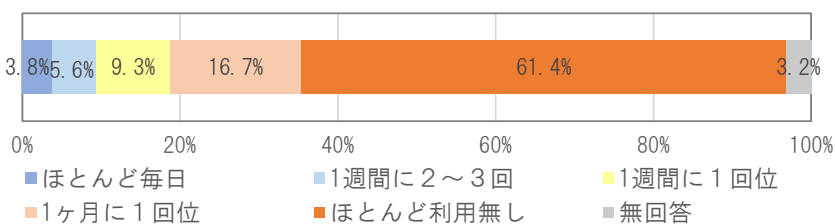
・ボランティア活動で参加したい具体的な内容



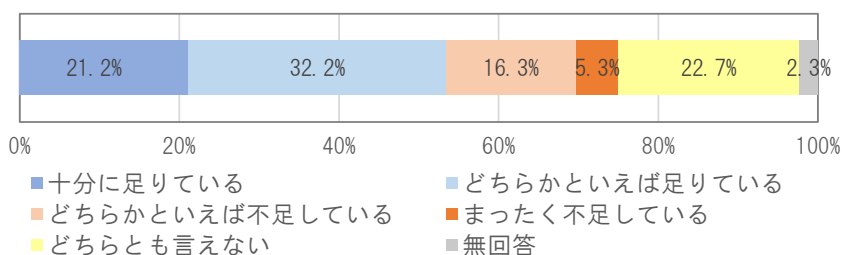
⑤ 公園について

公園の利用頻度に関しては、1週間に1回以上利用しているのは、合わせても20%程度で、ほとんど利用無しが60%を超えています。公園の数に関しては、足りている（「十分に足りている」、「どちらかといえば足りている」の合計）と感じている方が50%を超えています。

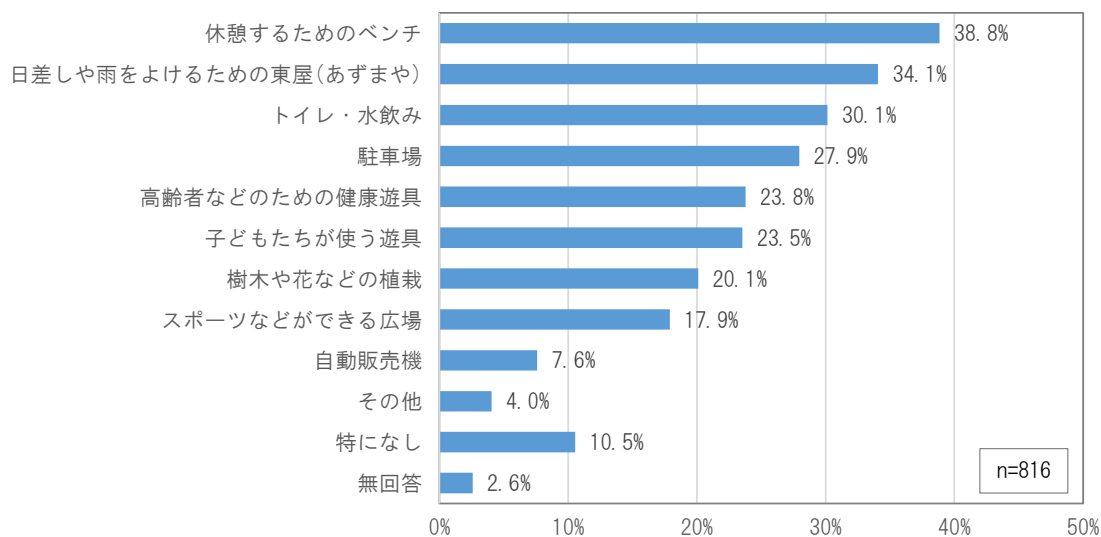
・利用頻度



・公園の数

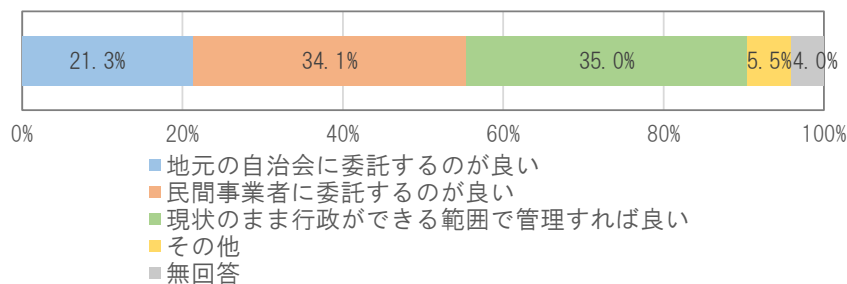


近所の公園に欲しいものとしては、ベンチや東屋など休憩用の施設への要望が高い結果となりました。



⑥ 今後の公園の管理方法

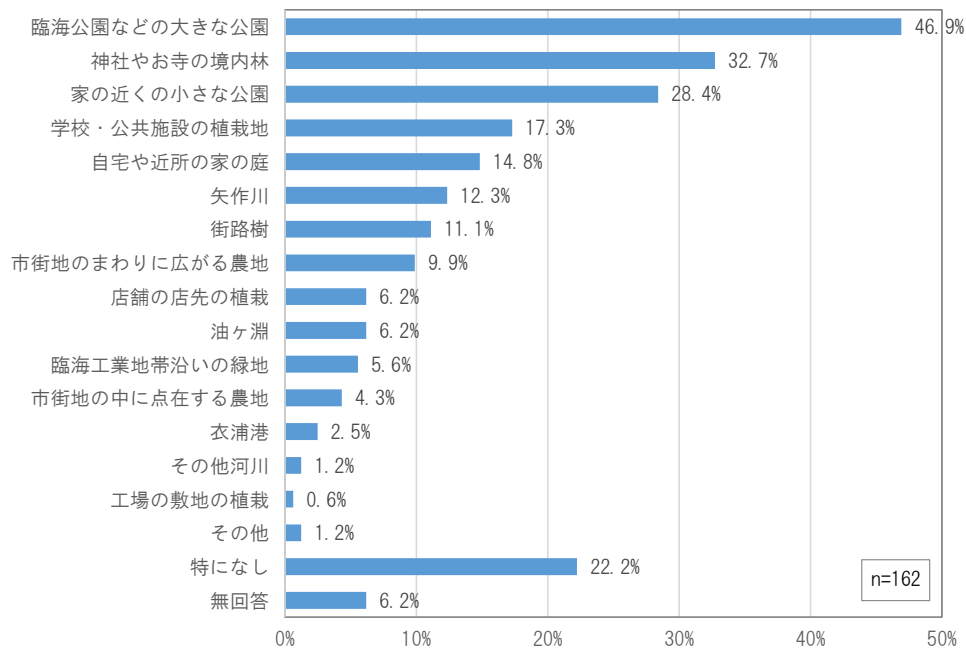
今後の公園の管理方法については、「民間事業者に委託するのが良い」、「現状のまま行政ができる範囲で管理すれば良い」がともに1／3を超えています。



(2) 中学生アンケート

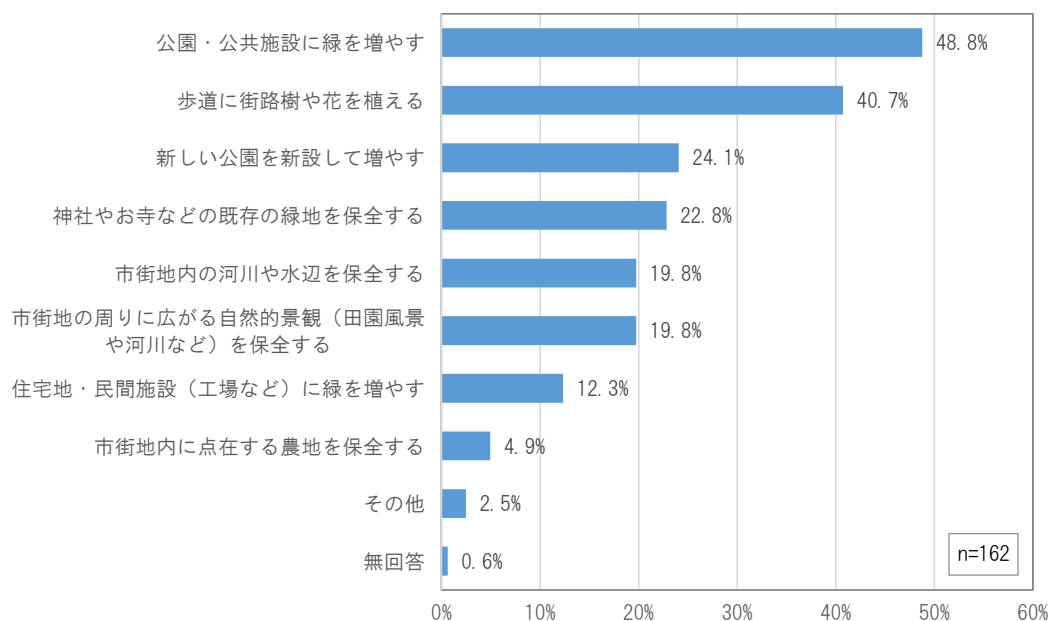
① 市内で好きな緑

市内で好きな緑として、「臨海公園などの大きな公園」が46.9%と最も多く、半数近い。次いで「神社やお寺の境内林」(32.7%)、「家の近くの小さな公園」(28.4%)の順で多い結果となりました。



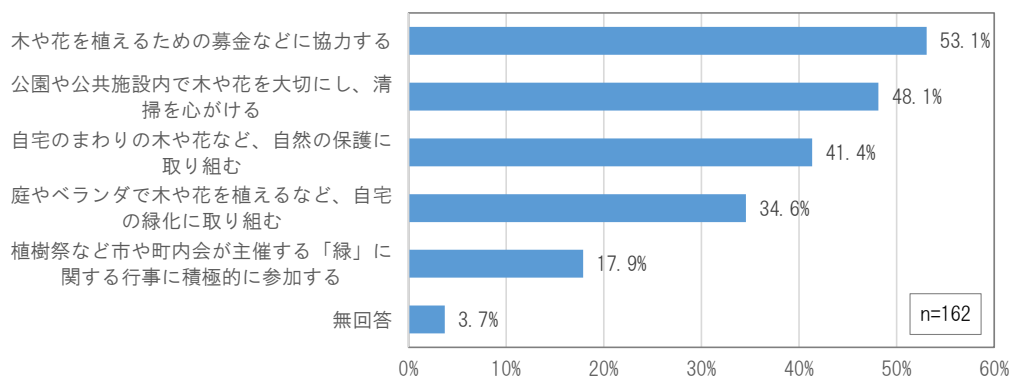
② 緑豊かな生活環境を確保するために必要なこと

「公園・公共施設に緑を増やす」(48.8%)、「歩道に街路樹や花を植える」(40.7%)がそれぞれ40%を超え、身近な場所での緑化に関することが多くなりました。



③ 緑豊かなまちづくりのために取り組むことができること

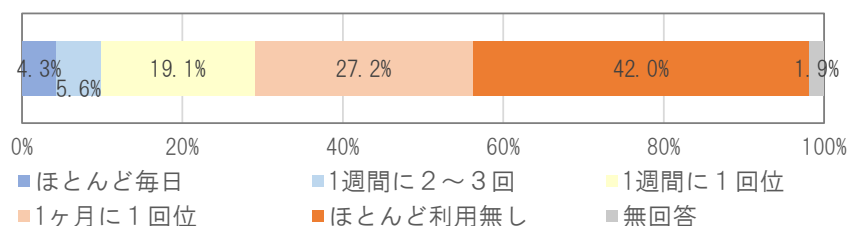
「木や花を植えるための募金などに協力する」(53.1%)、「公園や公共施設内で木や花を大切にし、清掃を心がける」(48.1%)の順で多い結果となりました。



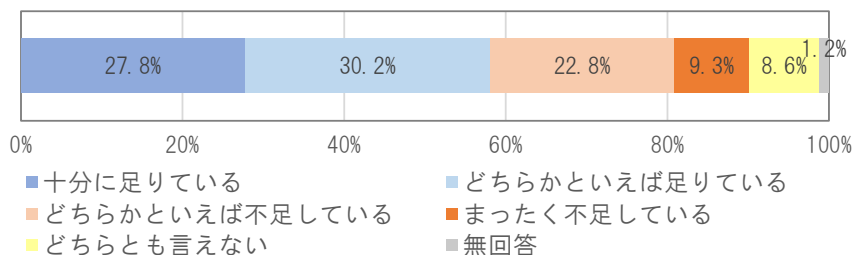
④ 公園について

公園の利用頻度に関しては、1週間に1回以上利用しているのは、合わせて30%程度で市民アンケートよりも多く、ほとんど利用無しは約40%となっています。公園の数に関しては、足りている（「十分に足りている」、「どちらかといえば足りている」の合計）と感じている方が60%近くになっています。

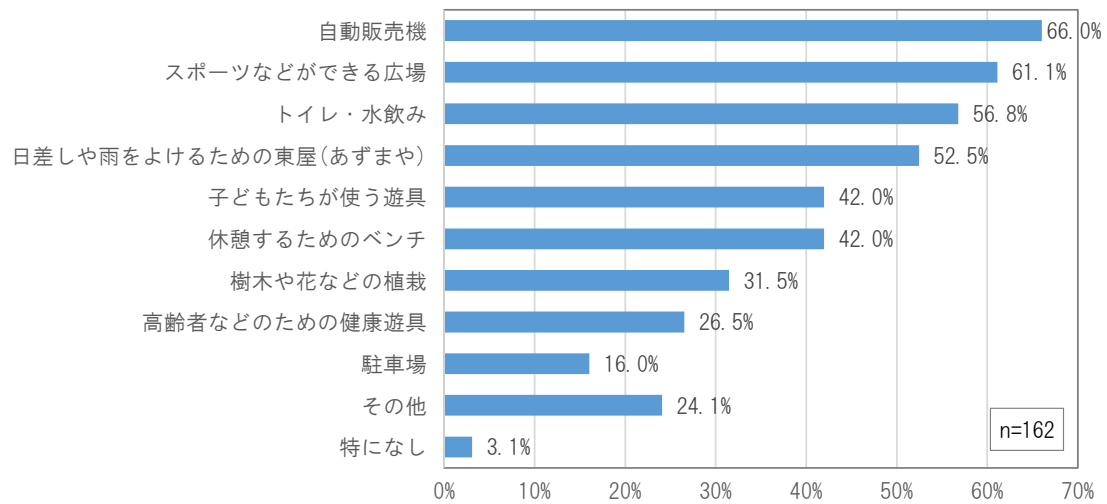
・利用頻度



・公園の数



近所の公園に欲しいものとしては、「自動販売機」、「スポーツができる広場」、「トイレ・水飲み」、「日差しや雨をよけるための東屋」が、それぞれ50%を超えています。



3.2 緑に関する市民活動

(1) 公園等愛護会

公園等愛護会の概要

登録条件	地域住民で構成される団体で次の要件に該当する。 ・市内の各種団体 ・地域住民5人以上で構成
活動内容	・公園等の清掃 年12回 ・公園等の除草 年6回 ・公園等の花壇の手入れ 必要時 ・公園等の施設点検 年12回（報告は必要時） ・その他公園等の管理について必要な事項 必要時
提出書類	・活動届（4月） ・上半期の実績報告書（10月） ・下半期の実績報告書（3月）

(2) 老人クラブ

老人クラブの緑に関する活動

清掃奉仕活動	地域の遊び場（児童遊園、ちびっ子広場）等の清掃
ふれあい農園	保育園児とともに作物を収穫
花いっぱい活動	老人憩いの家付近等の花壇の除草及び季節の草花の栽培

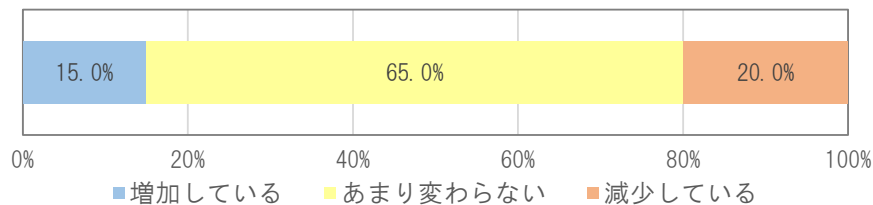
(3) 緑化団体アンケート

市内の緑化関係団体へのアンケート調査より、緑化活動状況について整理しました。

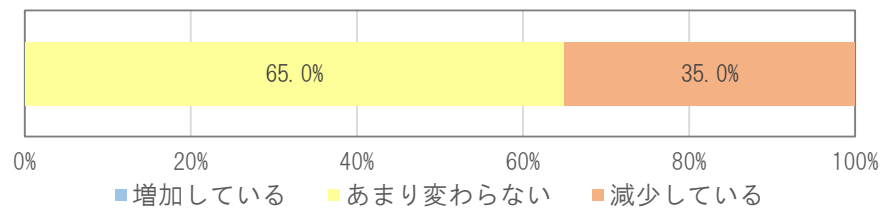
① 団体の活動状況

会員数については、「増加している」、「あまり変わらない」と回答した団体は80%となっているが、残りの20%は減少しています。また、実際の活動での参加者は「減少している」団体が35%と、やや多くなっています。

・会員数（登録者数）の推移

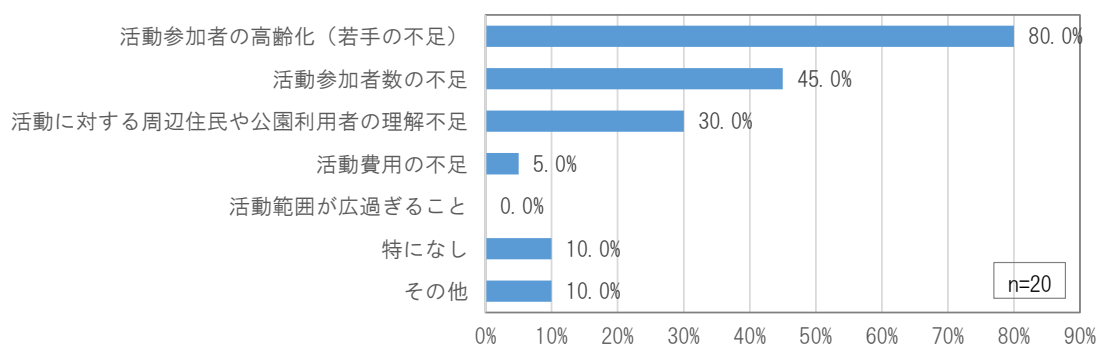


・実際の活動での参加者数の推移



② 団体の活動を継続する上での問題点

団体の活動を継続する上での問題点として、「活動参加者の高齢化（若手の不足）」と回答した団体が80%あり、多くの団体が参加者の高齢化に悩んでいることがうかがえます。



第4章 緑に関する解析・評価と課題

4.1 前回計画の評価・検証

(1) 前回計画の目標に関する評価

■緑地の確保目標水準

前回計画(平成22年3月策定)		現況(平成30年3月)			
目標年次(平成32年)における緑地確保目標量		市街地面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合		進捗率		進捗率
16%	41%	13.4%	83.8%	39.9%	97.3%
		284ha		1,430ha	

■都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

前回計画(平成22年3月策定)		現況(平成30年3月)	
現況(平成20年)	目標年次(平成32年)		進捗率
19.7 m ² /人	25 m ² /人	21.0 m ² /人	84.0%

■都市公園の整備目標

	前回計画(平成22年3月策定)		現況(平成30年3月)	
	現況(平成20年)	目標年次(平成32年)		進捗率
住区基幹公園	17.1ha	26ha	22.9ha	88.1%
都市基幹公園	12.0ha	27ha	12.0ha	44.4%
都市緑地・緑道	7.2ha	13ha	7.2ha	55.4%
合計	36.3ha (5.0 m ² /人)	66ha (8.6 m ² /人)	42.1ha (5.8 m ² /人)	63.8%
広域公園	—	14.7ha	—	—

■緑被率の目標

	前回計画(平成22年3月策定)		現況(平成30年3月)	
	現況(平成20年)	目標年次(平成32年)		進捗率
市街地面積に対する割合	17.3%	25%	19.0%	76.0%
都市計画区域面積に対する割合	34.4%	39%	44.4%	113.8%

4.2 緑の解析・評価

(1) 評価の視点

本市の緑の現況を踏まえ、緑が都市において果たす「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの機能の観点により、緑地の評価を行います。

以下に、各機能の視点から見た緑地の果たす役割について示します。

環境保全機能の緑

- 河川・海岸やまとまった農地など、本市の骨格を形成する緑を評価。
- 都市公園や、市街地内の農地、樹林地など、快適な生活環境を支える緑を評価。
- 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和など、都市の環境負荷を軽減する緑を評価。

レクリエーション機能の緑

- 市民と自然のふれあいの場となる緑を評価。
- 市民の日常的なレクリエーションの場となる緑を評価。
- 広域的なレクリエーションの場となる緑を評価。
- 緑地間を結ぶ河川や歩行者専用道路など、ネットワークを構成する緑を評価。

防災機能の緑

- 地震や洪水、火災などの災害防止・緩和機能を有する緑を評価。
- 災害時の避難場所や避難経路、防災活動拠点等の避難体系に資する緑を評価。

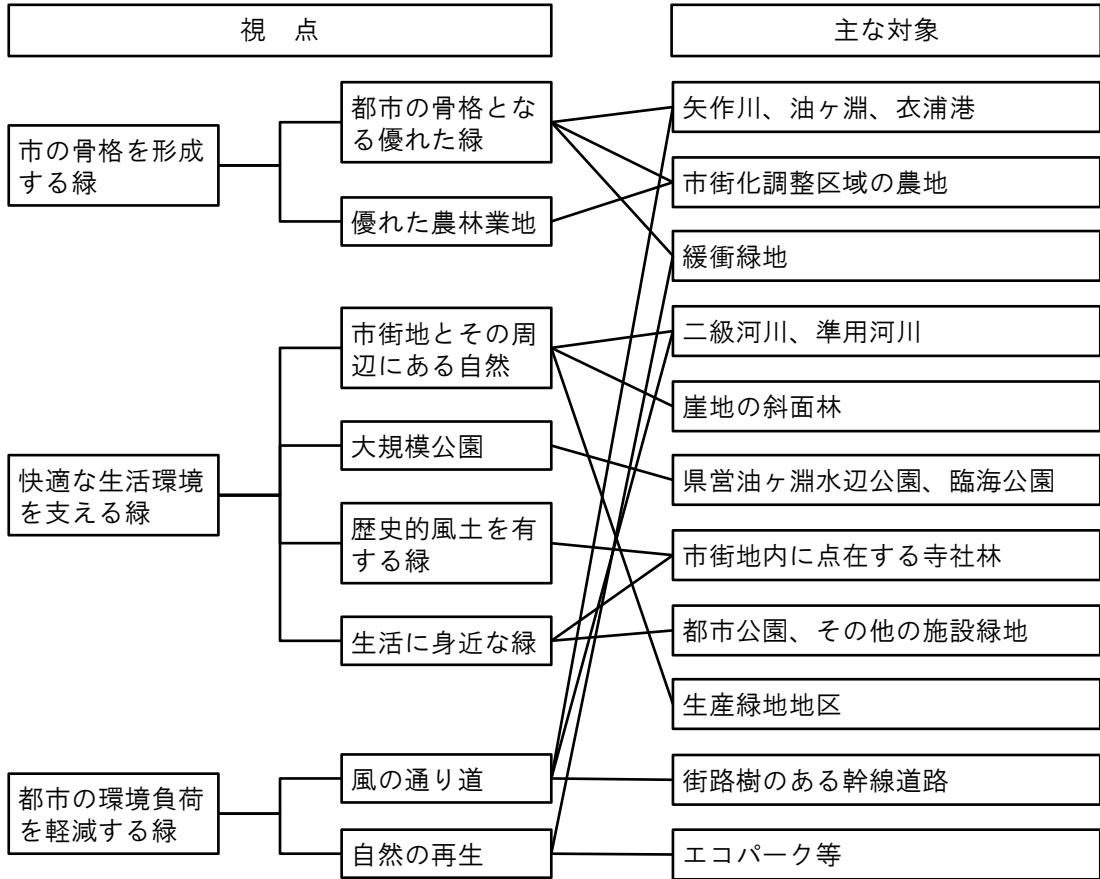
景観機能の緑

- 本市を代表する自然景観を形成する緑を評価。
- 本市のランドマークとなる緑を評価。
- 地区を代表する郷土景観を形成する緑を評価。
- 良好な都市景観を構成する緑を評価。

(2) 環境保全機能の評価

① 環境保全機能の緑の分類

環境保全機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 環境保全機能の緑の評価

市の骨格を形成する緑

- ・市の四方は、矢作川、油ヶ淵、衣浦港及び広大な農地で囲まれており、本市の骨格をなす貴重な自然環境となっている。
- ・市街化調整区域の農地は、生産力が高い農地であり、本市の貴重な生産基盤であるとともに、地域の貴重な自然空間となっている。

快適な生活環境を支える緑

- ・市内を流れる河川や崖地の斜面林、生産緑地地区等の市街地内農地は、市街地とその周辺に残る貴重な自然環境となっている。
- ・点在する寺社等の歴史的な緑は、樹齢も高く安定し、地域に密着した緑となっている。
- ・都市公園の緑は、市民にうおいや憩いの場を提供する身近な緑となっている。

都市の環境負荷を軽減する緑

- ・河川や海岸沿いの水辺空間は、風の通り道となりヒートアイランド現象の軽減に資する緑となっている。
- ・緩衝緑地やエコパークでは、自然に近い状態での緑地が創出され、良好な都市環境の形成に寄与する緑となっている。

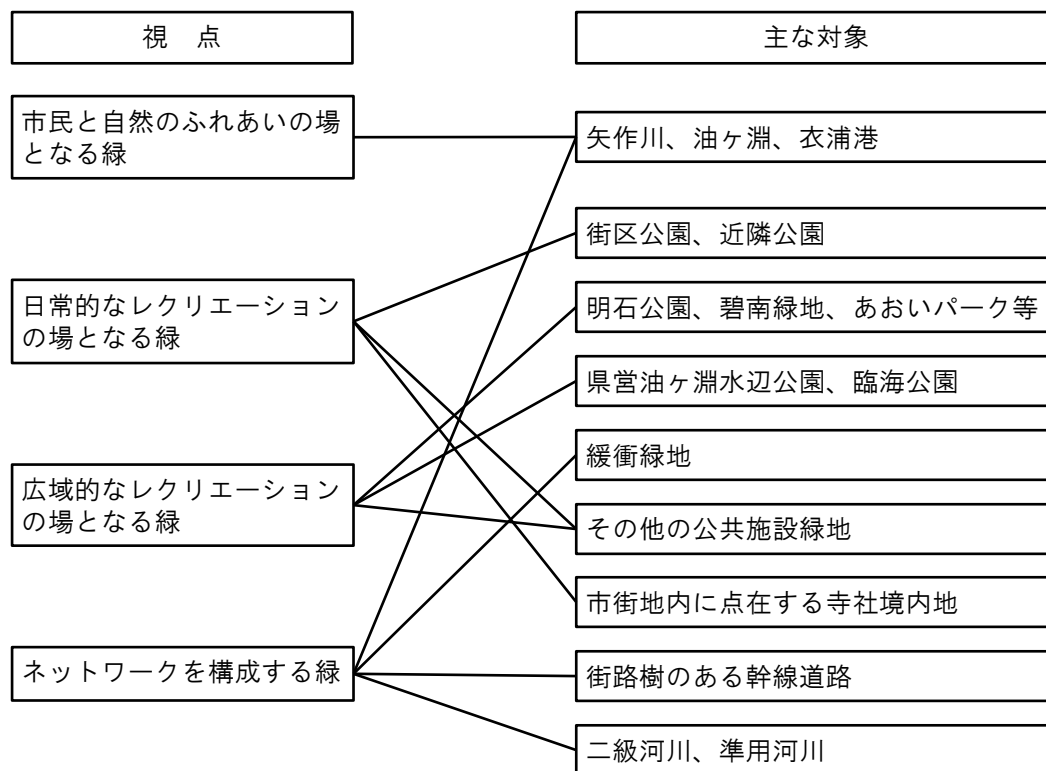


環境保全機能評価図

(3) レクリエーション機能の評価

① レクリエーション機能の緑の分類

レクリエーション機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② レクリエーション機能の緑の評価

市民と自然のふれあいの場となる緑

- ・ 矢作川や油ヶ淵の緑は、多様な動植物が生息し、自然とふれあえる水辺空間となっているほか、河川敷などはレジャーの場として活用も期待される。
- ・ 衣浦港の沿岸は、公園や緑地等として整備され、海を身近に感じられる水辺空間となっている。

日常的なレクリエーションの場となる緑

- ・ 街区公園や近隣公園の多くは、市街化区域内に分布しており、市民にとって身近なレクリエーションの場となっている。
- ・ 児童遊園やちびっ子広場は、主に小さな子供たちに楽しまれ、地域住民に必要とされる日常的な緑地となっている。
- ・ グランドやゲートボール場は、地域で身近にスポーツ等を楽しむレクリエーションの場として活用されている。

広域的なレクリエーションの場となる緑

- ・ 県営油ヶ淵水辺公園（広域公園）は、自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場など新たな交流拠点としての整備が進められている。
- ・ 碧南市臨海公園（総合公園）は、水族館、科学館など教育施設や体育館、野球場、テニスコートなど運動施設を有し、また、区域の一部を再整備して現在も広域的な交流拠点となっている。
- ・ 明石公園（地区公園）は、観覧車など大型遊具を有する公園であり、様々なイベントも開催され、多くの子ども連れのファミリー層の交流の場となっている。
- ・ あおいパークは、産直市、体験農園、観賞温室などを通じて農業とふれあえる場となっている。

ネットワークを構成する緑

- ・ 河川や幹線街路などは、点在するレクリエーションの場をつなぎ、利用効果を高める貴重な緑となっている。

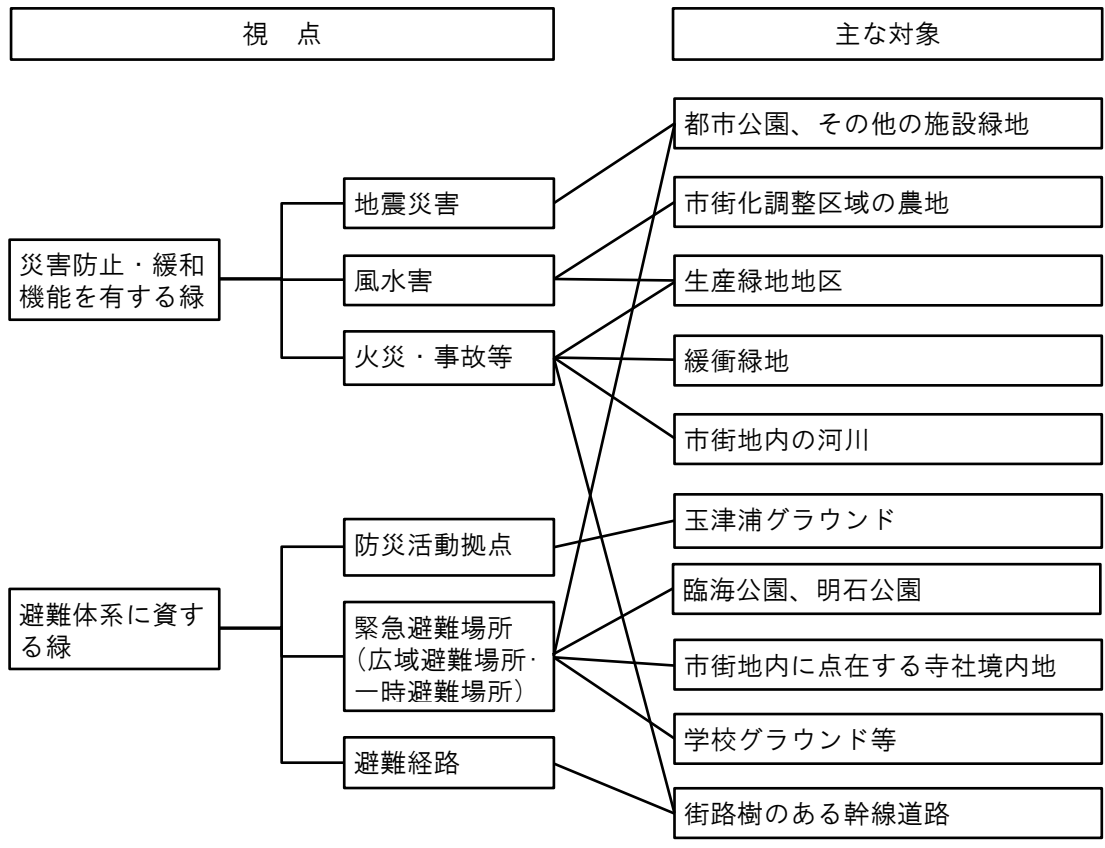


レクリエーション機能評価図

(4) 防災機能の評価

① 防災機能の緑の分類

防災機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 防災機能の緑の評価

災害防止・緩和機能を有する緑

- ・市街化調整区域の農地は、自然災害の危険防止や緩和に寄与する緑となっている。
- ・工業地と住宅地の緩衝となっている緑地などは、市民の良好な生活環境を守る重要な緑となっている。
- ・河川や幹線街路の緑は、延焼の拡大を防止する役割等を果たしている。

避難体系に資する緑

- ・玉津浦グラウンドが地区防災拠点として指定され、大規模災害時には広域的な応援を受ける場合の活動拠点として活用されることとなっている。
- ・臨海公園や明石公園、学校グラウンド等は広域避難場所として、市街地内の社寺境内地は一時避難所として指定され、災害時に市民の生命を守るための重要な緑地となっている。
- ・国道247号や主要な県道・市道は緊急輸送道路として位置づけられ、街路樹などの緑は通行の安全性を確保する役割を果たしている。

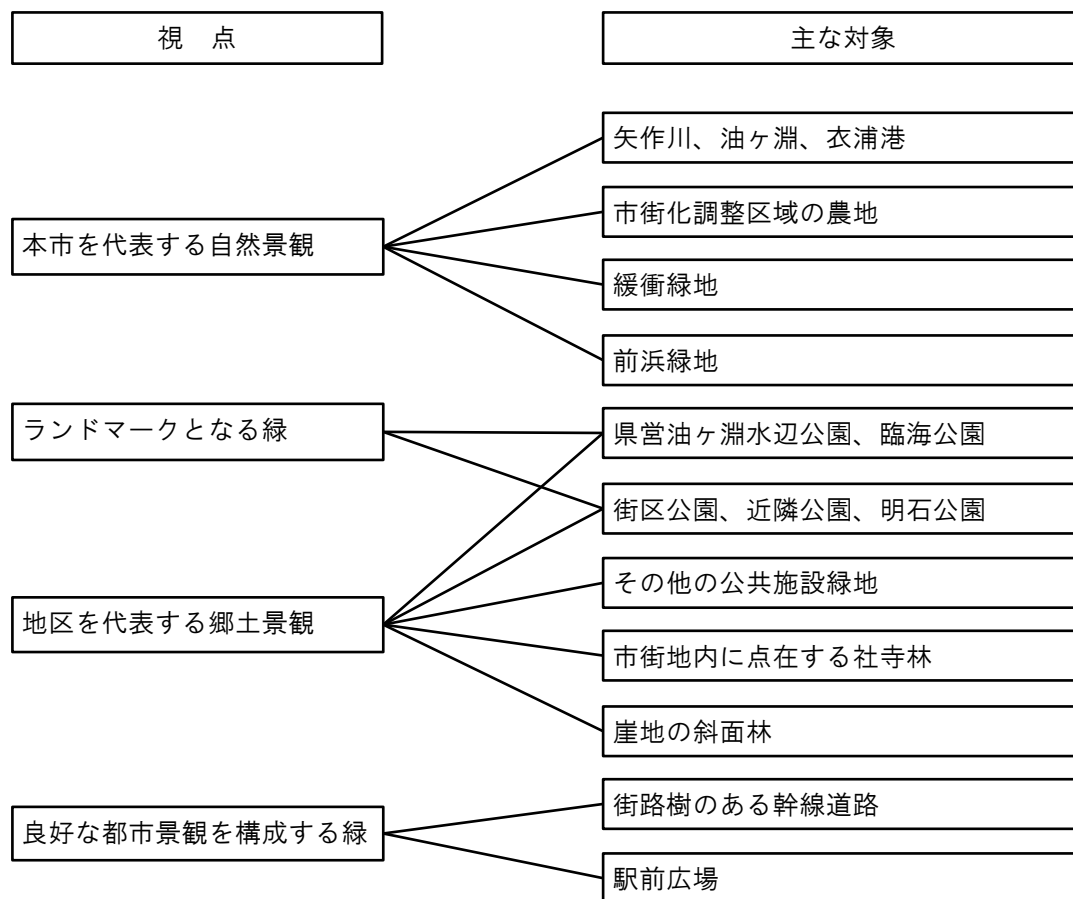


防災機能評価図

(5) 景観機能の評価

① 景観機能の緑の分類

景観機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 景観機能の緑の評価

本市を代表する自然景観

- ・ 矢作川や油ヶ淵、衣浦港などの水辺及び市街化調整区域の農地は、本市の骨格を形成する緑であり、優れた自然景観を形成している。
- ・ 前浜緑地の松並木は、本市を代表する緑であり、特色ある景観となっている。

ランドマークとなる緑

- ・ 現在整備中の県営油ヶ淵公園は、本市だけではなく地域を代表する公園であり、ランドマークとしての役割を果たすと考えられる。
- ・ 臨海公園や明石公園など、市内の都市公園は、市街地内でまとまった緑を構成し、ランドマークとしての役割を果たしている。

地区を代表する郷土景観

- ・市内の都市公園の緑は、都市のランドマークとしてだけでなく、地区を代表する郷土景観を有している。
- ・市街地内に点在する寺社境内地の緑や、崖地に残る斜面林は、市の歴史や地形特性を身近で感じられる重要な景観となっている。

良好な都市景観を構成する緑

- ・街路樹や駅前広場の緑は、市民の日常生活に緑を提供し、うるおいある都市景観を形成している。



景観機能評価図

4.3 緑に関する課題

(1) 課題の抽出

緑を取り巻く環境の変化や本市の緑の現況、市民意識や市民活動の状況、緑地の評価結果を踏まえ、次のように課題を抽出しました。

① 緑を取り巻く環境変化に関する課題

緑を取り巻く環境変化	課 題
・ 緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を緑地政策体系に位置づけることが明確化。 ・ 特定生産緑地制度の創設。（生産緑地の所有者等の意向を基に特定生産緑地に指定された場合、市に買取り申出ができる時期が10年延長となる。） ・ 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度（公募設置管理制度）が創設。 ・ 緑の基本計画策定の際の留意事項に生物多様性の確保の視点が追加。	・ 「農地」の具体的な保全・活用対策が必要。 ・ 特定生産緑地に関して、将来の買取り申出に備えた対応。 ・ 民間事業者等が都市公園等の維持管理に参加できる体制整備が必要。 ・ PFI事業や指定管理者制度等、都市公園等の規模に応じた制度の運用が必要。 ・ 緑の基本計画に生物多様性確保の観点を取り入れることが必要。

② 緑の現況を踏まえた課題

緑の現況	課 題
・ 衣浦湾、油ヶ淵、矢作川や、市街地外農地は、市街地を取り囲み、本市の緑の骨格を形成。 ・ 市街地内には、都市公園等の施設緑地のほか、社寺林や農地など民地の緑が点在。 ・ 都市公園は、平成29年度末現在（供用予定も含む）で50カ所、約42haが整備。 ・ 街区公園や近隣公園など、市民に身近な小規模公園は増加。 ・ 市街化区域内の緑被率は約19%であり、臨海部の緩衝緑地のほかは小規模な樹林地が多い。 ・ 市が管理する施設の平均緑化率は約9%。小規模な施設では植栽スペースの確保が困難。 ・ 市内の道路緑化（植栽・街路樹のある道路）延長は合計で約45km。	・ 本市の骨格をなす緑として、将来にわたって保全が必要。 ・ 本市を代表する緑として、市民が親しみ、ふれ合える環境整備が必要。 ・ 社寺林や農地は、市街地内の貴重な緑として保全が必要。 ・ 良好かつ安全な環境が維持されるよう、市民や民間事業者も含めた管理体制の構築が必要。 ・ 身近な場所に公園がない地域もあることから、配置バランスに考慮した公園整備が必要。 ・ 市街化区域内の樹林地の保全のほか、屋上緑化・壁面緑化も含めた住宅地の緑化が必要。 ・ 市民が日常的に利用する施設においては、植栽の整備のほか、屋上緑化や壁面緑化など様々な緑化方策の検討が必要。 ・ 緑のネットワークの構成要素として、緑化区間の延長とともに、維持管理体制の検討が必要。

③ 市民意識や市民活動のからみた課題

市民の意向・活動状況	課 題
・公園や歩道等に緑を増やすこと、自然的景観や身近な水辺、緑地を保全することに関する意識が高い。 ・「街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティア」に関して、60%近くが参加意欲がある。 ・公園の数は約半数が足りていると感じているが、公園の利用頻度は低い。 ・身近な公園に対する要望が多様化している。 ・緑化団体では参加者の高齢化や活動参加者数の減少が進んでいる。	・市民意向を踏まえた緑施策の立案が必要。 ・緑に対する関心をさらに高めるため、普及・啓発施策の充実が必要。 ・市民がボランティアに参加しやすい環境・制度の整備が必要。 ・地域住民の公園に対するニーズを把握し、利用しやすい公園へのリニューアルが必要。 ・公園の利用者、管理者、施設設置者等が公園の利便性向上について協議できる場の構築が必要。 ・緑化団体の活動内容のPRや参加の呼びかけ等、活動活性化に向けた支援が必要。

④ 緑地の評価結果からみた課題

緑地の評価結果	課 題
・矢作川、油ヶ淵、衣浦港の水辺は、市を代表する自然環境・自然景観を形成している。 ・市街化調整区域の農地は、本市の生産基盤であるとともに貴重な自然空間を提供し、自然災害の危険防止や緩和にも寄与している。 ・臨海部の緩衝緑地は、市街地の環境負荷の軽減に寄与するとともに、事故災害等の被害拡大防止の役割を果たしている。 ・都市公園やその他施設緑地は、市民のレクリエーションの場となるとともに、地域のランドマーク、避難場所等様々な機能を有している。 ・市街化区域内の農地や寺社境内地は、市民に身近な自然環境を提供するとともに、レクリエーションや避難場所等の場としても機能している。	・良好な水辺環境の維持、親水空間の整備等が必要。 ・農地の維持、農村環境の保全が必要。 ・緩衝緑地の保全と適切な管理が必要。 ・地域のニーズを踏まえた緑化や施設のリニューアル、適切な管理が必要。 ・市街化区域内の貴重な緑として、適切な維持・管理が必要。

(2) 課題の整理

抽出した課題について、「保全」、「活用」、「創造」、「管理」の4つの視点から整理を行います。

① 「保全」に向けた課題

●都市のシンボルとなる水辺緑地や崖地の斜面林の保全

矢作川や油ヶ淵、衣浦港は、本市の骨格をなす緑であるとともに、市民が自然とふれあうことができる貴重なレクリエーションの場となっていることから、本市にとって重要な緑として保全が必要です。

これらの資源は、水辺の花木や周辺の農地とともに、本市を代表する自然景観を形成しており、一体的な自然環境として保全が求められています。

また、高地と低地が生み出す崖地に残る斜面林は、本市の特徴的な緑として、緑地の保全に関する制度などを活用して保全することが考えられます。

●生物多様性の確保に向けた緑地の保全・創出

多様な生物が生息・生育できる空間を保全・創出するために、市域を囲む矢作川、油ヶ淵、高浜川、蜷川など河川と、その周辺の農地など自然の緑を保全するとともに、動植物の移動空間となる河川や緑道等からなる水と緑のネットワークの充実が必要です。

●市街地に点在する寺社の歴史的な緑地の保全

市街地に点在する寺社の樹林は、先人が残した貴重な緑として地域を特徴づける歴史的な緑であり、今後も保存樹林の指定などにより継続的に保全することが必要です。

●防災機能・保水機能の向上に向けた自然の緑の保全

市街地の生産緑地地区や街路樹、公園・緑地は、自然災害の拡大を防止する防災機能や保水機能をもっており、機能向上に向けた緑の保全が必要です。

●工業地域と市街地の緩衝のための工場植栽地、緑地の保全・管理の充実

工業地と市街地の緩衝となっている工場植栽地や緑地は、環境保全や防災上重要な緑として、緑地の保全と適切な維持管理が必要です。

② 「活用」に向けた課題

●地域に密着した緑地の多面的な活用

街区公園や近隣公園、寺社境内地、グラウンドなどは、日常のレクリエーションや地域の行事の場など、さまざまな活動の場として利用されており、多様なニーズに配慮した緑化や施設の充実・リニューアルが求められています。

また、これらの公園の利用案内や活動内容等を広く市民に周知するため、PR等の手法を検討する必要があります。

●市を代表する公園緑地の広域的な利用促進

碧南市臨海公園、明石公園、水源公園、碧南レールパーク、油ヶ淵水辺公園などは、本市を代表する公園・緑地であり、市内外の利用者を想定した広域的レクリエーション場として活用することが求められるとともに、地区のランドマークとして緑の育成が求められています。

●自然の緑の多様な活用

矢作川や油ヶ淵などでは水資源が充実しており、市を象徴する緑として、レクリエーションの場や景観要素として活用することが必要です。

市街地に点在する農地や周辺部の広大な農地は、生産緑地地区や農用地区域の指定により生産力の高い農地として保全するとともに、ふれあい農園としての活用が必要です。

●地震に備えた公園・緑地の防災機能の強化

東海・東南海地震等の災害時には、避難場所に指定されている都市公園や寺社境内地、防災活動拠点となる小中学校は、防災上重要な緑地として位置づけられており、防災機能の向上が求められています。

③ 「創造」に向けた課題

●地域バランスのとれた計画的な公園の配置

公園・緑地の整備状況に地域差があるため、その改善に向けてバランスのとれた計画的な公園・緑地の配置が求められます。街区公園や近隣公園など、地域住民にとって身近なレクリエーションの場として利用されている公園・緑地については、地域の需要を勘案し、施設の充実や緑化の推進を検討することが必要です。特に、スポーツが楽しめる公園・広場や、地域における中規模公園の整備が求められています。

また、少子高齢社会の到来や、多様な生活スタイルの変化に対応し、誰もが安全で安心して利用することができる公園・緑地の整備が求められます。

●市街地の道路や公共施設緑地における緑化の推進

市街地の緑地は、快適な生活環境を支えるとともに、都市部のヒートアイランド現象の緩和に寄与する貴重な緑です。市街地に集積する公共施設においては、市民が日常的に利用する身近な空間であることから、積極的な敷地内緑化が求められます。また、市街地における緑のネットワークを形成するため、国道や県道など幹線街路の緑化を積極的に推進するとともに、市道の街路樹路線においては、道路の幅員や周辺環境に配慮しながら緑化を推進することが必要です。

●大規模な民間施設への緑化の推進

市街地において緑を確保するためには、公共施設だけでなく、民間施設の緑化が必要であり、事業者への緑化の周知と意識の醸成を図ることが必要です。

●住宅地における地域住民参加の緑化の推進

住宅地において、快適な緑環境を形成していくためには、ベランダや壁面における緑化など、積極的な取組みが重要です。また、緑化に関する地域住民への普及活動や意識啓発活動を通じて、地域住民の参加による緑化を推進していくことが必要です。

④ 「管理」に向けた課題

●市民の憩いの場となる公園緑地の維持管理

街区公園、児童遊園、ちびっ子広場など公園・緑地は、地域の憩いの場であり、緑の保全と清掃などによる環境美化が求められており、地域住民や団体との協働により、適正に維持管理することが必要となっています。

●民間活力を活用した公園緑地の管理体制の構築

公園緑地の管理に関しては、市民団体や民間事業者の活力を積極的に活用するため、多様な主体が参加できる管理体制の構築が必要です。

●公園施設の計画的な維持管理

既設の公園緑地の中には、整備後長期間経過し老朽化した施設や利用者ニーズから乖離した施設等もあるため、定期的な施設点検・補修・改修を計画するとともに、施設・設備の更新・リニューアルを計画的に進める必要があります。

第5章 緑のまちづくり目標と基本方針

5.1 緑の将来像と基本方針

(1) 緑の将来像

本市は、矢作川、油ヶ淵、衣浦港といった水辺の緑や、西端地域や矢作川右岸に広がる農地など、多くの緑に囲まれています。また、市街地周辺に碧南市臨海公園や明石公園など緑の拠点となる大規模な公園が配置されているほか、油ヶ淵周辺では県営広域公園の整備が進められています。市街地内には、社寺林や農地が点在し、住民に身近な公園が整備されているほか、公共施設の緑化や道路沿道の植栽が生活空間に潤いを与えています。

このような本市の緑の特性を活かし、河川や農地など身の回りの自然環境を「保全」し、自然とふれ合える場として「活用」しながら、自然環境と都市環境が調和できるように水と緑のネットワークを「創造」し、民間の活力とノウハウを取り込み緑を適切に「管理」することにより、市民と協働で緑のまちづくりを進めていきます。

ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南

◆緑の将来像図



(2) 基本方針

緑の将来像の実現を目指し、次の4つの基本方針に基づき体系的な緑のまちづくり施策の展開を図ります。

【保全の方針】豊かな自然を守り、市民生活と調和した環境を維持します

- 骨格となる衣浦港や油ヶ淵、矢作川と、市域を取り囲む農地等自然の緑を保全します。
- 生産緑地や社寺林、斜面林等、貴重な緑を保全します。
- 公園や街路樹の緑は、災害時に火災延焼防止や避難地・避難路の確保等の機能を有しており、災害に強いまちづくりに資する緑として保全します。

【活用の方針】地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます

- 地域の拠点となる公園・緑地は、様々な活動、交流の場として多面的に活用し、活用内容等を市民へPRすることにより利用の促進を図ります。
- 河川や農地等（自然の緑）は、自然とふれあい、緑を育む場として活用します。
- 市街化区域の農地は、長期的な保全・活用方策を検討し、緑豊かなまちづくりに活用します。

【創造の方針】身近な緑を増やし、快適な市街地環境を造ります

- 緑地が不足する密集市街地において、オープンスペースの積極的な確保を図ります。
- 緑化に関する情報発信や緑化イベント等を通して、民有地緑化等地域住民の参加による緑のまちづくりを推進します。
- 市民ニーズに合った公園整備を進めるとともに、公園や公共施設等、市民が日常的に利用する施設の緑化を推進します。
- 道路や河川沿いの緑化を推進し、緑のネットワーク形成を図ります。

【管理の方針】多様な主体が、緑の維持・管理活動への参画を進めます

- 市民団体や民間事業者等も含めた多様な主体が、緑を守り育てる維持管理体制の構築を推進します。
- 地域住民が、公園や街路の花壇や植栽を維持・管理する活動に気軽に参加できる環境整備を推進します。

5.2 計画フレームと目標

(1) 計画フレームの考え方

将来人口フレームは、計画の目標年次を平成42年（2030年）として、碧南市都市計画マスタープランと整合を図り、次のように設定します。

① 計画対象区域

計画対象区域は、碧南市の全域、面積3,586ha とします。

② 将来人口フレーム

人口の見通しは、碧南市都市計画マスタープランと整合を図り、平成42年の目標人口を次のように設定します。

■ 将来人口フレーム

年 次	現況（平成30年）	目標年次（平成42年）
人 口	72,762 人	75,000 人

(2) 計画目標

緑地の保全、緑化の推進や都市公園などの整備に関する総量的な目標を設定します。

① 緑地の確保目標水準

	現況（平成30年）	目標年次（平成42年）
市街地面積に対する割合	13.4%	（調整中）%
都市計画区域面積に対する割合	39.9%	（調整中）%

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

	現況（平成30年）	目標年次（平成42年）
目標水準	21.0㎡／人	（調整中）㎡／人

③ 都市公園の整備目標

	現況（平成30年）	目標年次（平成42年）
目標水準	5.8㎡／人	（調整中）㎡／人

④ 緑被率の目標

	現況（平成30年）	目標年次（平成42年）
市街地面積に対する割合	19.0%	（調整中）%
都市計画区域面積に対する割合	44.4%	（調整中）%

⑤ 公園誘致エリア充足率(街区公園・近隣公園の誘致圏に含まれる範囲の割合)

	現況（平成30年）	目標年次（平成42年）
目標水準	36.5%	（調整中）%